

第1章 調査の背景と目的

平成に入る頃から来日外国人¹の検挙人員が増加し始め、それより若干遅れる形で平成8年頃より家庭裁判所や少年院に送致される来日外国人少年²も増加している。特に、平成2年6月1日施行の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正による定住者の在留資格の創設により就労目的で来日する日系外国人が増え、その親に伴って来日した子供達による非行が増加するようになっている。

こうした来日外国人少年による非行は、言語・文化・習慣・価値観の違いから、日本での学校生活や社会生活に不適應や文化葛藤を起こすことが要因の一つであると言われている。しかし、定住者の在留資格が設けられて20年以上が経過した現在、乳幼児期に来日したり、日本で出生したりした日系人少年は、日本での在留期間が長いため、日本語能力に問題がなく、日本文化にも抵抗が少ない者が多くなっており、非行要因としての環境不適應や文化葛藤が問題にならないはずであると思われるのに、現実には、来日外国人非行少年の中に在留期間の長い少年が少なくない。

また、一般の来日外国人児童についての不就学が問題とされていることから、非行をした来日外国人少年についても、不就学を始め日本での生活環境や家庭環境の問題が彼らの問題行動や非行にどのような影響を与えているのかを明らかにすることが、効果的な処遇を模索する上でも重要である。

特に、来日外国人非行少年については、受刑後その多くが退去強制となる来日外国人受刑者と異なり、保護処分等を受けたことだけでは退去強制とはならず、少年院出院後も多くの者が日本に在留することになるため、日本社会への社会復帰に向けた矯正教育の在り方について検討を行う必要がある。そのためには、来日外国人少年による非行の背景や要因、少年院や保護観察における処遇の実情と課題、我が国における在留状況等について正確な情報を収集し、分析することが肝要である。

これまで外国人非行少年に関する実態調査としては、平成2年から4年にかけて少年鑑別所に入所した来日外国人少年を対象とした実態に関する研究（法務総合研究所研究部紀要37, 1994）や、平成9年から12年に保護観察を終了した者を対象とした実態調査（法務総合研究所研究部報告17, 2002）などがあるが、これらはまだ定住者など日系人少年の非行が増え始める前あるいは増え始めて間もない時点での調査であるため、その後の状況とは様々な点で異なる。そこで、本研究では、来日外国人少年による非行の実態と処遇の状況について明らかにするため、全国の少年院に在院している来日外国人非行少年等を対象

1 我が国にいる外国人のうち、永住者・特別永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

2 来日外国人のうち、20歳未満の者をいう。

に実態調査を行うこととした。

本研究部報告の構成は、次のとおりである。

初めに、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人の出入国の動向及び活動状況に見られる国際化の現状（第2章）並びに外国人少年による非行・犯罪の特徴や動向及び処遇の状況について分析した（第3章）。そして、今回実施した特別調査である「少年院在院中の来日外国人少年に対する在院時調査」の結果を基に、国籍、在留関係等の属性や、非行動機、共犯関係、保護者の状況等から、来日外国人少年等の非行実態について分析した（第4章）。

なお、本研究では、少年院在院中の来日外国人少年等に対する在院時調査と、出院後の出院時調査の二つの調査を実施したが、本報告書は、その第1報告として、主に、在院時調査による分析結果をまとめたものであり、出院時調査による在留期間の更新や退去強制関係、少年院における処遇状況等の分析結果については、おいて、研究部報告（第2報告）として刊行する予定である。

第2章 我が国における外国人を取り巻く現状

外国人による非行・犯罪を調査・分析するに当たっては、その前提として、我が国における外国人の活動状況等の動向に見られる国際化の現状を知ることが重要であろう。そこで、本章においては、各種統計資料等に基づき、外国人の出入国状況や外国人人口等を始めとする我が国における国際化の進展及びその現状を概観する。

ところで、本研究の調査対象である来日外国人非行少年については、入管法で定める27種類の在留資格³のうち、外国人の有する身分・地位に基づく在留資格（同法別表第2）、特に、永住者、日本人の配偶者等及び定住者が多数を占めており、これを踏まえておく必要がある。同法別表第2に係る在留資格については、次のとおりである。

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者 ⁴	法務大臣が永住を認める者	無制限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年 ⁵ 又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者の配偶者又はこれらの者の子として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者	3年 ⁶ 又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者	3年 ⁷ 、1年又は3年 ⁸ を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間

注 上記の在留資格は、本邦において行うことができる活動に制限はない（就労活動を含む。）。

なお、本研究は、来日外国人少年による非行に焦点を当てるものであるが、一般に、少

3 外国人の出入国管理については、入管法で在留資格制度を採用しており、外国人が我が国に在留中に行うことができる活動又は在留することができる身分・地位を類型化したものを「在留資格」として定め、これを基本として外国人の在留管理を行っている。在留期間は、これらの在留資格に対応して法務省令で定められており、上陸許可の際に、在留資格と併せて決定される。在留資格には、外国人が行うことのできる活動に基づく在留資格（同法別表第1）と外国人の有する身分・地位に基づく在留資格（活動に制限はない。）（同別表第2）がある。

4 永住許可は、在留資格を有する外国人が永住者への在留資格の変更を希望する場合に法務大臣が与える許可であり、その申請は、在留資格の変更を希望する場合又は出生その他上陸の手続を経ることなく本邦に在留する場合に限られる。永住者は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されているため、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられている。

5 平成24年7月9日施行の入管法等の改正により、5年に引き上げられた。

6 同上

7 同上

8 同上

年の動向については、保護者を始めとする家族の動向とも密接に関連することから、本章においては、特に少年に限定することなく、我が国における外国人を取り巻く現状を見ることとする。

第1節 外国人の出入国状況・外国人人口等

1 概観

(1) 出入国状況等

外国人の入国（再入国による場合を含む。以下この節において同じ。）・出国（再入国許可を受けて出国する場合を含む。以下この節において同じ。）人員については、戦後、国際輸送手段の整備・発展等を背景に、右肩上がりに増加していった。入国・出国人員とも、昭和53年に100万人、59年に200万人、平成2年に300万人の大台をそれぞれ突破し、その後もおおむね増加傾向にある。また、外国人登録者の年末人員もおおむね増加傾向にあり、過去6年連続で200万人を超える高水準にある。

外国人の出入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-1-1**図のとおりである。

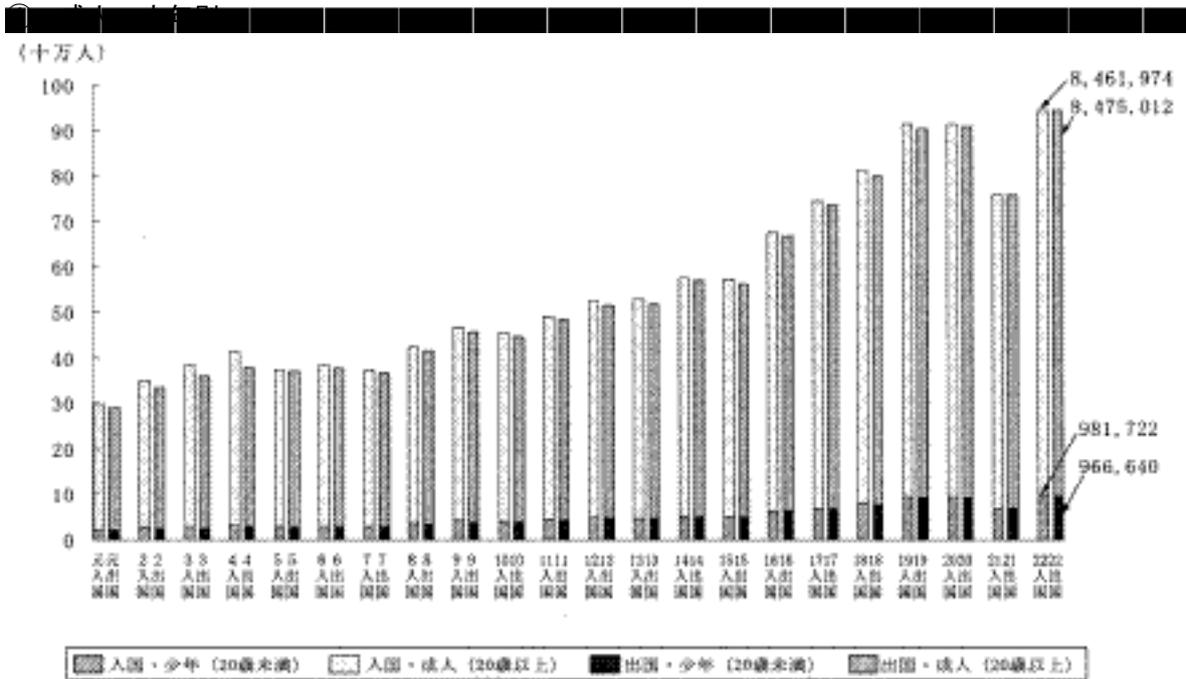
入国・出国人員共に増加傾向にあり、特に平成16年以降は大幅な増加傾向が見られ、いずれも21年には目立って減少したものの、22年は944万人台と過去最高となり、元年の3倍以上の水準に達している。再入国人員、再入国許可を得た出国人員については、ほぼ一貫して増加傾向にある。入国・出国人員中では、それぞれ新規入国・単純出国人員の比率が一貫して圧倒的に高く、最近5年間における入国人員中の再入国人員の比率は、15～19%台、出国人員中の再入国許可を得た出国人員の比率は、16～20%台で推移している。

入国人員と出国人員とを比べると、平成元年以降は、21年を除いて、いずれも入国人員の方が多く、我が国における外国人人口の増加（後記（2）参照）にも見られるように、我が国に入国し、滞在する外国人が増加していることを裏付けている。

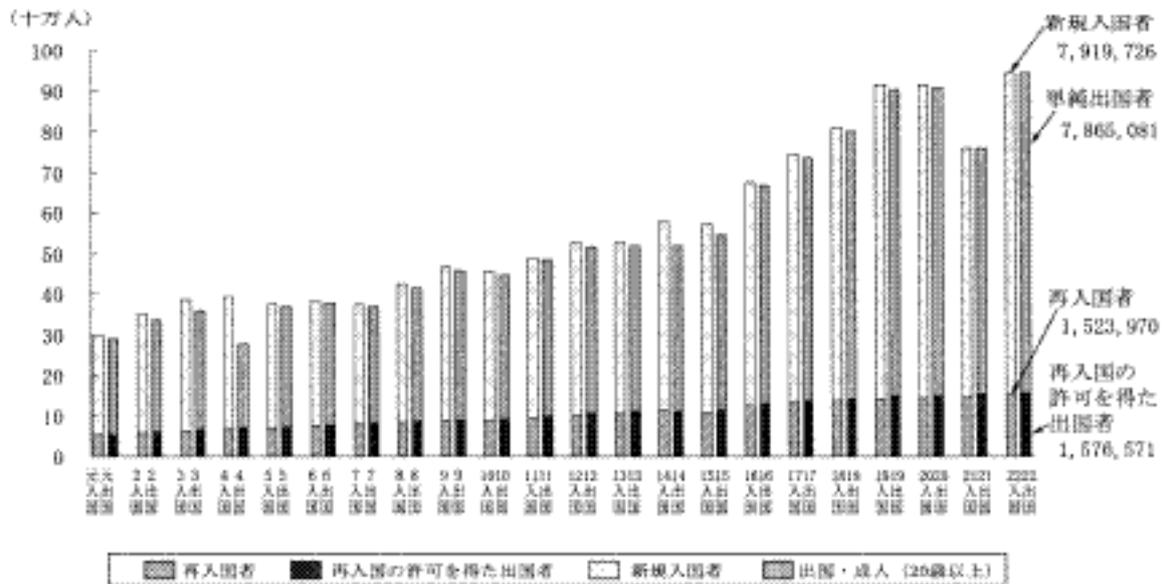
平成元年以降、出入国人員のうち、少年の人員は、いずれも成人の1割前後の水準で推移しており、22年における外国人少年の入国人員は98万1,722人、出国人員は96万6,640人であった。

2-1-1-1図 外国人の出入国人員の推移

(平成元年～22年)



② 新規入国・再入国及び単純出国・再入許可を得た出国別



- 注 1 入国管理局の統計による。
 2 入国外国人員は、新規入国人員及び再入国人員である。
 3 出国外国人員は、単純出国人員及び再入国の許可を得た出国人員である。

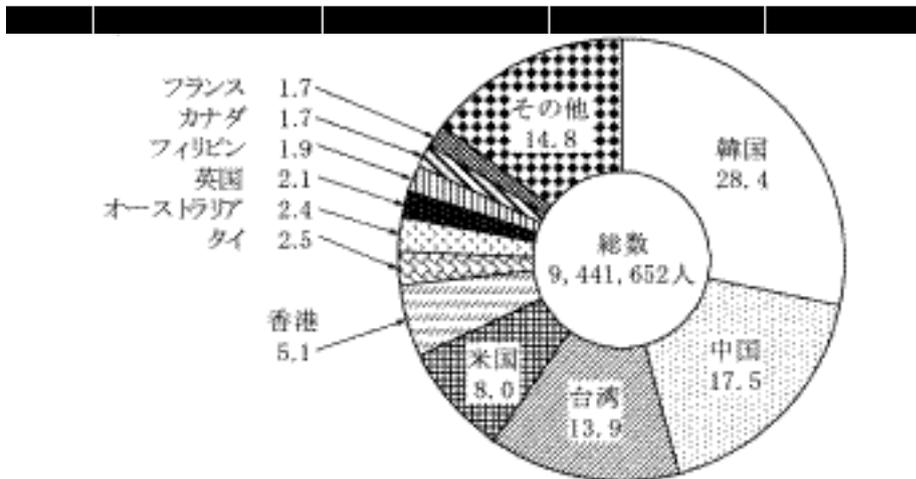
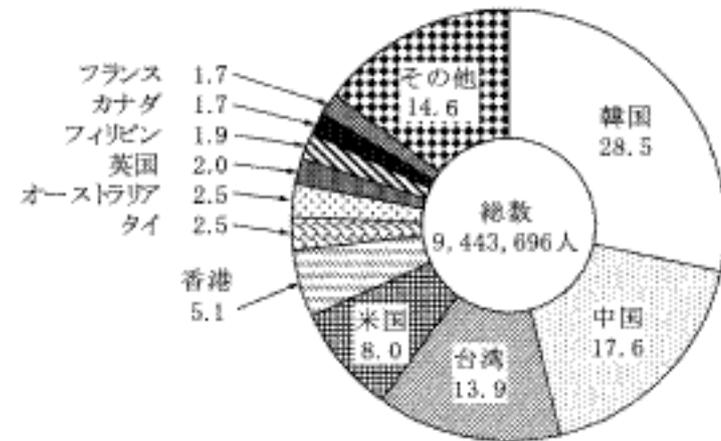
平成22年における外国人の出入国人員の国籍等別構成比は、**2-1-1-2図**のとおりである。

入国・出国人員共に、韓国（入国外国人の28.5%、出国外国人の28.4%）、中国（香港等及び台湾を除く。以下、特に断らない限り、この節において同じ。それぞれ同17.6%、17.5%）、台湾（それぞれ同13.9%、13.9%）、米国（それぞれ同8.0%、8.0%）、香港（それぞれ同5.1%、5.1%）、タイ（それぞれ同2.5%、2.5%）の順に多い。

2-1-1-2図 出入国外国人国籍等別構成比

（平成22年）

① 入国

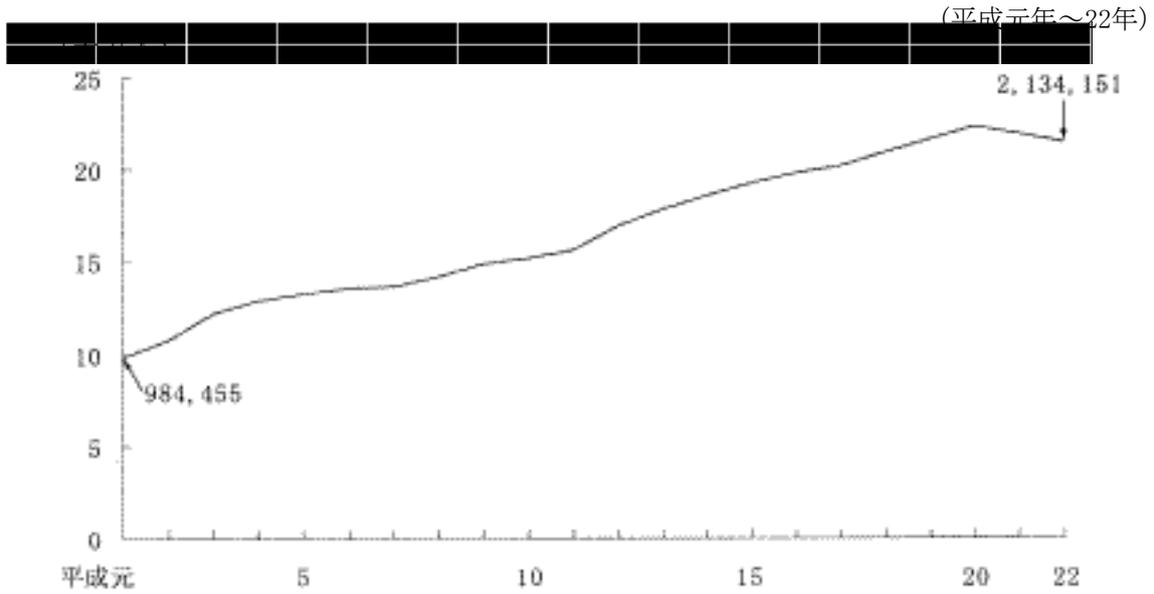


注 入国管理局の統計による。

外国人登録者の年末人員の推移（平成元年以降）を見ると、**2-1-1-3図**のとおりである。

全体として増加傾向にあり、平成2年に100万人、17年に200万人の大台を突破し、20年には221万人を超えて過去最高を記録し、21年、22年と2年連続して若干減少したものの、なお213万人台の高水準にある。

2-1-1-3図 外国人登録者年末人員の推移

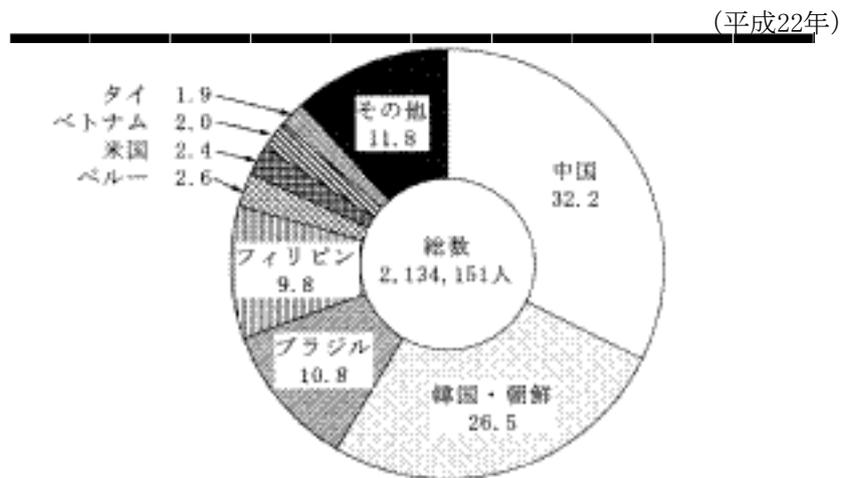


注 1 入国管理局の統計による。
2 無国籍の者を除く。

平成22年における外国人登録者の年末人員の国籍等別構成比は、2-1-1-4図のとおりである。

中国（香港等及び台湾を含む。32.2%）、韓国・朝鮮（26.5%）、ブラジル（10.8%）、フィリピン（9.8%）の順に多い。なお、平成2年以降、上位4か国籍等は共通であるが、その順位には若干の変動があり、2年から18年までは韓国・朝鮮が最も多く、次いで、中国、ブラジル、フィリピンの順であったが、19年以降は中国が韓国・朝鮮を逆転している。

2-1-1-4図 外国人登録者年末人員の国籍等別構成比



注 1 入国管理局の統計による。
2 「中国」は、香港等及び台湾を含む。
3 無国籍・国籍不明の者を含む。

外国人の出入国状況を、入国外国人、出国外国人に係る国籍等の数の観点から見ると、平成22年は、20年前の2年（167の国籍等）から大きく増加し、いずれも195の国籍等に達している。外国人登録者の年末人員に係る国籍等の数についても同様に、2年の153から22年では191に大きく増加している（なお、24年1月現在、国連加盟国は192か国、日本が承認している外国は193か国である。外務省の資料による。）。2年から22年まで5年ごとに、出入国外国人及び外国人登録者の年末人員がそれぞれ500人以上である国籍等の数を見ると、2-1-1-5表のとおりであり、いずれも、2年から17年にかけて右肩上がりに増加し、17年から22年までは微増している。このように、我が国に出入国し、滞在する外国人については、人員の増加だけではなく、国籍等の面でも多様化が進んでいる。

2-1-1-5表 出入国外国人・外国人登録者年末人員(500人以上)の国籍等数の推移

(平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年)

区 分	2年	7年	12年	17年	22年
入国外国人の国籍等数	66	76	91	105	106
出国外国人の国籍等数	62	75	90	102	106
年末外国人登録者の国籍等数	35	42	51	54	56

注 1 入国管理局の統計による。

2 北朝鮮は、韓国・朝鮮に、香港等及び台湾は中国に、それぞれ計上して国籍等数を数えている。

(2) 外国人人口

我が国の総人口のうち、外国籍等を有する者は、平成2年では、88万6,397人（うち少年20万7,515人）であったが、17年には155万5,505人（同21万5,425人）、22年には164万8,037人（同21万1,333人）に増加した（総務省の人口統計による。）。2年、17年及び22年の外国人人口を都道府県別に見たのが、2-1-1-6表である。

平成2年では、外国人人口は我が国の総人口の0.7%にすぎなかったが、17年及び22年では、それぞれ1.2%及び1.3%と1%台前半を占めるようになった。各都道府県人口に占める外国人の比率を見ると、1.5%以上であるのは、2年では3府県なのに対し、17年では12都府県に大幅に増加した。22年では1.5%以上の都府県が9と若干減少する一方、1.2%以上の府県が17年の18から19に微増した。また、17年に外国人人口が1.5%以上の都府県について、2年時の比率と比べると、群馬、長野、岐阜、静岡、愛知及び三重の各県について、1ptを超える大幅な上昇が見られた。

2-1-1-6表 都道府県別外国人人口

(平成2年, 17年, 22年)

都道府県名	22年				17年		2年	
	外国人総数		少年		外国人総数		外国人総数	
全 国	1,648,037	【1.3】	211,333	(12.8)	1,555,505	【1.2】	886,397	【0.7】
北海道	18,280	【0.3】	1,755	(9.6)	15,650	【0.3】	8,582	【0.2】
青 森	3,688	【0.3】	293	(7.9)	3,930	【0.3】	1,924	【0.1】
岩 手	5,184	【0.4】	474	(9.1)	5,367	【0.4】	1,892	【0.1】
宮 城	12,367	【0.5】	1,427	(11.5)	11,851	【0.5】	5,424	【0.2】
秋 田	3,356	【0.3】	216	(6.4)	3,635	【0.3】	1,416	【0.1】
山 形	6,158	【0.5】	472	(7.7)	6,383	【0.5】	1,459	【0.1】
福 島	9,347	【0.5】	888	(9.5)	10,065	【0.5】	3,798	【0.2】
茨 城	40,477	【1.4】	5,219	(12.9)	37,301	【1.3】	11,088	【0.4】
栃 木	26,429	【1.3】	3,770	(14.3)	26,322	【1.3】	9,275	【0.5】
群 馬	35,458	【1.8】	5,586	(18.6)	34,934	【1.7】	10,439	【0.5】
埼 玉	88,734	【1.2】	12,083	(13.6)	80,035	【1.1】	30,871	【0.5】
千 葉	78,927	【1.3】	9,457	(12.0)	73,116	【1.2】	27,568	【0.5】
東 京	318,829	【2.4】	38,819	(12.2)	248,363	【2.0】	159,073	【1.3】
神奈川	125,686	【1.4】	17,583	(14.0)	115,412	【1.3】	61,566	【0.8】
新 潟	11,914	【0.5】	1,036	(8.7)	10,861	【0.4】	4,228	【0.2】
富 山	11,002	【1.0】	1,348	(12.3)	10,587	【1.0】	2,608	【0.2】
石 川	9,768	【0.8】	957	(9.8)	7,654	【0.7】	3,834	【0.3】
福 井	10,562	【1.3】	1,063	(10.1)	10,803	【1.3】	5,257	【0.6】
山 梨	12,484	【1.4】	2,060	(16.5)	13,564	【1.5】	2,888	【0.3】
長 野	29,841	【1.4】	4,247	(14.2)	34,764	【1.6】	8,383	【0.4】
岐 阜	36,879	【1.8】	5,450	(14.8)	36,793	【1.7】	11,344	【0.5】
静 岡	61,610	【1.6】	10,521	(17.1)	70,721	【1.9】	20,358	【0.6】
愛 知	160,228	【2.2】	24,936	(15.6)	150,115	【2.1】	65,318	【1.0】
三 重	32,825	【1.8】	5,372	(16.4)	34,249	【1.8】	10,179	【0.6】
滋 賀	21,537	【1.5】	3,354	(15.6)	22,750	【1.6】	9,041	【0.7】
京 都	41,855	【1.6】	4,248	(10.1)	46,044	【1.7】	45,958	【1.8】
大 阪	164,704	【1.9】	18,506	(11.2)	175,766	【2.0】	176,457	【2.0】
兵 庫	79,040	【1.4】	9,490	(12.0)	85,943	【1.5】	78,643	【1.5】
奈 良	9,255	【0.7】	1,030	(11.1)	8,848	【0.6】	7,037	【0.5】
和 歌 山	4,837	【0.5】	365	(7.5)	5,021	【0.5】	4,392	【0.4】
鳥 取	3,596	【0.6】	274	(7.6)	3,853	【0.6】	1,928	【0.3】
島 根	4,779	【0.7】	393	(8.2)	4,464	【0.6】	1,702	【0.2】
岡 山	18,476	【0.9】	1,679	(9.1)	14,796	【0.8】	8,701	【0.5】
広 島	31,882	【1.1】	3,399	(10.7)	27,178	【0.9】	17,046	【0.6】
山 口	12,292	【0.8】	1,110	(9.0)	12,461	【0.8】	13,421	【0.9】
徳 島	4,076	【0.5】	290	(7.1)	4,206	【0.5】	843	【0.1】
香 川	6,858	【0.7】	693	(10.1)	6,008	【0.6】	1,839	【0.2】
愛 媛	7,828	【0.5】	553	(7.1)	6,773	【0.5】	2,349	【0.2】
高 知	3,172	【0.4】	479	(15.1)	2,927	【0.4】	1,176	【0.1】
福 岡	40,317	【0.8】	4,634	(11.5)	38,449	【0.8】	26,635	【0.6】
佐 賀	3,594	【0.4】	347	(9.7)	3,321	【0.4】	1,551	【0.2】
長 崎	6,498	【0.5】	473	(7.3)	5,675	【0.4】	4,454	【0.3】
熊 本	7,624	【0.4】	654	(8.6)	6,651	【0.4】	2,711	【0.1】
大 分	8,841	【0.7】	1,300	(14.7)	6,871	【0.6】	3,325	【0.3】
宮 崎	3,802	【0.3】	481	(12.7)	3,222	【0.3】	1,619	【0.1】
鹿 児 島	5,490	【0.3】	510	(9.3)	4,906	【0.3】	1,914	【0.1】
沖 縄	7,651	【0.5】	1,039	(13.6)	6,897	【0.5】	4,893	【0.4】

注 1 総務省統計局の人口資料による。

2 【 】内は、全国又は各都道府県の総人口に占める全国又は各都道府県の外国人総数の構成比である。

3 ()内は、全国又は各都道府県の外国人総数に占める全国又は各都道府県の外国人少年の人口の構成比である。

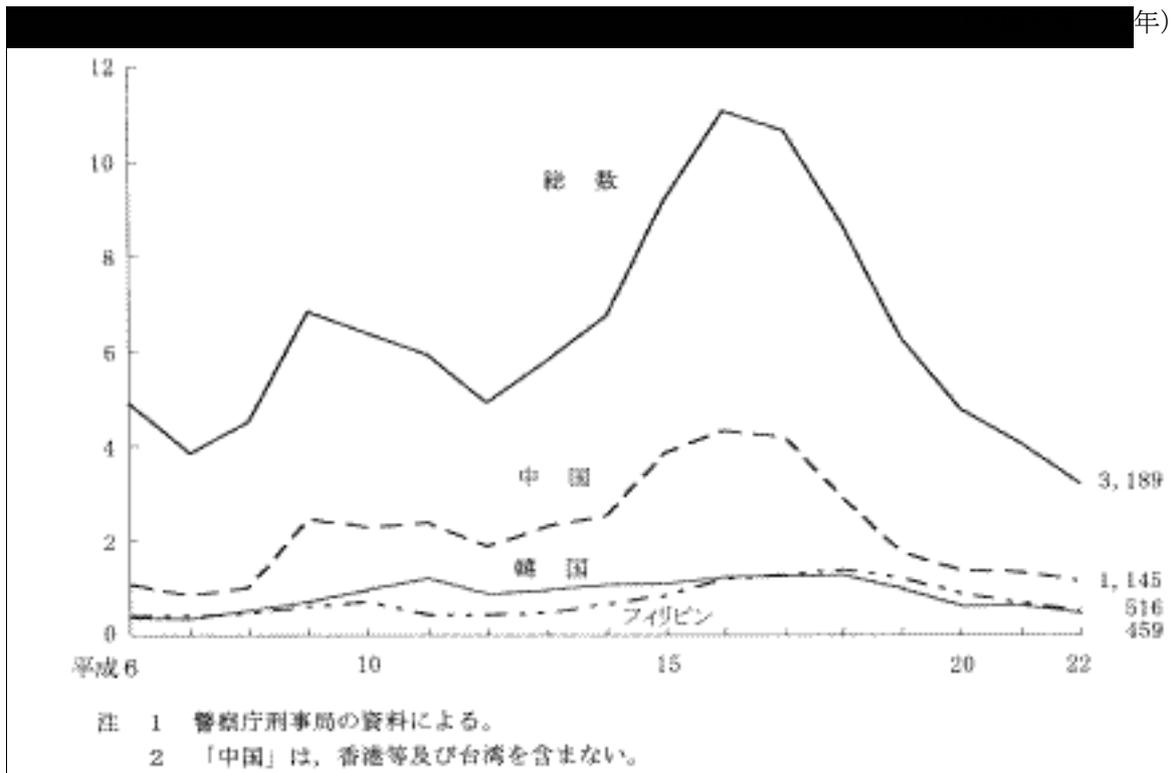
4 無国籍の者及び国名が不詳の者を含む。

(3) 外国人による入管法違反等

我が国に入国し、滞在する外国人は、適法に入国し、在留する者ばかりではない。不法に入国した者や、適法に入国したものの不法残留する者等、違法に入国し、又は在留する者も数多い。入管法違反による検挙人員の推移（平成6年以降）を来日外国人全体及び主な国籍等別に見たのが、2-1-1-7図である。

来日外国人全体では、平成16年まで大幅な増加傾向にあり、同年には6年の倍以上の1万1,000人台となっているが、その後は減少し続け、22年には3,000人台と6年の水準を下回っている。17年以降の大幅な減少は、15年12月策定の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」における不法滞在者を5年で半減させる計画に基づき、出入国管理の充実・強化や入国管理局及び警察による不法滞在者の摘発強化等の各種対策を実施した結果等によるものと思われる。検挙人員の国籍等については、17年以降では、中国、フィリピン、韓国の順に多い。また、最近10年間では、入管法違反による検挙人員のおおむね6割前後が不法残留によるものである。

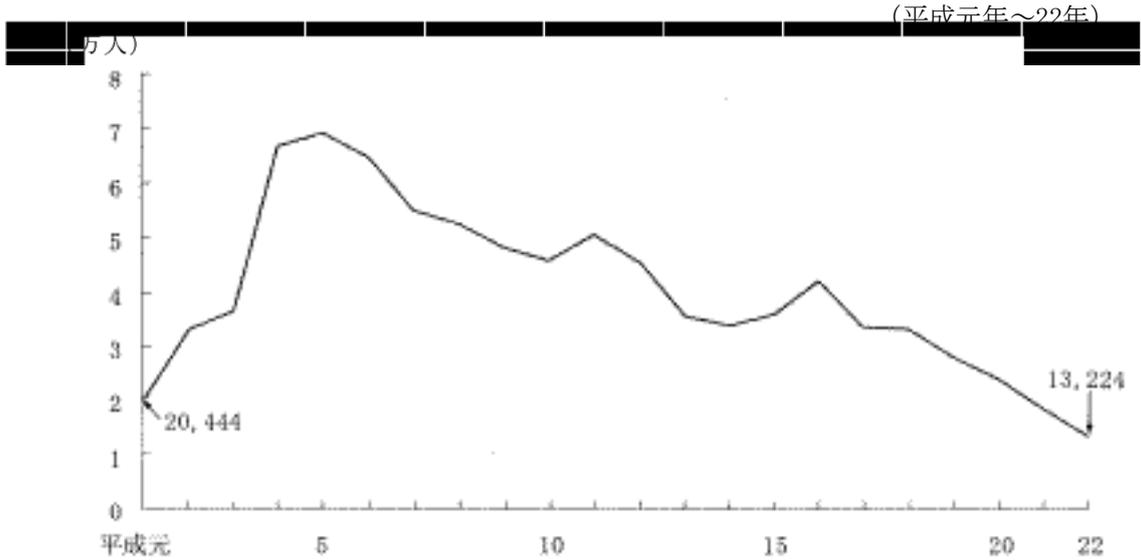
2-1-1-7図 来日外国人の入管法違反検挙人員の推移（主な国籍等別）



不法残留等の入管法違反者に対しては、退去強制手続が執られることになるが、その対象となり、退去強制令書により送還された人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-1-8図**のとおりである。

退去強制令書による送還人員は、平成6年まで激増して7万人に迫ったが、その後は減少傾向にあり、22年には1万3,000人台と、元年よりも低い水準となった。

2-1-1-8図 退去強制令書による送還人員の推移



注 入国管理局の統計による。

2 主な国籍等についての出入国等の動向

次に、我が国における外国人少年による非行・犯罪を研究する上で、検挙や家庭裁判所送致等の人員が多い（第3章参照）など、重要性の高い中国、フィリピン及びブラジルについて、これらの国籍等を有する者全体の出入国等の動向を見ることとする。

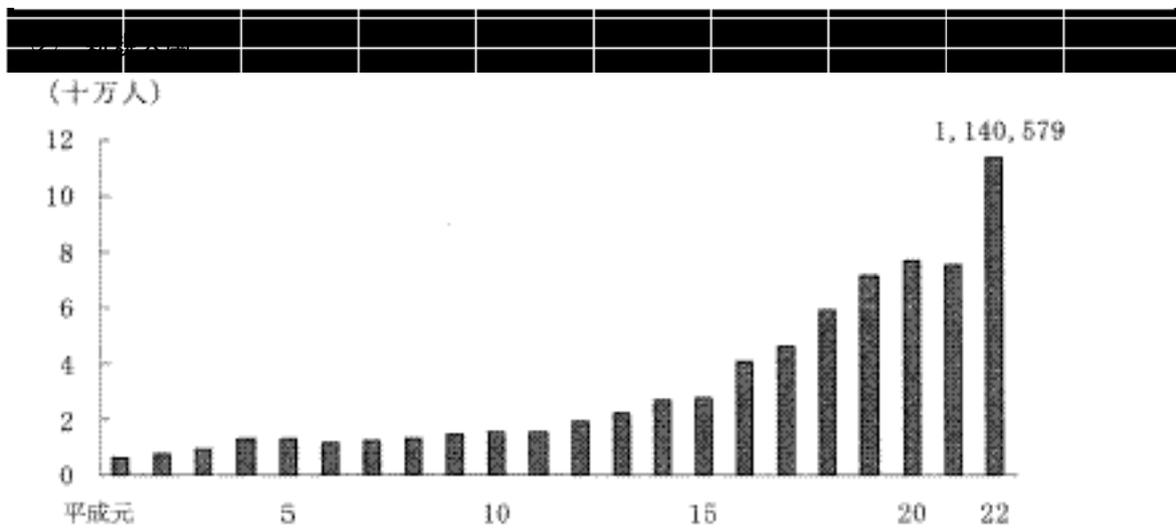
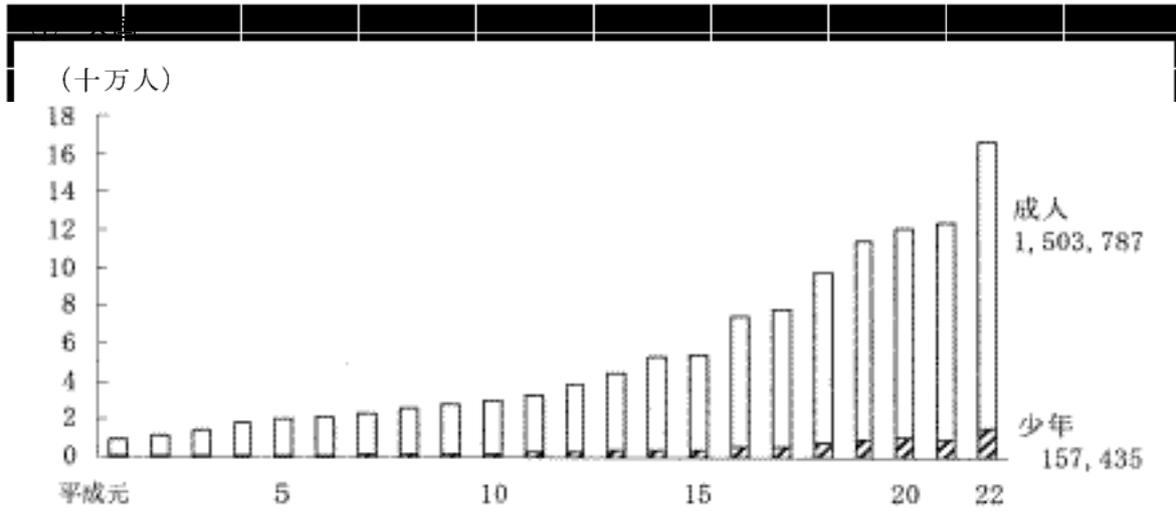
(1) 中国

中国籍の入国人員及び新規入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-2-1図**のとおりである。

入国人員は、平成元年以降、おおむね一貫して増加し続け、22年には、166万人台に達している。また、入国人員に占める少年の比率は、一貫して1割未満で推移している。新規入国人員についても、入国人員全体と同様、一貫した増加傾向にあり、22年には110万人を突破した。

2-1-2-1 図 入国・新規入国人員の推移（中国）

（平成元年～22年）

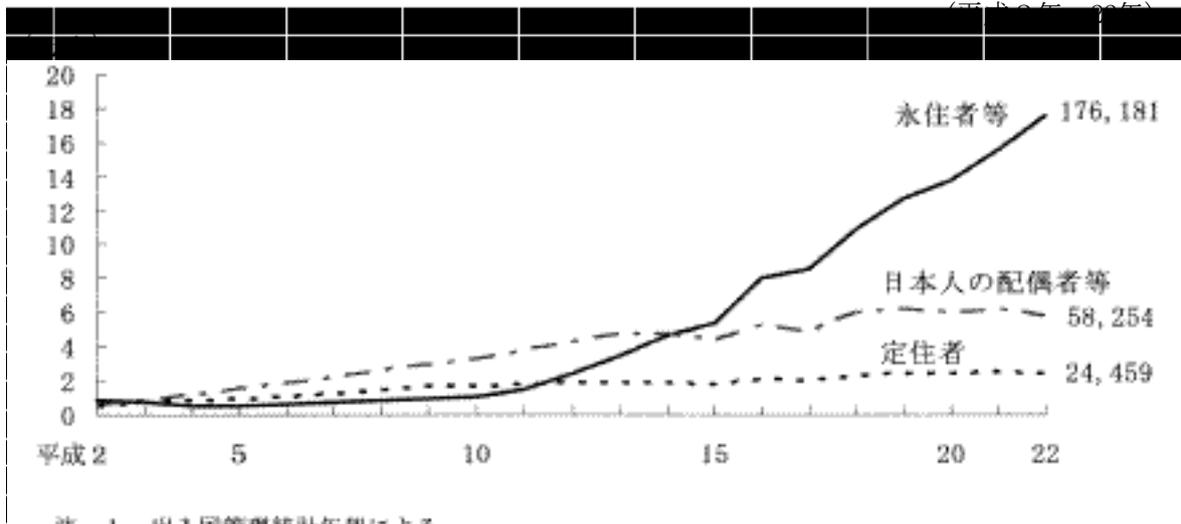


注 1 出入国管理統計年報による。
 2 香港等及び台湾を除く。

次に、中国籍の入国人員の推移（平成2年以降）を、通常我が国に主たる生活拠点を置いていると思われる永住者及び永住者の配偶者等（まとめて「永住者等」という。以下この項において同じ。）、定住者（同年6月1日に創設されたため、同年は、それ以降の数値である。後記（2）及び（3）においても同じ。）並びに日本人の配偶者等の在留資格別に見たのが、2-1-2-2 図である。

いずれの在留資格についても、平成2年以降、微増ないし増加傾向にあるが、特に最近10年間の永住者等の増加は著しく、15年以降では、永住者等が最も多くなり、22年では17万人台に達している。

2-1-2-2図 在留資格別入国人員の推移（中国）



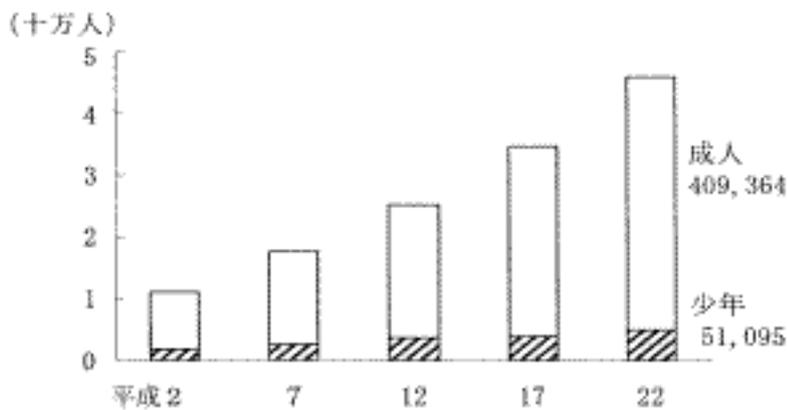
注 1 出入国管理統計年報による。
 2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。
 3 香港等及び台湾を除く。

我が国における中国籍（香港等及び台湾を含む。以下（1）において同じ。）の人口の5年ごとの推移（平成2年以降）は、2-1-2-3図のとおりである。

中国籍の人口は、平成2年の10万人台から右肩上がりに増加し、22年には46万人台に達している。また、人口に占める少年の比率は、11～15%台の間で推移し、低下傾向にある。

2-1-2-3図 人口の推移（中国）

（平成2年、7年、12年、17年、22年）

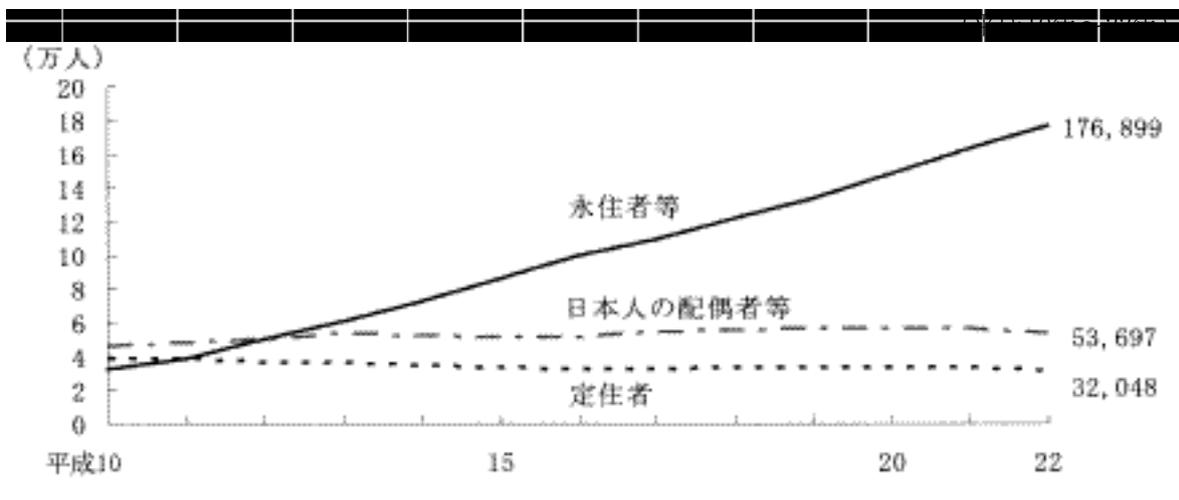


注 1 総務省統計局の人口資料による。
 2 香港等及び台湾を含む。

中国籍の外国人登録者の年末人員の推移（平成10年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別に見ると、**2-1-2-4図**のとおりである。

永住者等は、毎年おおむね1万人以上ずつ増加し続け、平成22年では17万6,000人台であった。定住者は、11年に3万9,000人弱であったが、その後16年まで毎年減少した後、22年まで横ばいで推移し、15年から22年は3万2,000～3万3,000人台の水準であった。日本人配偶者等は、12年に5万人を超えてからは5万～5万7,000人台で増減を繰り返している。三者の中では、11年までは日本人配偶者等が最も多かったが、12年以降は永住者等が最も多く、22年では他の二者より10万人以上多い。

2-1-2-4図 在留資格別外国人登録者年末人員の推移（中国）



- 注 1 出入国管理白書による。
 2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。
 3 香港等及び台湾を含む。

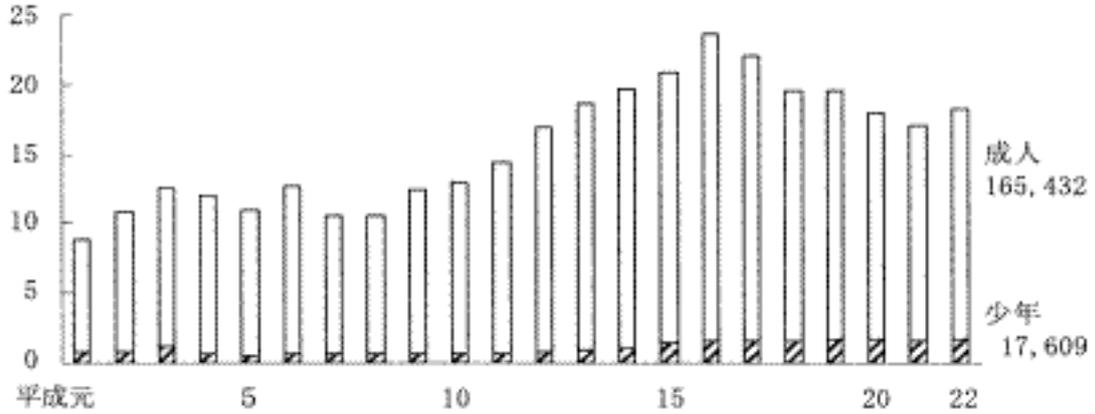
(2) フィリピン

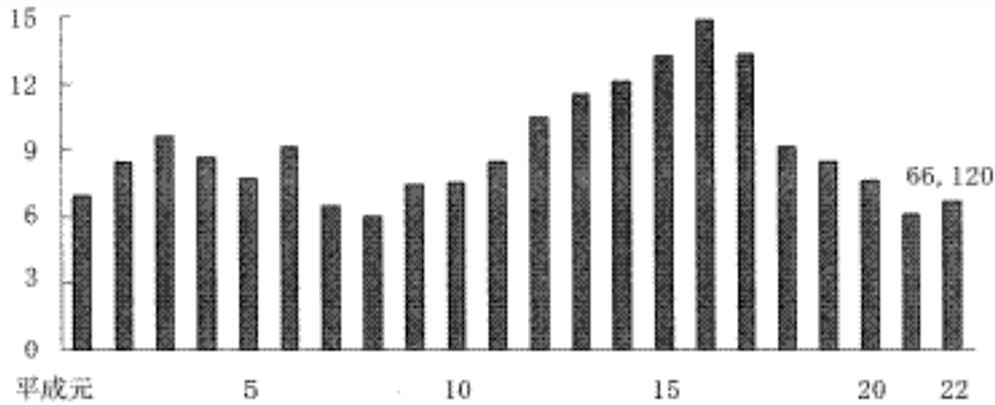
フィリピン籍の入国人員及び新規入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-2-5図**のとおりである。

入国人員は、平成16年までは増加傾向にあったものの、その後はおおむね減少傾向にあり、22年は18万人台となっている。また、入国人員に占める少年の比率は、一貫して1割未満で推移している。新規入国人員の推移もおおむね同様であるが、17年以降の減少幅が大きく、22年では6万6,000人台とピーク（16年）時の半分以下であった。

2-1-2-5図 入国・新規入国人員の推移（フィリピン）

(平成元年～22年)



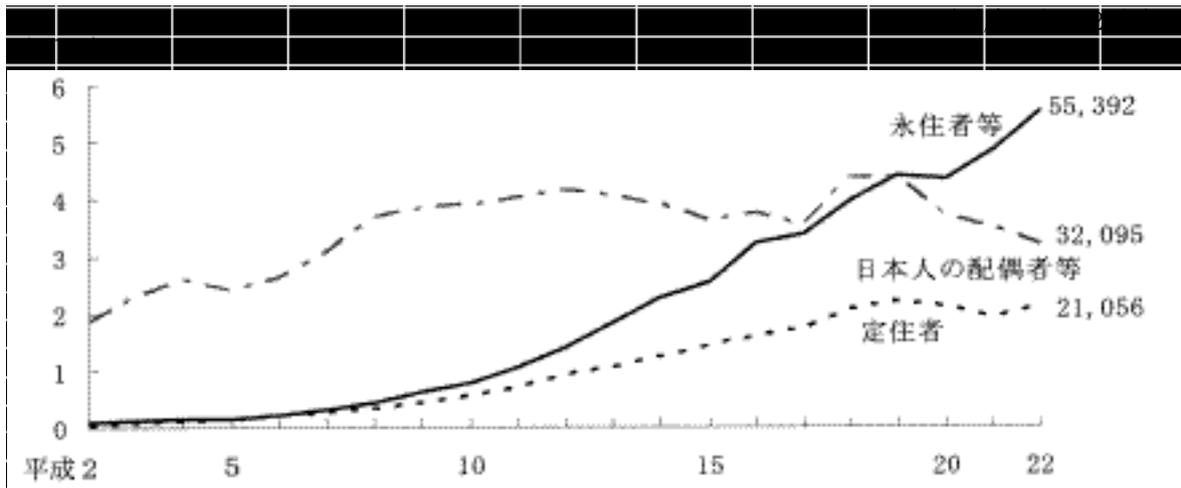


注 出入国管理統計年報による。

フィリピン籍の入国人員の推移を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別で見たのが、2-1-2-6図である。

いずれの在留資格も平成19年まで増加傾向にあったが、20年以降は、永住者等が増加傾向を続けているのに対し、18年まで最も多かった日本人の配偶者等は減少傾向、定住者はおおむね横ばいであり、19年以降では永住者等が4～5万人台の水準にあって最も多い。

2-1-2-6図 在留資格別入国人員の推移（フィリピン）

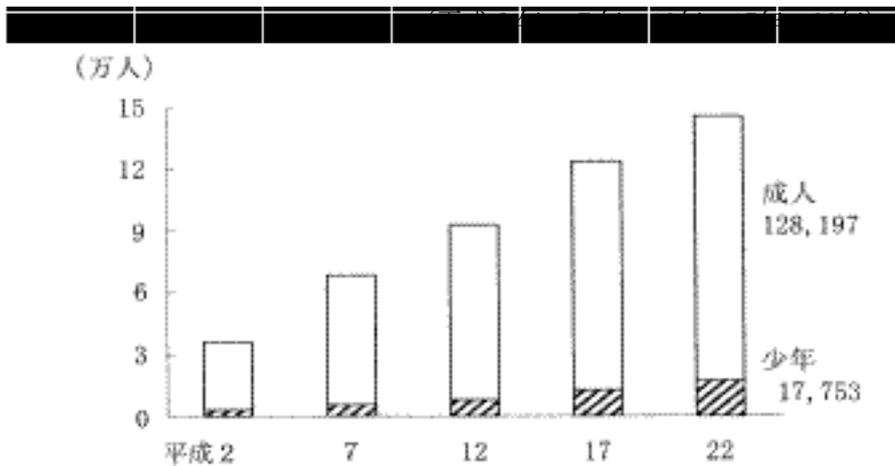


注 1 出入国管理統計年報による。
 2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

我が国におけるフィリピン籍の人口の5年ごとの推移（平成2年以降）は、2-1-2-7図のとおりである。

フィリピン籍の人口は、平成2年の3万人台から右肩上がりに増加し、22年には14万人台に達している。また、人口に占める少年の比率は、7～12%台の間で推移し、上昇傾向にある。

2-1-2-7図 人口の推移（フィリピン）

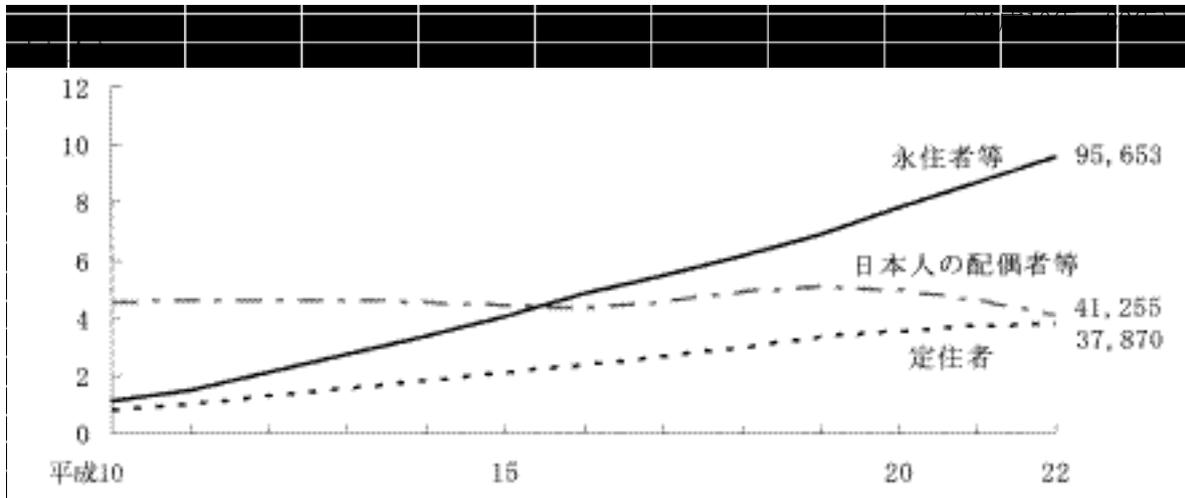


注 総務省統計局の人口資料による。

フィリピン籍の外国人登録者の年末人員の推移（平成10年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別で見ると、**2-1-2-8図**のとおりである。

永住者等は、毎年、平成14年までは5,000人前後、15年から19年までは7,000人前後、20年以降は9,000人前後ずつ増加し続け、22年では9万5,000人台であった。定住者も毎年おおむね2,000人程度増加し続け、22年では3万7,000人台であった。日本人の配偶者等は、4万人台前半から半ばの水準で微増減を繰り返していたが、18年、19年と増加して5万人を超えた後は減少に転じ、22年では4万1,000人台であった。三者の中では、10年の時点では日本人の配偶者等が圧倒的に多かったが、永住者等の激増により、16年に順位が逆転し、以後は永住者等が他二者を引き離して最も多い。

2-1-2-8図 在留資格別外国人登録者年末人員の推移（フィリピン）



注 1 出入国管理白書による。
 2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

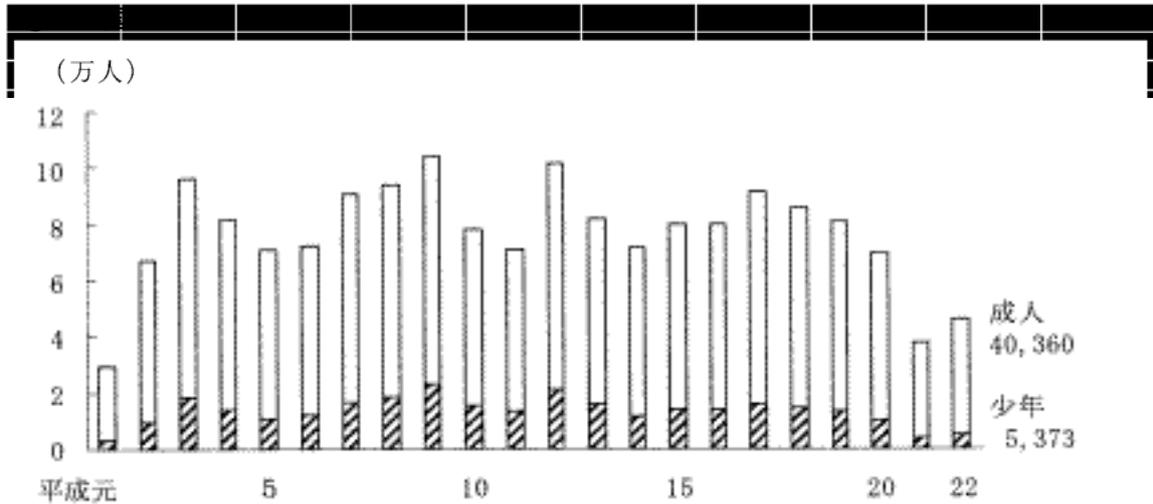
(3) ブラジル

ブラジル籍の入国人員及び新規入国人員の推移（平成元年以降）は、**2-1-2-9図**のとおりである。

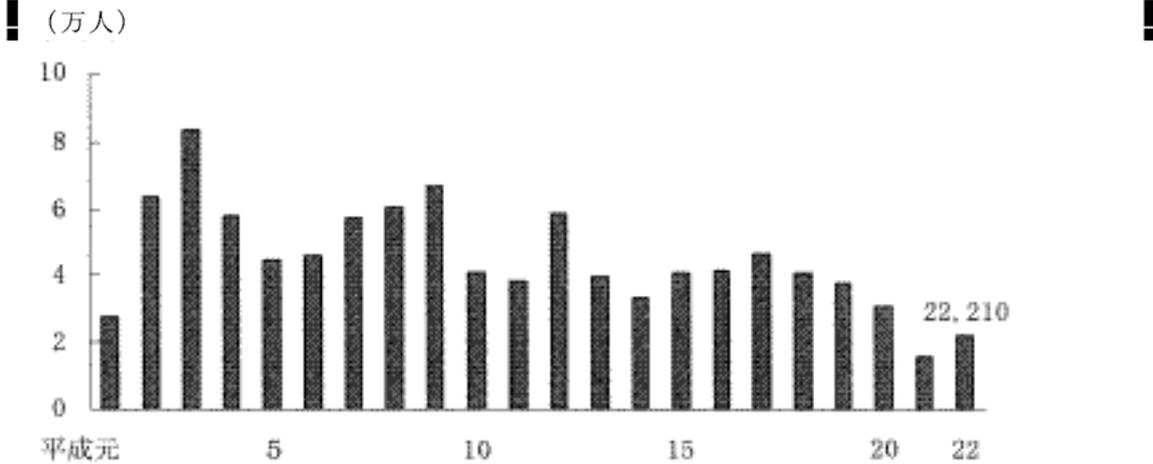
入国人員は、平成2年に急増した後、20年までは、おおむね7万人から10万人前後の間で増減しながら推移し（その間、9年及び12年には10万人を突破している。）、21年及び22年では、それぞれ3万人及び4万人台まで減少した。入国人員に占める少年の比率は、他の二か国と比べて比較的高く、おおむね1割台後半で推移している。新規入国人員の推移は、入国人員と相似しており、8万3,000人台とやや突出している3年を除き、20年まではおおむね3万～6万人前後で推移し、21年は1万5,000人台、22年は2万2,000人台であった。

2-1-2-9図 入国・新規入国人員の推移（ブラジル）

(平成元年～22年)



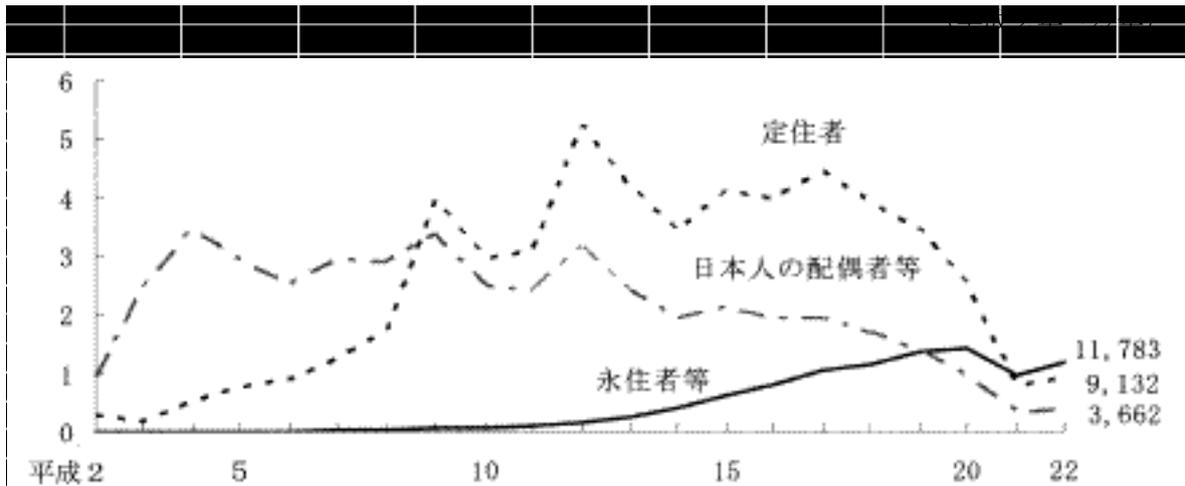
② 新規入国



ブラジル籍の入国人員の推移（平成2年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の在留資格別で見たのが、2-1-2-10図のとおりである。

永住者等は、平成12年から毎年大幅に増加し続け、17年以降は、おおむね1万人以上で推移している。定住者は、2年から9年にかけて大幅に増加し、12年に5万人を超えてピークに達したが、以後減少傾向にあり、21年以降は1万人を下回っている。日本人の配偶者等は、4年まで増加したものの、以後減少傾向にあり、21年以降は3,000人台である。各在留資格を比較すると、平成の初め頃は、日本人の配偶者等が最も多かったが、9年から20年までは定住者、21年以降は永住者等がそれぞれ最も多く、22年では、永住者等が1万1,000人台で、定住者を僅かに上回っている。なお、ブラジルは、本国との距離が影響しているためか、入国人員は、いずれの在留資格も、外国人登録者の年末人員（2-1-2-12図参照）と比べてはるかに少ない水準で推移しているのが特徴的である。

2-1-2-10図 在留資格別入国人員の推移（ブラジル）

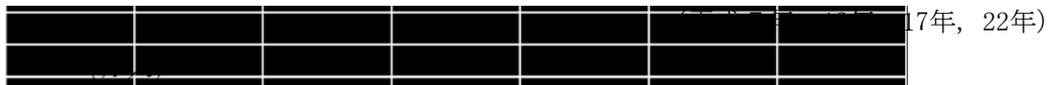


注 1 出入国管理統計年報による。
 2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

我が国におけるブラジル籍の人口の5年ごとの推移（平成7年以降⁹）は、2-1-2-11図のとおりである。

ブラジル籍の人口は、平成17年まで増加しているものの、22年には17年から6万人以上減少して15万人台となった。また、人口に占める少年の比率は、19～23%台の間で増減している。

2-1-2-11図 人口の推移（ブラジル）



注 総務省統計局の人口資料による。

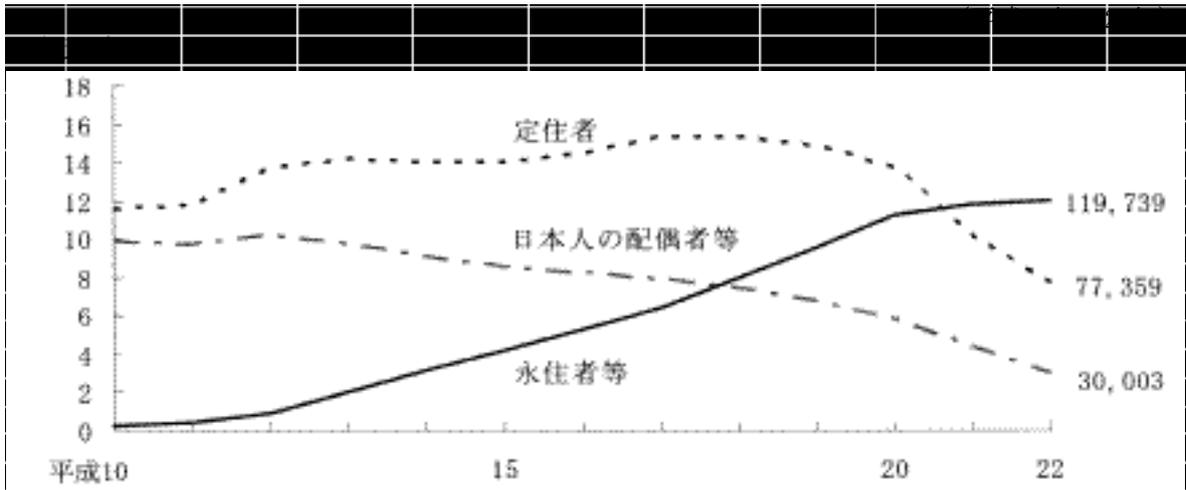
9 総務省の人口統計上、平成2年におけるブラジル籍の者に係る数値が不明であるため、中国籍及びフィリピン籍と異なり、ここでは7年以降の推移のみ掲載した。

ブラジル籍の外国人登録者の年末人員の推移（平成10年以降）を、永住者等、定住者及び日本人の配偶者等の各在留資格の別で見ると、2-1-2-12図のとおりである。

永住者等は、増加し続けており、特に、平成13年から19年までは毎年1万～1万6,000人規模で急増した。その後は増加の勢いに歯止めがかかりつつあるが、22年には12万人弱と10年の40倍以上の水準である。定住者は、13年まで増加した後、おおむね14～15万人台で横ばいとなり、20年以降はこれを下回って減少傾向にある。22年には7万7,000人台と、10年以降で初めて10万人を下回った。日本人の配偶者等は、13年まで10万人前後の水準で推移していたが、以後減少し続け、特に、20年以降は毎年1万～1万5,000人規模で大きく減少し、22年には3万人台となった。三者の中では、20年までは定住者が最も多かったが、21年以降は、17年までは最も少なかった永住者等が最も多くなっている。

なお、平成21年以降の定住者等の在留資格の者の大きな減少は、同年4月から22年3月まで厚生労働省が実施した日系人離職者に対する帰国支援事業¹⁰の影響によるものと思われる。同事業により、合計2万1,000人以上がそれぞれの母国に帰国しているが、そのうち大半（2万53人）がブラジル人である（厚生労働省の資料による。）。

2-1-2-12図 在留資格別外国人登録者年末人員の推移（ブラジル）



注 1 出入国管理白書による。
 2 「永住者等」は、永住者及び永住者の配偶者等である。

10 同事業は、平成21年3月31日以前に入国して就労し離職した日系人で、厳しい再就職環境の下、日本での再就職を断念し、母国への帰国を決意した者（及びその家族）に対し、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないことを条件に、一定額の帰国支援金を支給するものである。なお、同事業は、22年3月をもって終了している。

第2節 その他の外国人を取り巻く現状

1 国際結婚・離婚の状況

日本人の国際結婚・離婚（それぞれ夫又は妻が外国人である場合をいう。以下この節において同じ。）数の推移（国際結婚は昭和45年以降。国際離婚は平成4年以降）を見ると、**2-2-1-1図**のとおりである。

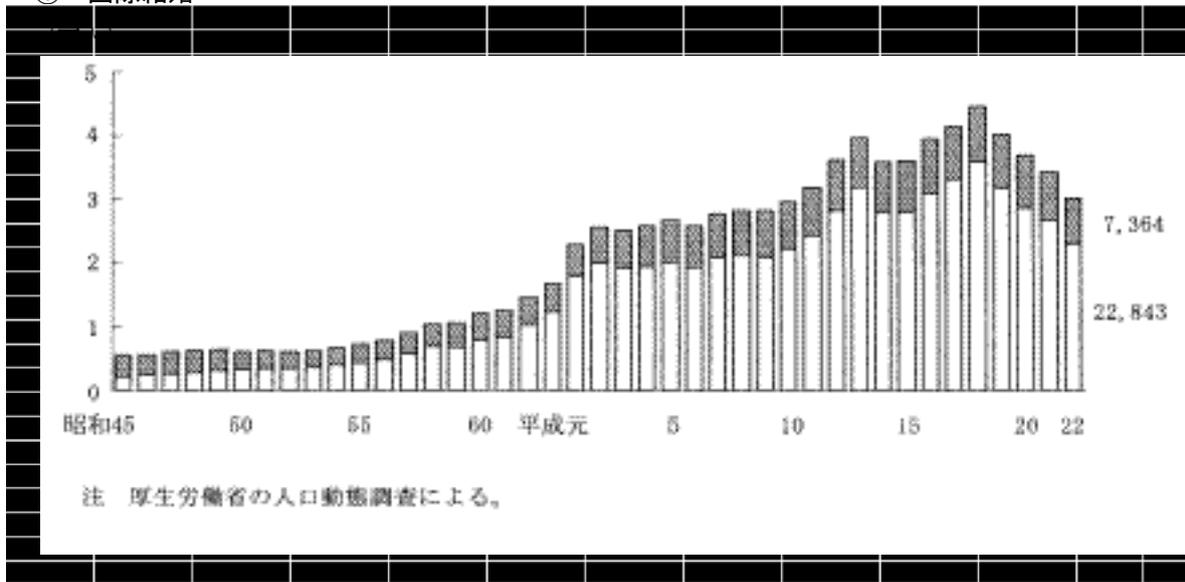
国際結婚は、平成18年のピークに至るまでおおむね増加傾向にあり、特に、元年に2万件の大台を突破した後の増加が著しい。19年以降は減少し続けているが、22年では依然として3万件以上の高水準にある。昭和50年以降は一貫して妻が外国人の場合の方が多く、22年では夫が外国人である場合の3倍以上である。

国際離婚も、22年に減少した以外は、平成4年以降、毎年増加しており、最近3年間は2万件に迫る高水準であった。また、妻が外国人の場合の方が一貫して多く、22年では夫が外国人である場合の4倍以上である。

2-2-1-1 図 国際結婚・離婚件数の推移

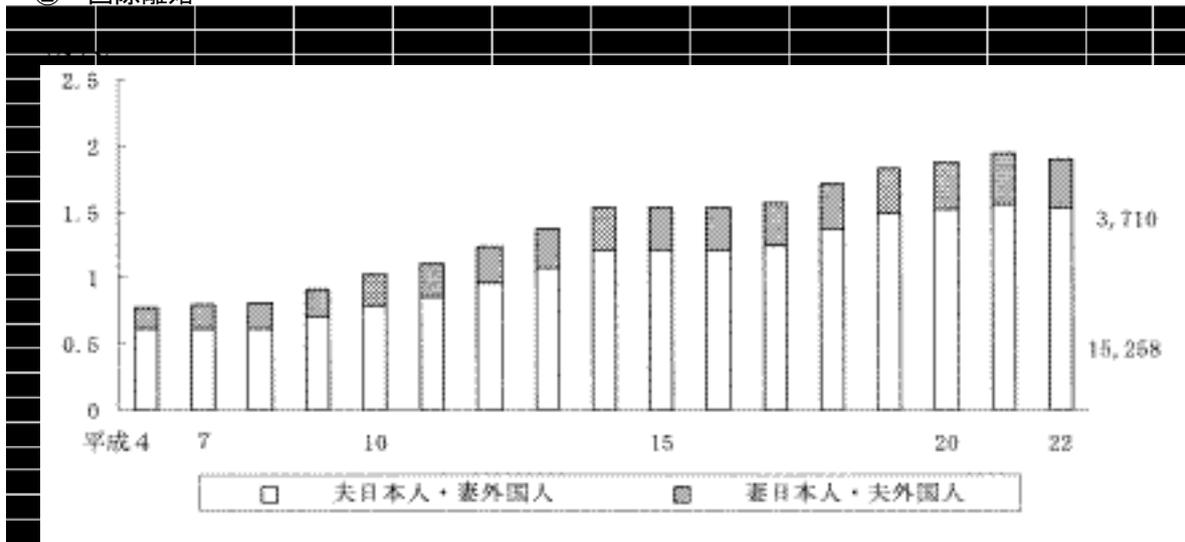
(昭和45年～平成22年)

① 国際結婚



(平成4年, 7年～22年)

② 国際離婚



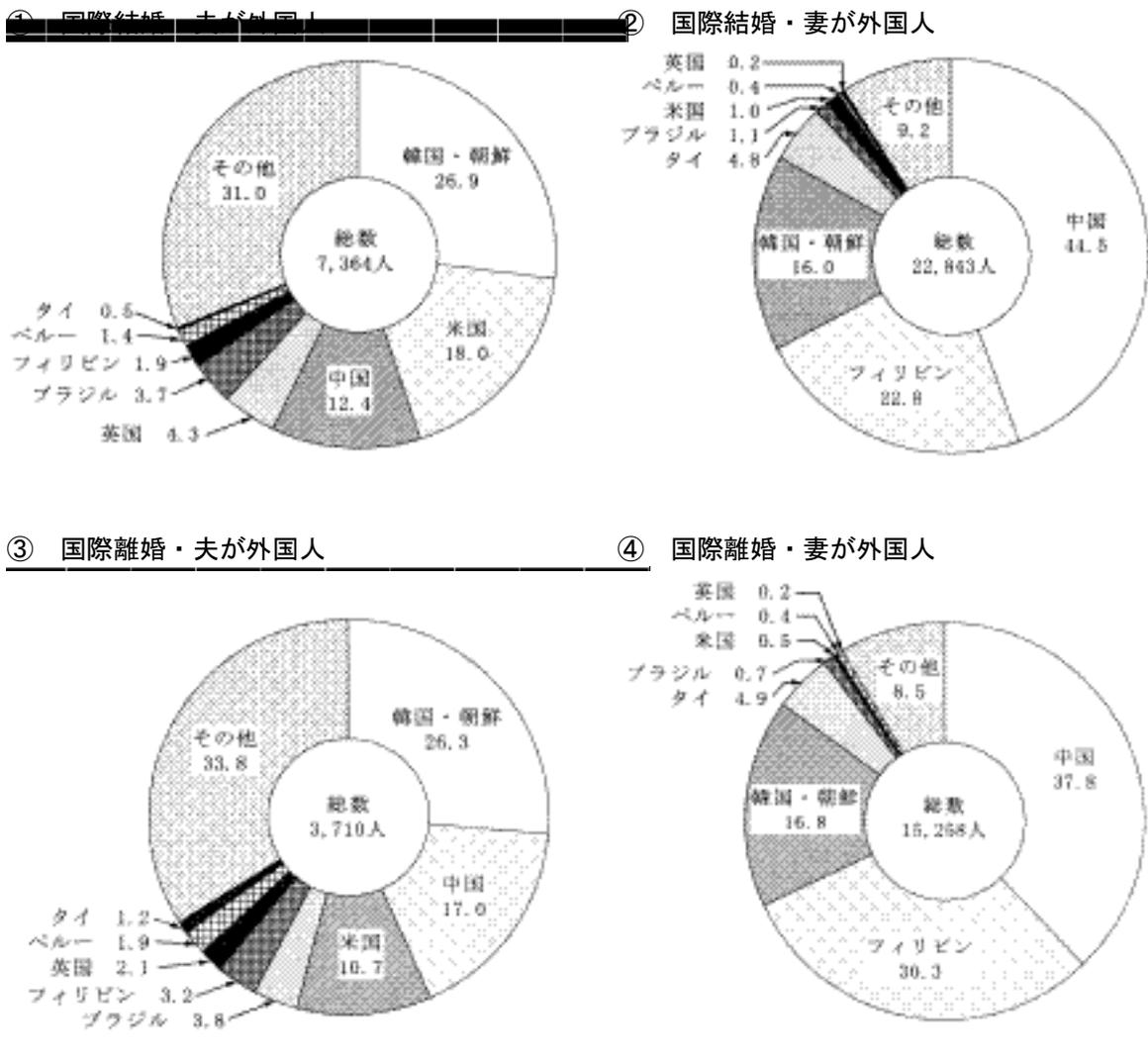
国際結婚・離婚における外国人の夫又は妻の国籍等別構成比（平成22年）は、2-2-1-2 図のとおりである。

国際結婚における夫が外国人の場合の夫の国籍等は、韓国・朝鮮（26.9%）、米国（18.0%）、中国（香港等及び台湾を含む。以下この節において同じ。12.4%）の順に多いのに対し、妻が外国人の場合の妻の国籍等は、中国（44.5%）、フィリピン（22.8%）、韓国・朝鮮（16.0%）の順に多い。

国際離婚については、夫が外国人の場合では、韓国・朝鮮（26.3%）、中国（17.0%）、米国（10.7%）の順に、妻が外国人の場合では、中国（37.8%）、フィリピン（30.3%）、韓国・朝鮮（16.8%）の順に多い。

2-2-1-2図 国際結婚・離婚 外国人配偶者国籍等別構成比

(平成22年)



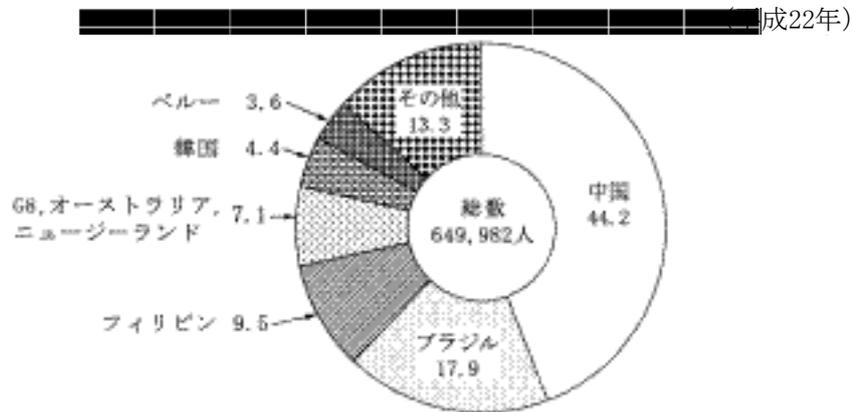
注 1 厚生労働省の人口動態調査による。
 2 「中国」は、香港等及び台湾を含む。

2 外国人労働者の状況

平成22年の我が国における外国人労働者数（雇用対策法に基づき、事業主が厚生労働大臣に届け出た数。特別永住者及び外交又は公用の在留資格を有する者は含まない。）は、64万9,982人であり、これらの者が就業する事業所数は10万8,760である。都道府県別に外国人労働者数を見ると、東京（23.8%）、愛知（12.1%）、静岡（6.0%）、神奈川（5.9%）、大阪（5.3%）の順に多く、この5都府県で全体の半数を超えている（厚生労働省の資料）

による。)。その国籍等別構成比を見たのが、2-2-2図であり、中国（44.2%）、ブラジル（17.9%）、フィリピン（9.5%）の順に高く、この3か国籍等で7割以上を占めている。

2-2-2図 外国人労働者数 国籍等別構成比



注 1 厚生労働省の調査による。
 注 2 「中国」は、香港等及び台湾を含む。

第3章 外国人少年による非行・犯罪の動向

本章においては、少年非行に対する保護手続及び刑事手続に関する各種統計資料等に基づき、我が国における外国人少年による非行・犯罪について、処遇段階ごとに、その動向を概観する¹¹。

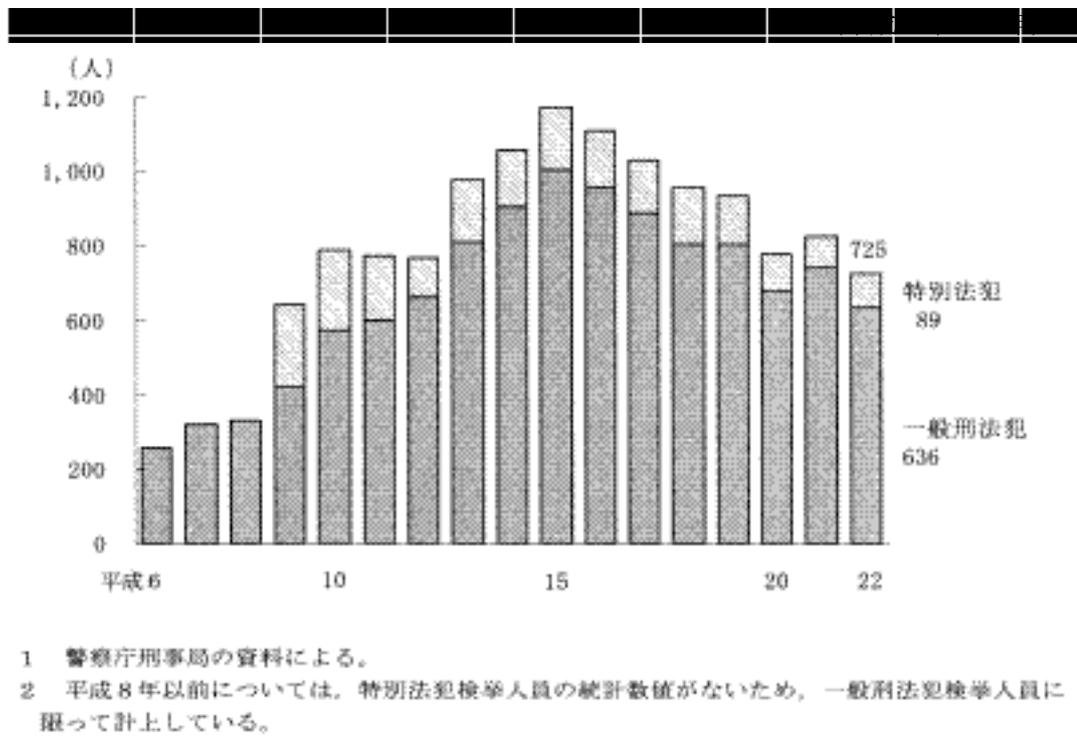
第1節 家庭裁判所送致まで

1 警察による検挙

来日外国人少年の検挙人員（一般刑法犯¹²及び道交違反を除く特別法犯に限る。）の推移（平成6年以降。ただし、8年以前は一般刑法犯のみ。）を見ると、3-1-1-1図のとおりである。

来日外国人少年の検挙人員は、平成15年にピーク（1,173人、6年の約4.6倍）に達するまで大幅な増加傾向にあったが、その後は減少傾向にあり、22年には725人（6年の約2.8倍）と、9年（644人）、10年（792人）と同水準になっている。

3-1-1-1図 来日外国人少年 検挙人員の推移



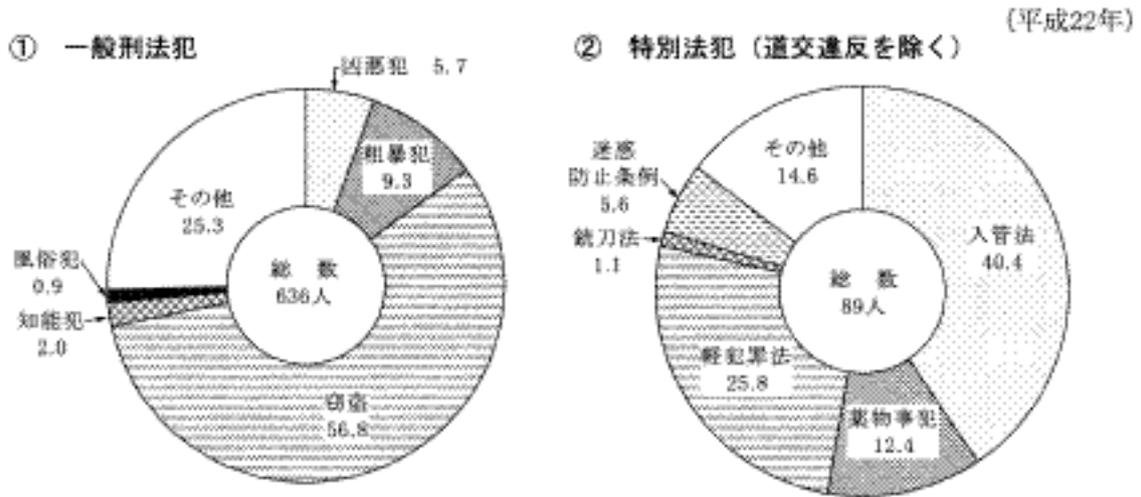
11 なお、本章における罪名（非行名）、用語等の定義は、特に断らない限り、巻末資料3（平成23年版犯罪白書の用例）による。

12 ただし、危険運転致死傷を除く。以下この項において同じ。

一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯について、平成22年における来日外国人少年の検挙人員の罪種別構成比を見ると、3-1-1-2図のとおりである。

一般刑法犯については、窃盗犯（56.8%）が圧倒的に多く、次いで、粗暴犯，凶悪犯の順となっており，道交違反を除く特別法犯については，入管法違反，軽犯罪法違反，薬物事犯の順に多い。

3-1-1-2図 来日外国人少年検挙人員罪種別構成比

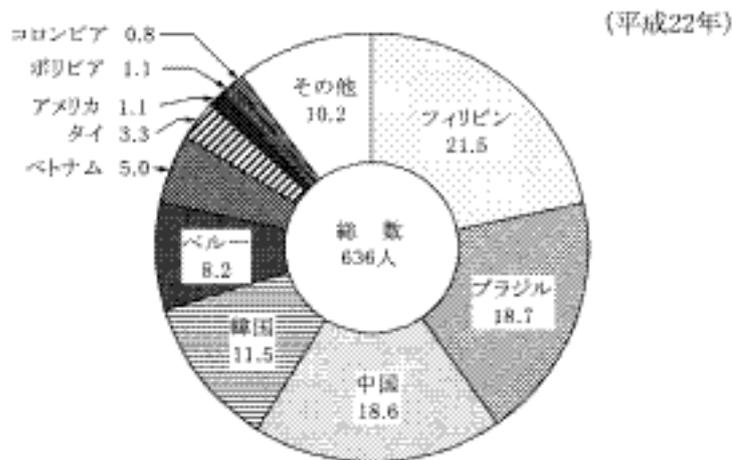


注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 ①の「凶悪犯」は、殺人、強盗、放火及び強姦、「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、恐喝及び凶器準備集合、「知能犯」は、詐欺、支払用カード偽造、文書偽造及びその他、「風俗犯」は、賭博、強姦わいせつ、公然わいせつ及びわいせつ物頒布等である。

一般刑法犯について、平成22年における来日外国人少年の検挙人員の国籍等別構成比を見ると、3-1-1-3図のとおりである。

フィリピン，ブラジル，中国（香港等及び台湾を除く。以下この項において同じ。），韓国の順に多く，この4か国籍等の者で約7割を占めている。

3-1-1-3図 来日外国人少年 検挙人員国籍等別構成比

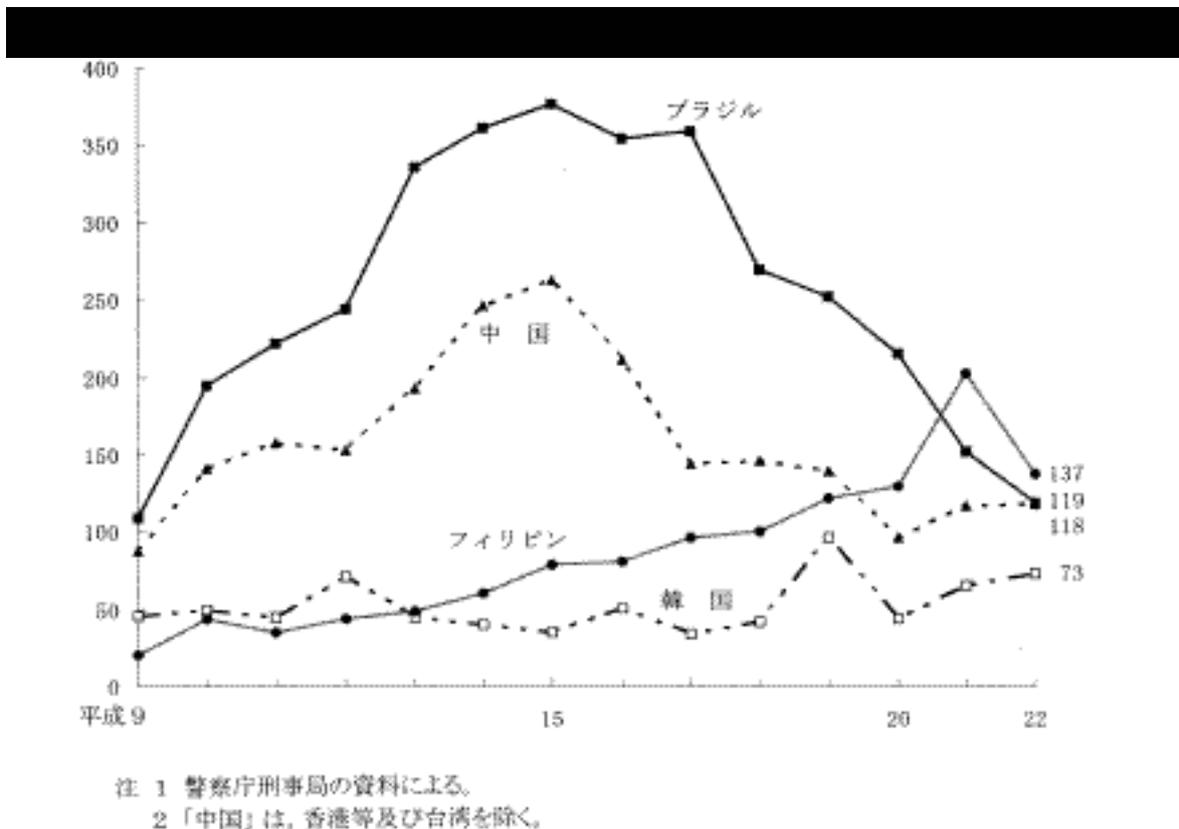


注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「中国」は、香港等及び台湾を除く。

さらに、この4か国籍等の者について、一般刑法犯検挙人員の推移（平成9年以降）を見たのが、3-1-1-4図である。

中国は、平成10年から大きく増加し、15年にピーク（263人）に達した後、減少傾向にあり、22年は118人であった。フィリピンは、一貫して増加傾向にあったが、22年（137人）は、顕著な増加が見られた前年（202人）から減少した。ブラジルは、9年から大きく増加し、13年から17年まで300人を超える高水準にあったが、15年にピーク（337人）に達した後は減少傾向にあり、22年は119人と、9年と同水準にまで減少した。韓国については、おおむね30～70人台の間で推移している。

3-1-1-4図 来日外国人少年 一般刑法犯検挙人員の推移（主な国籍等別）



平成17年及び22年における来日外国人少年による一般刑法犯検挙件数について、発生地域（管区等）別及び国籍等別に見ると、3-1-1-5表のとおりである。

平成17年（検挙件数は1,505件）では、中部と関東（東京都以外。以下この項において同じ。）がそれぞれ646件、529件と圧倒的に多かったが、22年では、検挙件数（909件）が大きく減少したほか、発生地域の順位が入れ替わり、関東（509件）、東京都（161件）、中部（125件）の順に多くなり、関東での発生件数が過半数を占め、その割合が増大している。これは、17年及び22年の外国人人口の比率が高い都道府県を含む地域とおおむね一致しており、人口との関連性がうかがわれる（第2章第1節1項（2）参照）。

発生地域ごとに見ると、中部については、ブラジルが平成17年（56.2%）及び22年（64.0%）とも過半数を占めている。関東については、17年は中国（33.5%）、ブラジル（26.7%）の順で多かったが、22年ではブラジル（46.3%）に次いでフィリピン（15.5%）が多かった。

3-1-1-5表 来日外国人少年 一般刑法犯検挙件数（発生地域別・国籍等別）

① 平成22年

区 分	ブラジル	フィリピン	中国	タイ	ペルー	その他	合計
北海道	-	1	-	-	-	-	1
東北管区	-	8	3	5	-	3	19
東京都	-	14	25	51	5	66	161
関東管区	236	79	30	17	48	99	509
中部管区	80	15	7	1	11	11	125
近畿管区	7	4	14	-	6	16	47
中国管区	-	5	5	-	-	2	12
四国管区	-	-	8	-	-	-	8
九州管区	-	9	12	-	-	6	27

② 平成17年

区 分	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー	その他	合計
北海道	-	1	-	-	-	1	2
東北管区	-	2	6	-	1	2	11
東京都	5	12	37	10	-	42	106
関東管区	141	28	177	26	41	116	529
中部管区	363	28	7	1	10	237	646
近畿管区	41	5	22	13	3	12	96
中国管区	37	6	5	-	4	1	53
四国管区	1	-	3	-	-	2	6
九州管区	-	1	10	-	-	45	56

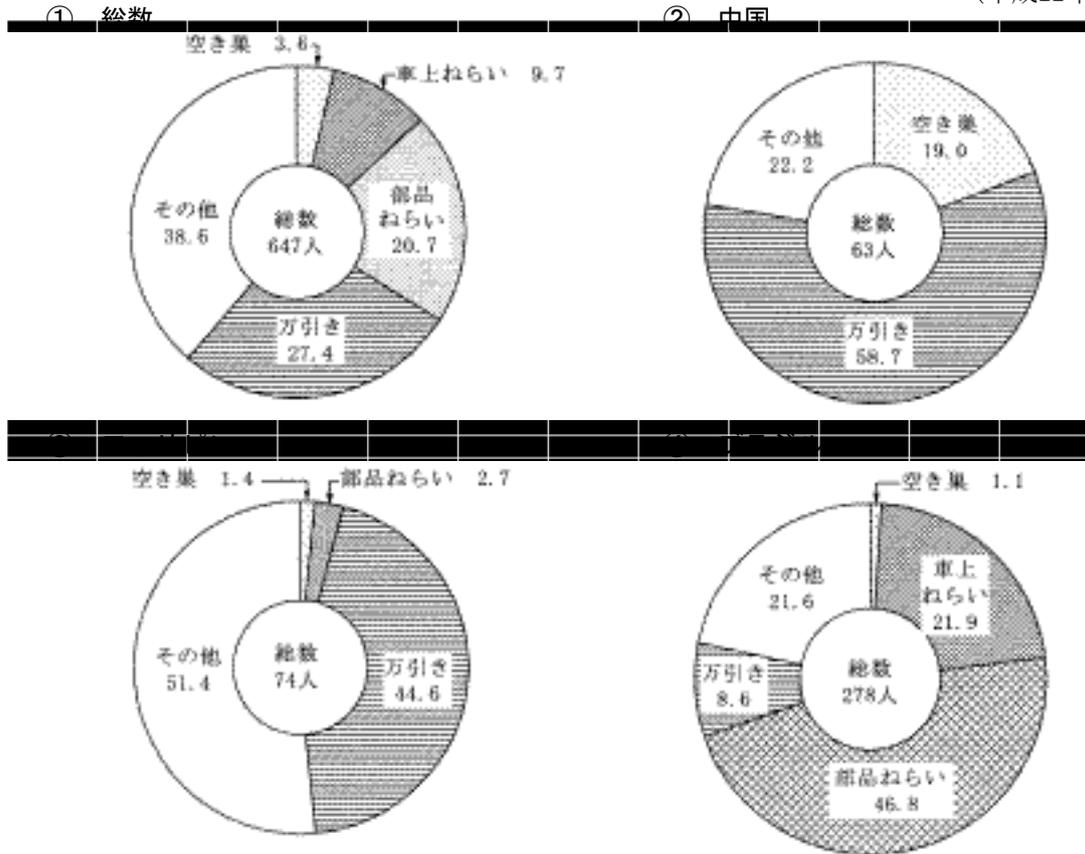
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「中国」は、香港等及び台湾を除く。

平成22年における来日外国人少年による窃盗のうち、中国、フィリピン及びブラジルについて、手口別の検挙件数を見ると、3-1-1-6図のとおりである。

日本人を含む少年全体では、万引きが3割弱、部品ねらいが約2割、車上ねらいが約1割を占めるが、中国は、万引きが過半数、空き巣が2割近くとなっている。これに対し、フィリピンでは、万引きが半数近くを占めているものの、空き巣、車上ねらい及び部品ねらいは僅かであり、残りの半数近くはこれら以外の手口に拡散している。ブラジルについては、万引きが1割に満たないのに対し、部品ねらい及び車上ねらいの比率が高く、7割近くを占めている。

3-1-1-6図 来日外国人少年 窃盗犯手口別検挙件数（主な国籍等別）

（平成22年）



注 警察庁刑事局の資料による。

2 検察庁における家庭裁判所送致

検察庁における外国人被疑者及び来日外国人被疑者の家庭裁判所送致人員（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。以下この項において同じ。）の推移（平成元年以降。来日外国人被疑者については5年以降。）を、総数並びに中国（香港及び台湾を含む。以下この章において同じ。）、フィリピン及びブラジルについて見ると、3-1-2-1図のとおりである。

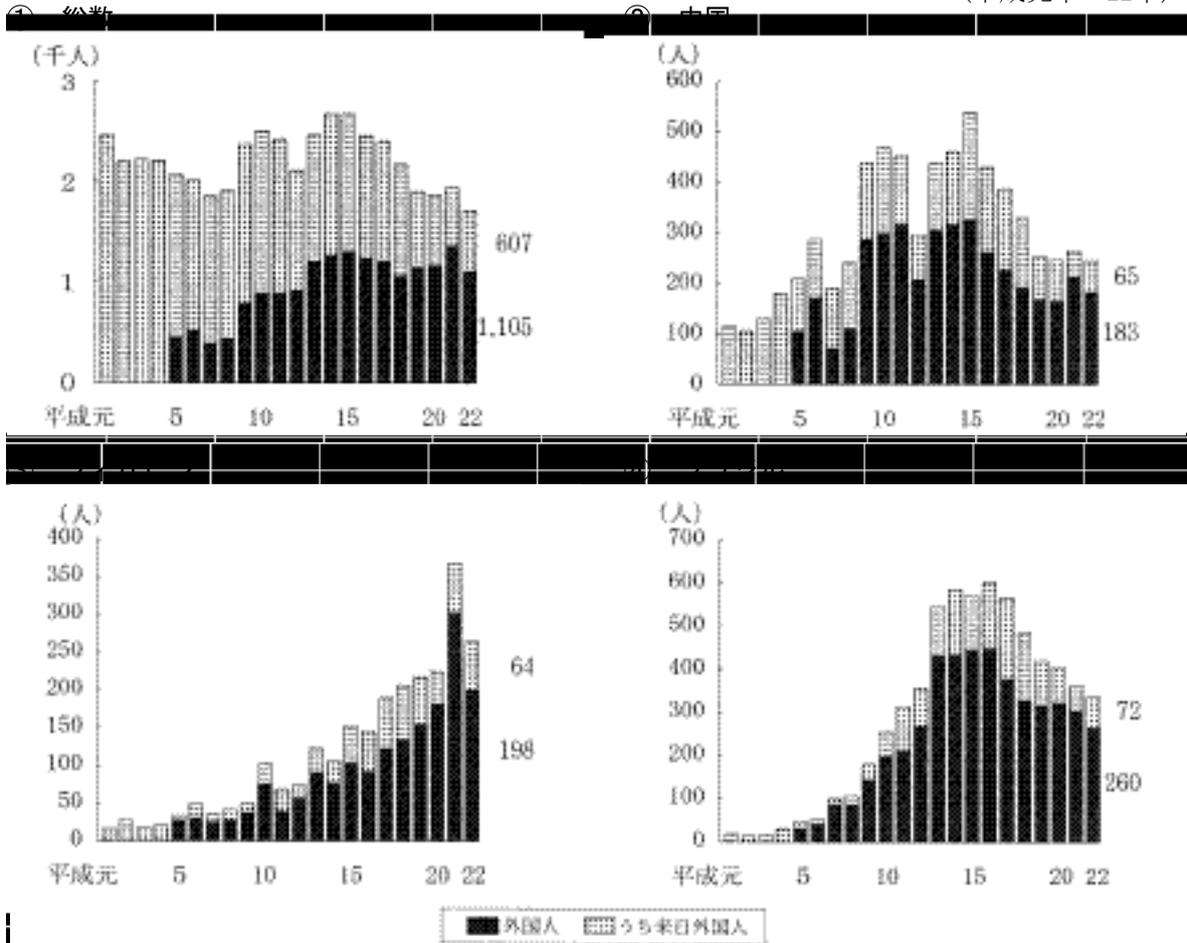
外国人被疑者の家庭裁判所送致人員は、平成7年までは微減傾向、その後は増加傾向にあり、15年にピークに達した以降は減少傾向にある。そのうち、来日外国人被疑者については、15年まで増加傾向にあり、その後は1,000～1,300人台の横ばいで推移している。これを中国、フィリピン及びブラジルについて見ると、以下のとおり、それぞれ全体とは異なる傾向を示している。なお、3か国籍等とも、来日外国人の比率が高いため（22年では、中国73.8%、フィリピン75.6%、ブラジル78.3%）、外国人全体と来日外国人とは類似した増減傾向にある。

中国は、平成9年頃から16年頃まで全体でおおむね400人を超える（うち来日外国人は300人前後）高い水準にあったが、その後は減少傾向にある。フィリピンは、元年以降、

おおむね右肩上がりに増加し続けているが、21年に来日外国人の急増により突出（364人、うち来日外国人299人）したため、22年は262人（うち来日外国人は198人）と前年から減少した。ブラジルは、右肩上がりに増加し、16年のピーク時に609人（うち来日外国人452人）にまで至った後は減少傾向にあるものの、なお300人を超える高水準にある。

3-1-2-1 図 外国人・来日外国人犯罪少年 家庭裁判所送致人員の推移（主な国籍等別）

（平成元年～22年）



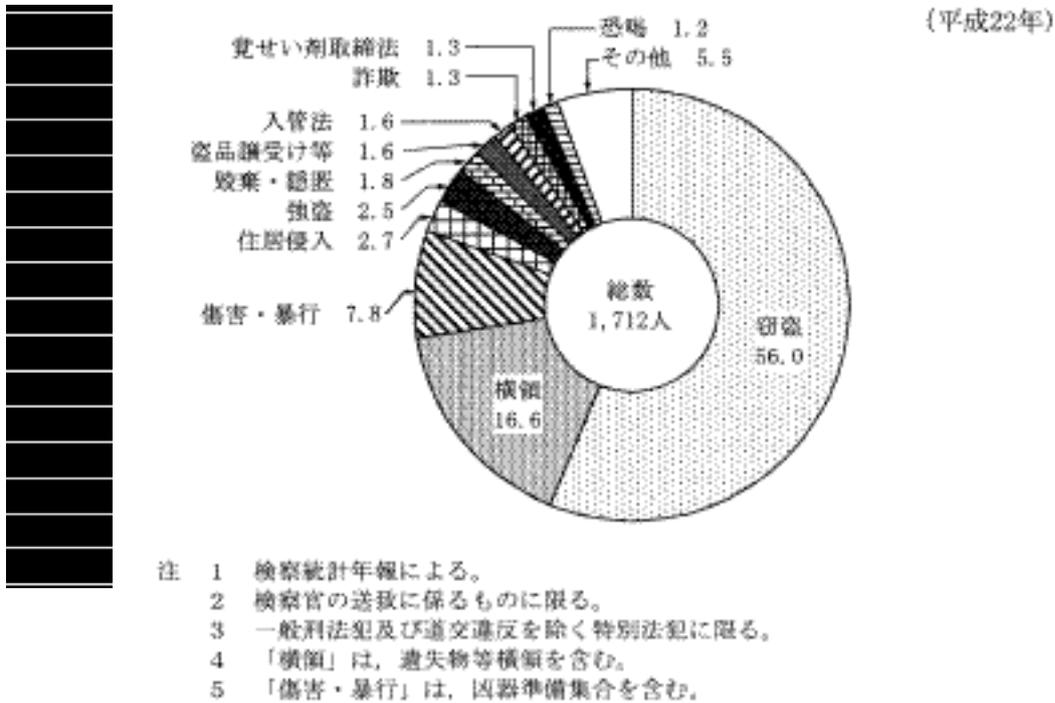
- 注 1 検察統計年報による。
 2 平成4年以前は、来日外国人に関するデータはない。
 3 検察官の送致に係るものに限る。
 4 一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。
 5 「中国」は、香港（中国政府発給旅券所持者に限る。）及び台湾を含む。

平成22年における外国人被疑者の家庭裁判所送致人員の非行名別構成比を見ると、3-1-2-2 図のとおりである。

窃盗が過半数を占め、次いで、横領（遺失物等横領を含む。以下この項において同じ。）、傷害・暴行（凶器準備集合を含む。）、住居侵入、強盗の順に多い。22年の日本人の家庭裁判所送致人員の状況と比べると、その非行名別構成比において、おおむね類似の傾向にあ

るものの、外国人では、強盗（2.5%、日本人では0.5%）及び覚せい剤取締法違反（それぞれ同1.3%、0.3%）の比率が明らかに高い¹³。特に、強盗については、外国人の方が2pt程度高いが、来日外国人では3.1%と更にその比率が高い。

3-1-2-2図 外国人犯罪少年 家庭裁判所送致人員・非行名別構成比



第2節 家庭裁判所送致後処分等の決定まで

1 少年鑑別所の鑑別

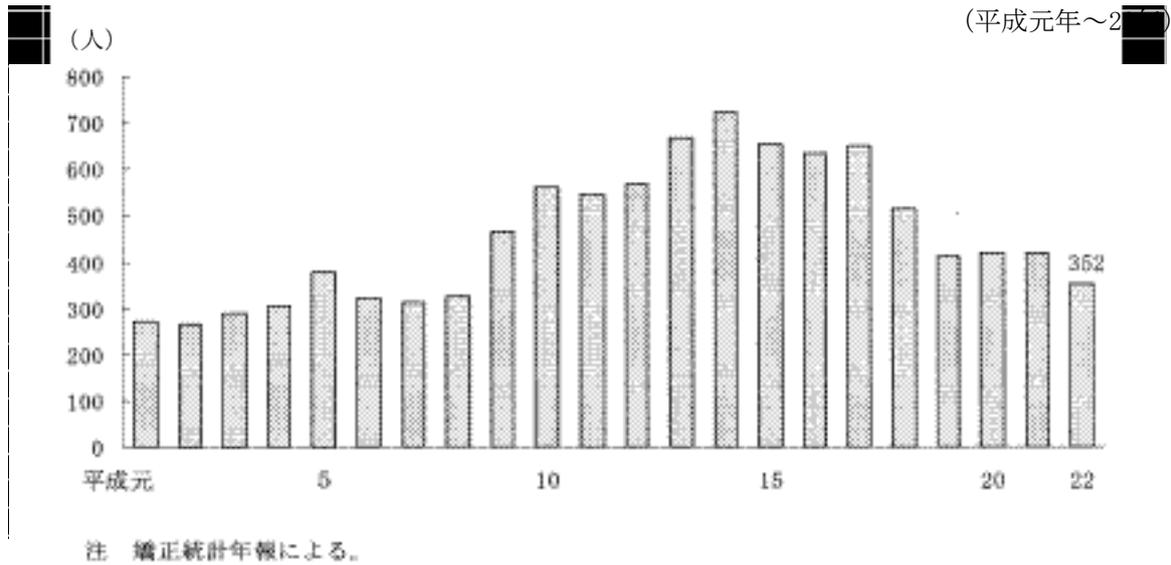
外国人の少年鑑別所被收容者¹⁴の人員の推移（平成元年以降）を見ると、3-2-1-1図のとおりである。

平成元年以降、おおむね250～300人前後で推移した後、9年から急増し、14年にピーク（722人）となった以降は減少傾向にあり、22年は352人であった。

13 なお、入管法違反についても、外国人少年が日本人少年における比率を大きく上回るが、外国人という性質上いわば当然のことであり、以下本節においては、日本人少年又は少年全体との比較において、外国人少年に占める同罪の比率が高いことには特に触れない。

14 少年鑑別所送致の決定により入所した者で、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

3-2-1-1 図 外国人少年鑑別所被收容者人員の推移

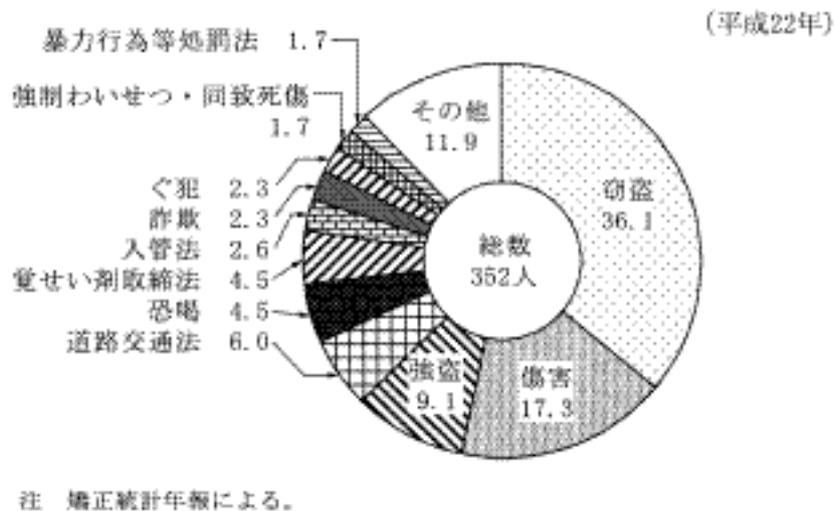


平成22年における外国人の少年鑑別所被收容者の非行名別人員及び構成比を見ると、3-2-1-2 図のとおりである。

窃盗 (36.1%)、傷害・暴行 (17.3%)、強盗 (9.1%)、道路交通法違反 (6.0%)、恐喝及び覚せい剤取締法違反 (共に4.5%) の順に多い。同年の日本人では、窃盗 (38.1%)、傷害・暴行 (17.9%)、道路交通法違反 (11.1%)、恐喝 (5.0%) の順であり、3位以下の非行名及びその比率に若干の違いが見られる。特に、外国人では、日本人と比べ、強盗 (日本人では2.7%) 及び覚せい剤取締法違反 (同1.5%) の比率が明らかに高い。

なお、国籍等別に見ると、平成22年では、ブラジル、韓国・朝鮮、中国、フィリピンの順に多い (次節1項 (1) 参照)。

3-2-1-2 図 外国人少年鑑別所被收容者人員・非行名別構成比



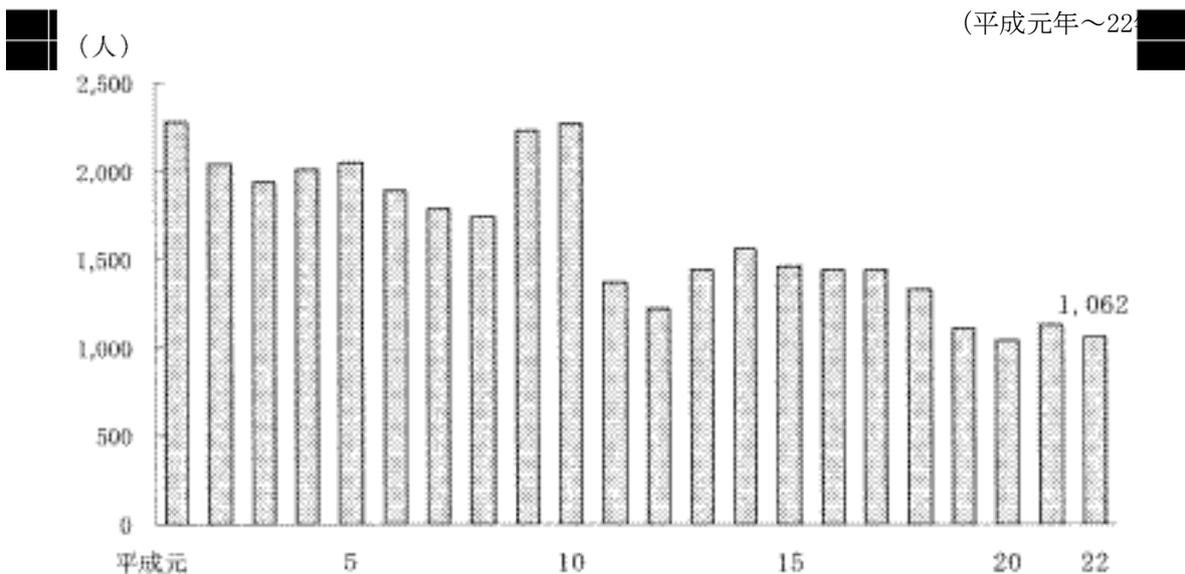
2 家庭裁判所による終局処理¹⁵

(1) 一般保護事件の終局処理

外国人の一般保護事件（自動車運転過失致死傷等・危険運転致死傷・道交違反に係るものを除く少年保護事件をいう。以下この項において同じ。）の終局総人員の推移（平成元年以降）を見ると、3-2-2-1図のとおりである（なお、10年以前は簡易送致事件の人員を含むため、11年以降の人員の推移と単純には経年比較できないことに留意する必要がある¹⁶）。

平成9年、10年及び13年、14年にそれぞれ一時的な増加があったが、それ以外はおおむね減少傾向にあり、8年では元年に比べ500人強減少し（なお、その後増加した10年は元年と同水準である。）、また、22年では11年に比べ300人程度減少し、1,062人であった。22年における終局人員は、元年の半分以下の水準であり、簡易送致事件の人員による違いを考慮しても、平成の初め頃と比べると相当に減少していることがうかがわれる。

3-2-2-1図 外国人一般保護事件家庭裁判所終局総人員の推移



注 1 司法統計年報による。

2 「一般保護事件」は、自動車運転過失致死傷等・危険運転致死傷・道交違反に係るもの以外の少年保護事件をいう。

3 平成10年以前は、簡易送致事件の人員を含む。

15 裁判所間の移送及び回付によるものを除外した事件処理をいう。

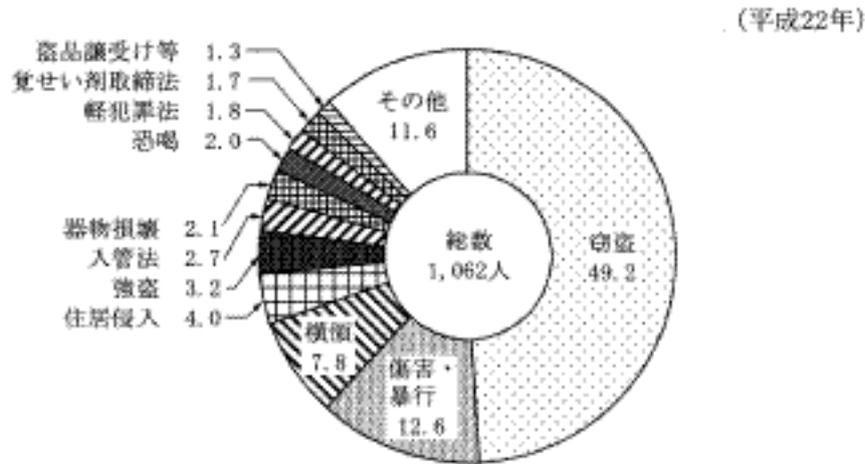
16 外国籍等の者に係る一般保護事件における簡易送致事件終局人員は、いずれの年においても不明である。なお、参考までに、日本人を含む一般保護事件における簡易送致事件終局人員の比率は、平成元年では22.0%、10年では41.9%であった（司法統計年報による。）。

平成22年における外国人の一般保護事件の終局総人員の非行名別構成比を見ると、**3-2-2-2図**のとおりである。

窃盗（49.2%）が最も多く、次いで傷害・暴行（12.6%）、横領（7.8%）、住居侵入（4.0%）、強盗（3.2%）の順であった。日本人と比べると、強盗の比率（日本人では0.7%）が高いことが特徴的である。

なお、保護観察処分及び少年院送致となった人員については、次節及び第4節参照。

3-2-2-2図 外国人一般保護事件家庭裁判所終局総人員・非行名別構成比



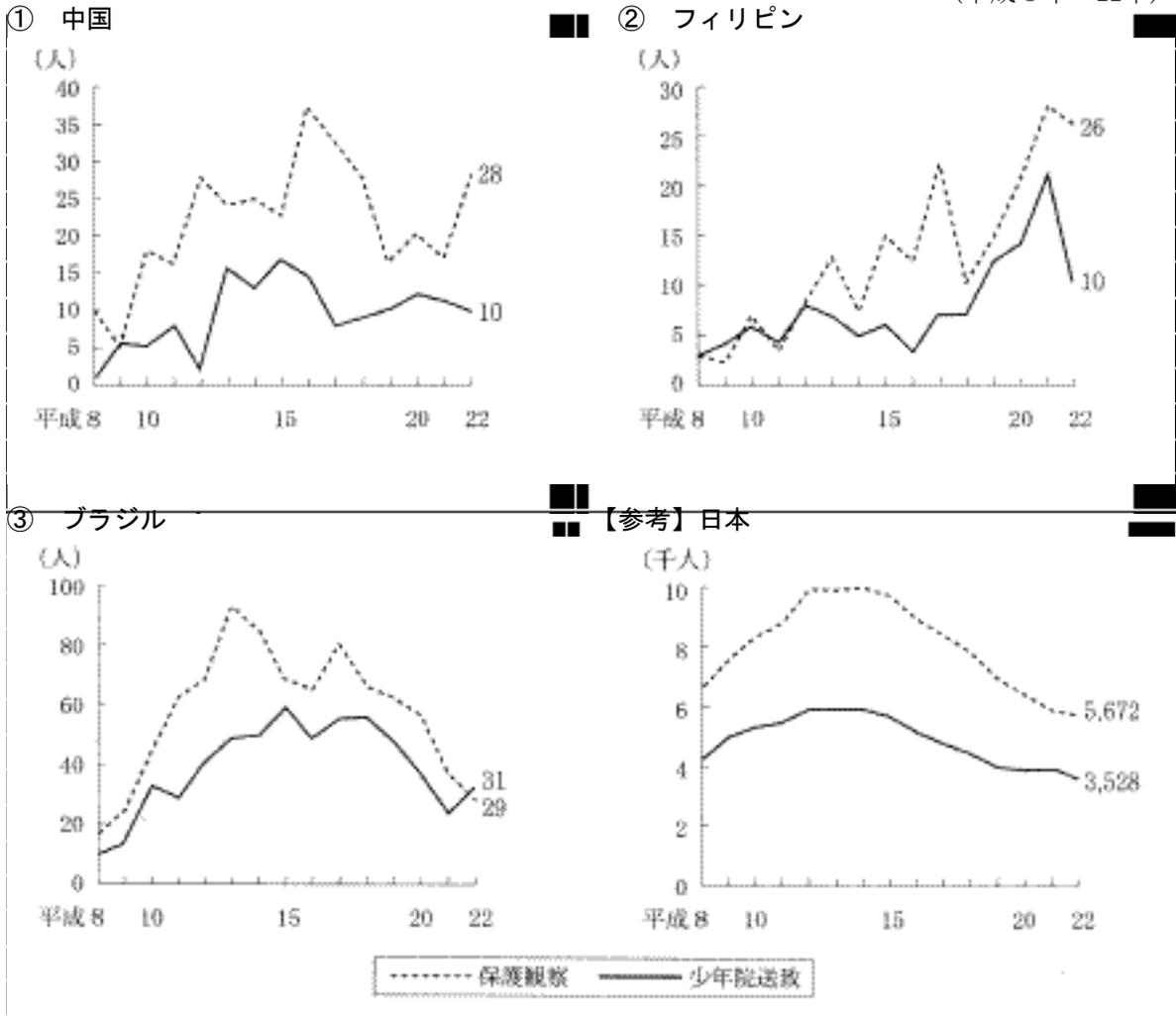
- 注 1 司法統計年報による。
 2 「一般保護事件」は、自動車運転過失致死傷等・危険運転致死傷・道交違反に係るもの以外の少年保護事件をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 「傷害・暴行」は、武器準備集合を含む。

(2) 少年鑑別所被収容者の終局処理

外国人の少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった人員の推移（平成8年以降）を、中国、フィリピン及びブラジルについて見ると、**3-2-2-3図**のとおりである。

3-2-2-3図 少年鑑別所被収容者のうち保護観察処分・少年院送致人員の推移（主な国籍等別）

(平成8年～22年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「少年院送致」は、戻し収容を含む。
 3 「中国」は、香港及び台湾を含む。

少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった者の人員は、共に、一貫してブラジルが3か国籍等の中で最も多いが、保護観察処分人員では、平成13年（94人）と17年（81人）のピークの後減少傾向となり、22年は29人であった。また、少年院送致人員では、14年から18年までおおむね50人を超える水準であったが、その後減少傾向となり、22年は31人であった。中国及びフィリピンについては、それぞれ、最も多い年でも、保護観察処分人員が38人（16年）と28人（21年）、少年院送致人員が17人（15年）と21人（21年）、両者を合わせた人員が53人（16年）と49人（21年）であり、さほど多くはない。

また、少年鑑別所被収容者のうち、保護観察処分又は少年院送致となった者の人員の比率を見ると、日本人では、保護観察処分が40%台半ば、少年院送致が20%台後半、両者を合わせた人員が70%台前半で安定している。他方、中国及びフィリピンでは、それぞれの

人員が少ないこともあり、年によってばらつきがあるが、日本人における上記比率と比べると、いずれも、同程度ないしこれを大きく下回る水準である。この2か国籍等については、日本人と比べると、保護観察処分や少年院送致とならない、非行進度等から見てより幅広い層が少年鑑別所に収容され、家庭裁判所で終局処理されたことがうかがわれる。また、ブラジルでは、少年鑑別所被収容者中、保護観察処分となった者の人員の比率は、12年以降、おおむね40%台前半であり、日本人と同程度ないし若干これを下回っている。少年院送致となった者の人員の比率は、より広い範囲でばらついているが、15年以降、おおむね30～35%前後と日本人の水準を上回る傾向にある（22年では、少年鑑別所被収容者の人員75人中少年院送致人員が31人と40%を超えており、特にその比率が高い。）。保護観察処分と少年院送致を合わせた人員の比率は、11年以降、70～80%前後であり、日本人と同程度ないし若干これを前後する水準で安定している。

3 刑事処分等

外国人少年の中には、僅かながら、刑事処分に処せられ、更に、刑事施設で受刑する者もいる。

家庭裁判所から送致を受け、検察庁で終局処理された外国人少年（一般刑法犯及び道交違反を除く特別法犯に限る。また、処理時で20歳未満の者に限る。）のうち、起訴人員は、平成20年では28人（うち来日外国人25人）、21年では56人（同20人）、22年では29人（同19人）であった。なお、最近3年間では起訴猶予処分となった者はいなかった。

外国人少年の刑事施設への入所受刑者は、平成20年では6人（うち来日外国人5人）、21年では4人（同4人）、22年では2人（同1人）であった。

第3節 矯正

本節では、外国人（韓国・朝鮮籍の者を除く¹⁷。以下この節において同じ。）の少年鑑別所被収容者及び少年院入院者¹⁸について、各種統計資料等に基づき、その属性や生活状況等に関し、日本人と対比しながらその動向や国籍別の傾向等を見ることとする。

1 人員の動向

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、その人員及び女子比¹⁹の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-1図のとおりである。

17 韓国・朝鮮籍の者は、特別永住者であることが多いことから、調査対象者に合わせるため、除外した。

18 各年において、少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

19 男女総数のうち、女子の占める比率をいう。

① 少年鑑別所被收容者

外国人は平成18年以降、日本人は16年以降、共に減少傾向にあるが、最近では、ほぼ横ばいで推移している。なお、外国人の方が減少の程度は大きい。また、22年の全被收容者に占める外国人の比率は2.2%であった。女子比については、外国人は18年の16.8%から21年には11.2%まで低下したが、22年は若干上昇しており、日本人は17年の12.6%をピークに若干低下したが、最近ではおおむね10%を超える程度のほぼ横ばいで推移している。なお、少年鑑別所被收容者の人員については、前記の3-2-2-3図を参照。

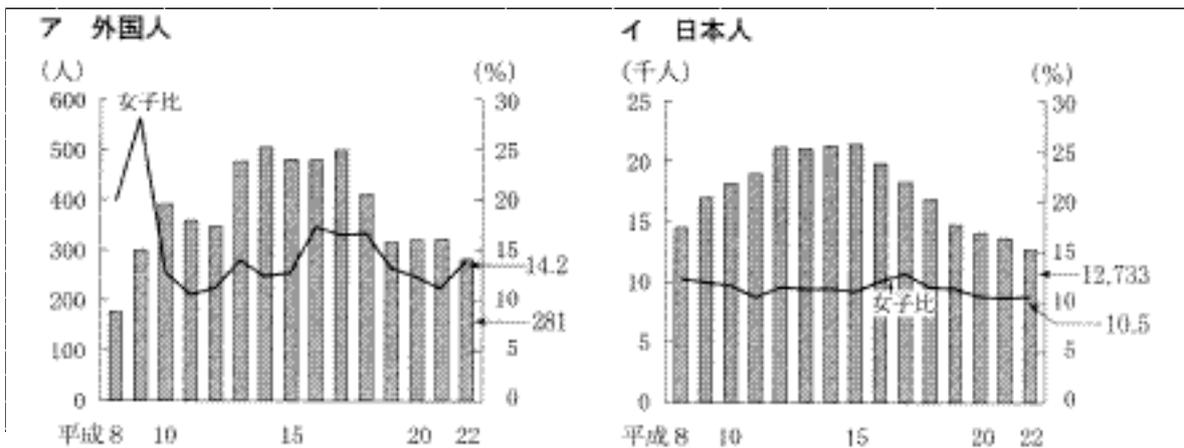
② 少年院入院者

外国人は平成16年以降、日本人は13年以降、共に減少傾向にあるが、16年以降では日本人の方が減少率は大きい。また、22年の全入院者に占める外国人の比率は2.1%であった。女子比については、外国人は16年の3.4%を底としておおむね上昇傾向にある一方、日本人は17年の11.9%をピークとしておおむね低下傾向にある。

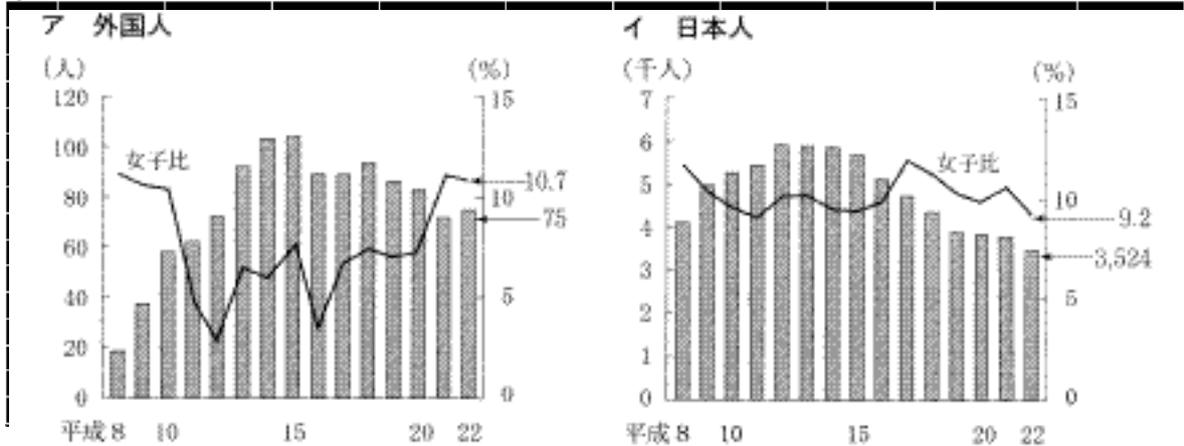
3-3-1図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の人員・女子比の推移（外国人・日本人別）

(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被收容者



② 少年院入院者



注 1 矯正統計年報による。
2 韓国・朝鮮籍の者を除く。

2 国籍別人員

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ、外国人の国籍等別に人員の多い順から上位第5位までの人員の推移を表で、主な国籍等（中国、ブラジル、フィリピン）の人員の推移を図で（平成8年以降）見ると、3-3-2図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

平成10年までは中国が1位を占めていたが、11年以降はブラジルが1位を占め、中国はほぼ2位となっている。フィリピンはほぼ3位を占めていたが、19年及び21年は2位となった。4位はほぼベトナムが占めている。22年は、多い順に、ブラジル、中国、フィリピンであり、この3か国籍等で7割近くを占めている。なお、18年以降は、ブラジルが大幅な減少傾向、中国及びフィリピンが横ばいないし若干の増加傾向にあり、国籍等間の人員の差がかなり縮小してきている。

② 少年院入院者

ブラジルが1位、中国又はフィリピンのいずれかがほぼ2位と3位を占めた状態で推移している。ベトナム、アメリカ、タイが5位以内となっているが、それぞれの人員は極めて少ない。平成22年は、多い順に、ブラジル、中国及びフィリピン（同数）であり、この3か国籍等で7割近くを占めている。なお、19年以降は、ブラジルが大幅な減少傾向（22年は上昇）にあるのに対し、中国及びフィリピンは、ほぼ横ばいであり、少年鑑別所被収容者と同様に、国籍等間の人員の差がかなり縮小してきている。

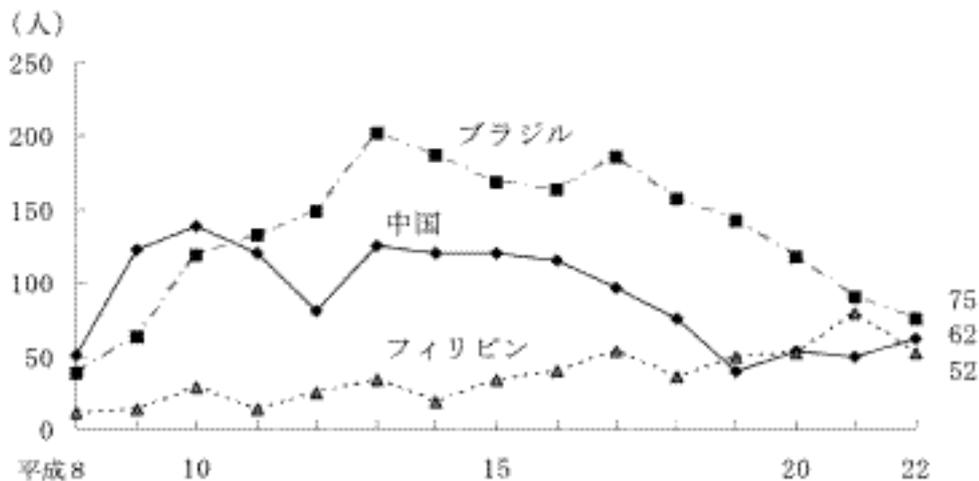
3-3-2図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の国籍等別人員の推移

(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被収容者

順位	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
第1位	中国 51 (28.8)	中国 123 (40.9)	中国 138 (34.8)	ブラジル 132 (36.3)	ブラジル 149 (43.1)	ブラジル 202 (42.3)	ブラジル 187 (37.0)	ブラジル 168 (34.6)
第2位	ブラジル 38 (21.5)	ブラジル 63 (20.9)	ブラジル 119 (30.1)	中国 120 (33.0)	中国 80 (23.1)	中国 125 (26.2)	中国 120 (23.4)	中国 120 (24.7)
第3位	ベトナム 14 (7.9)	フィリピン 13 (4.3)	フィリピン 29 (7.3)	フィリピン ベトナム 13 (3.6)	フィリピン 25 (7.2)	フィリピン 33 (6.9)	フィリピン 18 (3.6)	フィリピン 33 (6.8)
第4位	フィリピン 11 (6.2)	ベトナム 11 (3.7)	タイ ベトナム 11 (2.8)		タイ 9 (2.6)	ベトナム 13 (2.7)	ベトナム 16 (3.2)	ベトナム 18 (3.7)
第5位	タイ 4 (2.3)	アメリカ 7 (2.3)		アメリカ 6 (1.6)	アメリカ ベトナム 7 (2.0)	アメリカ タイ 9 (1.9)	アメリカ 15 (3.0)	アメリカ タイ 8 (1.6)

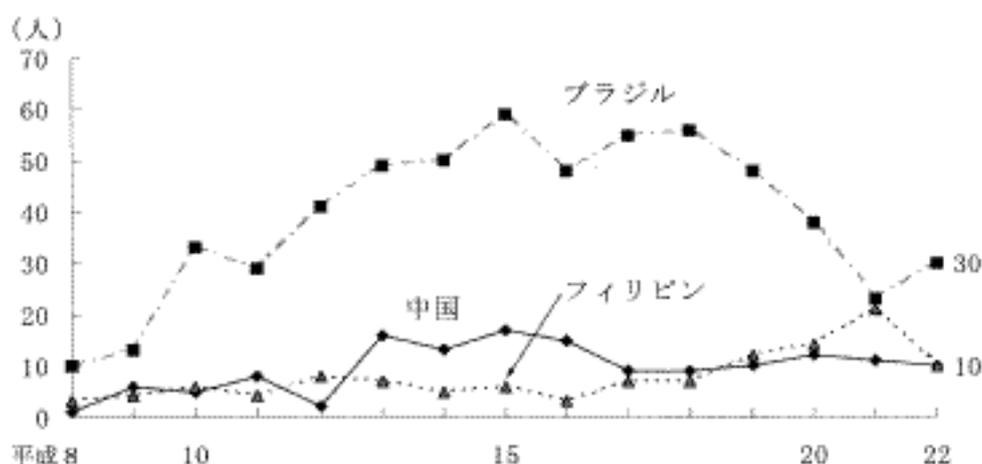
順位	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 163 (33.8)	ブラジル 186 (37.1)	ブラジル 157 (38.3)	ブラジル 142 (45.2)	ブラジル 118 (36.6)	ブラジル 90 (28.0)	ブラジル 75 (26.7)
第2位	中国 115 (23.9)	中国 97 (19.4)	中国 76 (18.5)	フィリピン 49 (15.6)	中国 53 (16.5)	フィリピン 79 (24.6)	中国 62 (22.1)
第3位	フィリピン 40 (8.3)	フィリピン 53 (10.6)	フィリピン 36 (8.8)	中国 40 (12.7)	フィリピン 52 (16.1)	中国 49 (15.3)	フィリピン 52 (18.5)
第4位	ベトナム 16 (3.3)	ベトナム 34 (6.8)	ベトナム 28 (6.8)	ベトナム 10 (3.2)	アメリカ 11 (3.4)	タイ 15 (4.7)	ベトナム 19 (6.8)
第5位	アメリカ 9 (1.9)	アメリカ 10 (2.0)	アメリカ 5 (1.2)	タイ 7 (2.2)	タイ 8 (2.5)	ベトナム 6 (1.9)	アメリカ 13 (4.6)



② 少年院入院者

順位	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
第1位	ブラジル 10 (55.6)	ブラジル 13 (34.2)	ブラジル 33 (56.9)	ブラジル 29 (46.8)	ブラジル 41 (56.2)	ブラジル 49 (53.3)	ブラジル 50 (48.5)	ブラジル 59 (56.7)
第2位	フィリピン 3 (16.7)	中国 6 (15.8)	フィリピン 6 (10.3)	中国 8 (12.9)	フィリピン 8 (11.0)	中国 16 (17.4)	中国 13 (12.6)	中国 17 (16.3)
第3位	アメリカ 2 (11.1)	フィリピン 4 (10.5)	中国 5 (8.6)	フィリピン 4 (6.5)	ベトナム 3 (4.1)	フィリピン 7 (7.6)	フィリピン 5 (4.9)	フィリピン 6 (5.8)
第4位	中国 1 (5.6)	アメリカ ベトナム 3 (7.9)	ベトナム 4 (6.9)	ベトナム 3 (4.8)	アメリカ 中国 タイ 2 (2.7)	ベトナム 4 (4.3)	アメリカ ベトナム 3 (2.9)	アメリカ ベトナム 1 (1.0)
第5位			タイ 2 (3.4)	アメリカ 1 (1.6)		アメリカ 1 (1.1)		

順位	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 48 (53.9)	ブラジル 56 (61.8)	ブラジル 56 (60.2)	ブラジル 48 (55.2)	ブラジル 38 (46.3)	ブラジル 23 (31.9)	ブラジル 30 (40.0)
第2位	中国 15 (16.9)	中国 9 (10.1)	中国 9 (9.7)	フィリピン 12 (13.8)	フィリピン 14 (17.1)	フィリピン 21 (29.2)	中国 フィリピン 10 (13.3)
第3位	フィリピン 3 (3.4)	フィリピン 7 (7.9)	フィリピン 7 (7.5)	中国 10 (11.5)	中国 12 (14.6)	中国 11 (15.3)	
第4位	ベトナム 1 (1.1)	アメリカ ベトナム 3 (3.4)	ベトナム 6 (6.5)	タイ 3 (3.4)	アメリカ ベトナム 3 (3.7)	タイ 3 (4.2)	タイ 4 (5.3)
第5位			アメリカ 2 (2.2)			アメリカ ベトナム 1 (1.4)	ベトナム 3 (4.0)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 「中国」は、香港及び台湾を含む。
 4 ()内は、各年における外国籍(ただし、韓国・朝鮮籍を除く。)の者の総数に占める構成比である。
 5 統計上、中国、アメリカ、ブラジル、タイ、ベトナム、フィリピンの国籍等以外は、「その他」とされているため、本表では除外している。

3 年齢層別人員

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、年齢層（年少少年・中間少年・年長少年²⁰）別の人員の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-3図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人では年長少年が、日本人では中間少年が、それぞれ最多で推移している。また、外国人、日本人共に、平成15年以降、年長少年及び中間少年の人員が減少傾向を続けている一方、最も少ない年少少年がおおむね横ばい傾向にあるため、各年齢層間の人員の差が縮小してきている。

② 少年院入院者

外国人、日本人共に、中間少年と年長少年の間の人員の差は僅かであり、年によって多寡が入れ替わりながら、平成14, 15年頃からおおむね減少傾向が続いている。また、年少少年は最も少なく、おおむね横ばいで推移している。

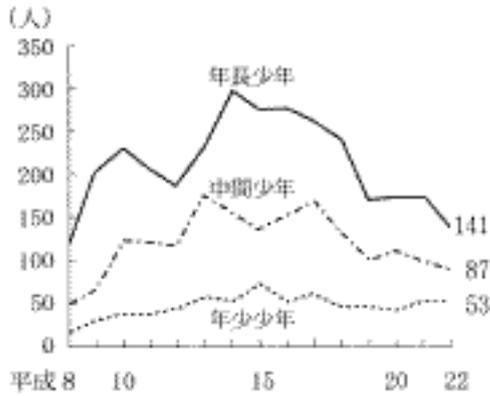
20 「年少少年」は16歳未満の者、「中間少年」は16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は18歳以上の者（少年鑑別所退所時及び少年院入院時の年齢）をいう。

3-3-3 図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の年齢層別人員の推移（外国人・日本人別）

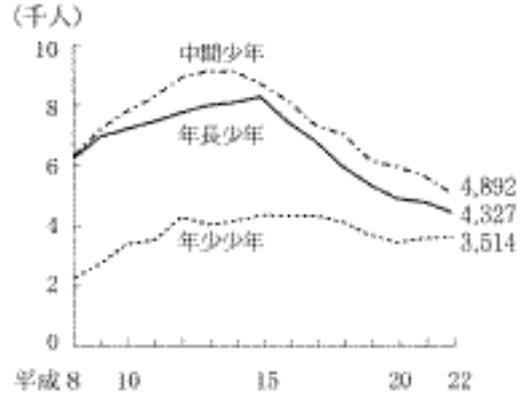
（平成8年～22年）

① 少年鑑別所被收容者

ア 外国人

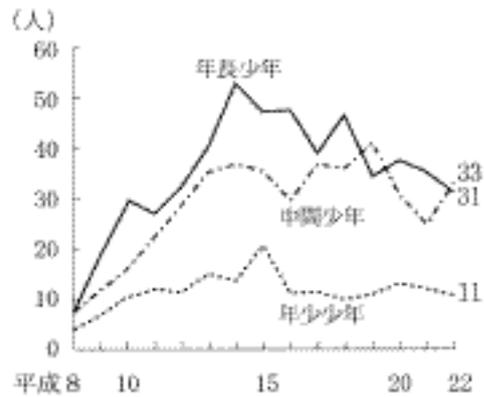


イ 日本人

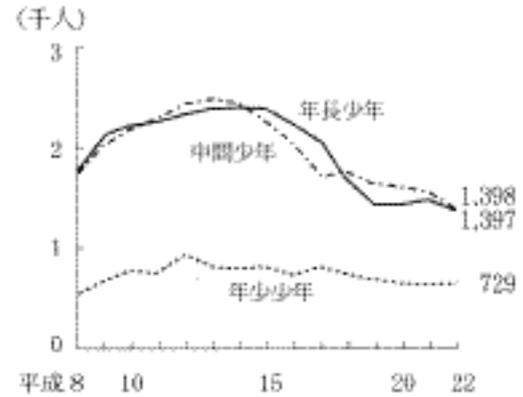


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 少年鑑別所退所時及び少年院入院時の年齢による。
 3 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 4 「年少少年」は、16歳未満の者、「中間少年」は、16歳以上18歳未満の者、「年長少年」は、18歳以上の者をいう。

4 非行名

平成22年における少年鑑別所被收容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、非行名別の人員及び構成比を見ると、3-3-4表のとおりである。

① 少年鑑別所被收容者

非行名を構成比の高い順に見ると、外国人、日本人共に窃盗が最も高く、次いで傷害であり、外国人と日本人の構成比の差は僅かである。次いで、外国人では強盗、覚せい剤取締法違反、日本人では道交違反、恐喝の順であった。また、外国人の強盗の構成比は10.0%と、日本人の2.7%に比べ、かなり高い。

② 少年院入院者

非行名を構成比の高い順に見ると、少年鑑別所被収容者と同様に、外国人、日本人共に窃盗が最も高いが、外国人の方が日本人よりも若干高い。次いで、外国人では強盗、傷害、恐喝、道交違反、日本人では傷害、道交違反、恐喝、強盗の順であった。また、外国人では強盗の構成比が20.0%と、少年鑑別所被収容者よりも更に高く、日本人の4.9%と比べはるかに高くなっている。

3-3-4表 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の非行名別人員・構成比
(外国人・日本人別)

① 少年鑑別所被収容者			(平成22年)			
非行名			外国人		日本人	
総	数		数	(%)	数	(%)
総			281	(100.0)	12,733	(100.0)
刑 法	犯 罪		234	(83.3)	10,122	(79.5)
	殺 人		1	(0.4)	22	(0.2)
	強 盗		28	(10.0)	342	(2.7)
	傷 害		48	(17.1)	2,280	(17.9)
	暴 行		-		195	(1.5)
	脅 迫		-		34	(0.3)
	窃 盗		106	(37.7)	4,852	(38.1)
	詐 欺		6	(2.1)	222	(1.7)
	恐 喝		11	(3.9)	636	(5.0)
	横 領・背 任		1	(0.4)	50	(0.4)
	盗 品 譲 受 け 等		1	(0.4)	67	(0.5)
	強 姦		3	(1.1)	96	(0.8)
	強 制 わ い せ つ		5	(1.8)	253	(2.0)
	危 険 運 転 致 死 傷		-		20	(0.2)
	放 火		1	(0.4)	42	(0.3)
	公 務 執 行 妨 害		2	(0.7)	135	(1.1)
	住 居 侵 入		4	(1.4)	226	(1.8)
	文 書 偽 造・有 価 証 券 偽 造・支 払 用 カ ー ド 関 係		3	(1.1)	13	(0.1)
	暴 力 行 為 等 処 罰 法		6	(2.1)	112	(0.9)
	自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷		2	(0.7)	140	(1.1)
	そ の 他		6	(2.1)	385	(3.0)
特 別 法	犯 罪		42	(14.9)	2,097	(16.5)
	銃 刀 法		-		46	(0.4)
	児 童 福 祉 法		-		37	(0.3)
	覚 せい 剤 取 締 法		13	(4.6)	195	(1.5)
	麻 薬 取 締 法		2	(0.7)	27	(0.2)
	毒 劇 法		-		68	(0.5)
	入 管 法		8	(2.8)	-	
	道 路 交 通 法		12	(4.3)	1,417	(11.1)
	そ の 他		7	(2.5)	307	(2.4)
ぐ	犯 罪		5	(1.8)	514	(4.0)

② 少年院入院者

非行名		外国人		日本人	
総	数	75	(100.0)	3,524	(100.0)
刑 法	犯 人	68	(90.7)	2,867	(81.4)
殺 人	殺 人	1	(1.3)	12	(0.3)
強 盗	強 盗	15	(20.0)	173	(4.9)
傷 害	傷 害	9	(12.0)	667	(18.9)
暴 行	暴 行	-		39	(1.1)
窃 盗	窃 盗	32	(42.7)	1,329	(37.7)
詐 欺	詐 欺	-		58	(1.6)
恐 喝	恐 喝	4	(5.3)	183	(5.2)
横 領・背 任	横 領・背 任	1	(1.3)	12	(0.3)
盗 品 譲 受 け 等	盗 品 譲 受 け 等	-		11	(0.3)
強 制 わ い せ つ	強 制 わ い せ つ	2	(2.7)	63	(1.8)
危 険 運 転 致 死 傷	危 険 運 転 致 死 傷	-		11	(0.3)
放 火	放 火	-		29	(0.8)
公 務 執 行 妨 害	公 務 執 行 妨 害	1	(1.3)	20	(0.6)
住 居 侵 入	住 居 侵 入	1	(1.3)	33	(0.9)
暴 力 行 為 等 処 罰 法	暴 力 行 為 等 処 罰 法	-		7	(0.2)
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	1	(1.3)	53	(1.5)
そ の 他	そ の 他	1	(1.3)	65	(1.8)
特 別 法	特 別 法	6	(8.0)	562	(15.9)
銃 刀 法	銃 刀 法	-		5	(0.1)
児 童 福 祉 法	児 童 福 祉 法	-		13	(0.4)
覚 せい 剤 取 締 法	覚 せい 剤 取 締 法	2	(2.7)	114	(3.2)
麻 薬 取 締 法	麻 薬 取 締 法	-		6	(0.2)
毒 劇 法	毒 劇 法	-		34	(1.0)
入 管 法	入 管 法	-		-	
道 路 交 通 法	道 路 交 通 法	3	(4.0)	322	(9.1)
そ の 他	そ の 他	1	(1.3)	68	(1.9)
ぐ	犯 人	1	(1.3)	95	(2.7)

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、構成比である。

5 不良集団関係

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、不良集団関係別の構成比の推移及び主な国籍等別にいずれかの不良集団に関係のある者の比率（以下「不良集団率」という。）の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-5図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

いずれの不良集団の構成比においても、外国人の方が日本人よりも低い状態で推移している。また、不良集団関係なしの者の構成比は、おおむね外国人では8割弱、日本人では6割弱で推移している。平成22年における不良集団に関係のある者の構成比の内訳は、外国人、日本人共に、高い順に、地域不良集団、不良生徒・学生集団、暴走族、暴力団の順

であった。

不良集団率は、日本人、外国人共に、ほぼ横ばいで推移している。これを国籍等別に見ると、日本人の不良集団率がいずれの国籍等もおおむね上回る形で推移しており、平成22年では、日本人以外で比率の高い順に、ブラジル、フィリピン、中国の順であったが、その順位は過去入れ替わりながら推移している。

② 少年院入院者

外国人、日本人共に、不良集団関係なしの者の構成比が最も高いが、少年鑑別所被収容者と比べると低く推移しており、平成22年では、外国人で約12pt、日本人で約7pt低くなっている。同年における不良集団に関係のある者の構成比の内訳は、外国人、日本人共に、高い順に、地域不良集団、暴走族、不良生徒・学生集団、暴力団の順であり、少年鑑別所被収容者と比べ、暴走族の構成比が高くなっている。

不良集団率は、日本人ではおおむね漸減傾向にあるが、外国人では人員が少ないこともあって安定していないものの、おおむね日本人を下回る形で推移しており、平成22年では、日本人がおおむね5割であったのに対して、外国人全体では3割強であった。

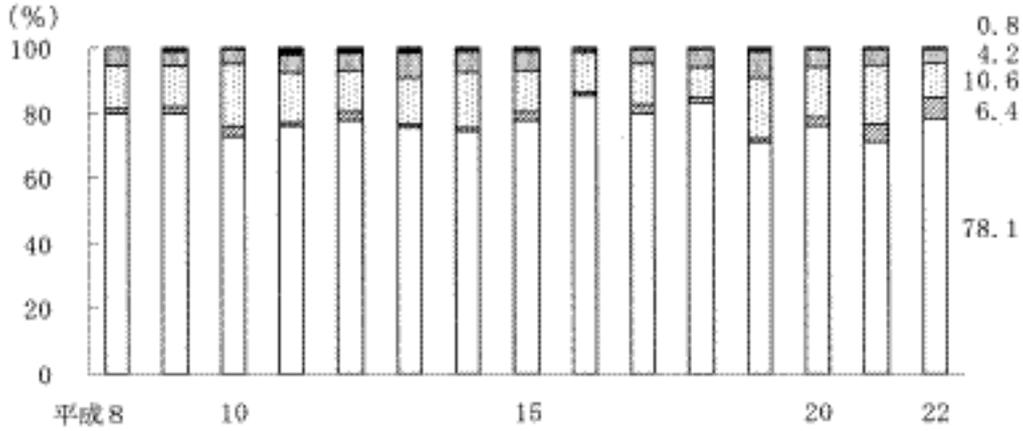
3-3-5図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の不良集団関係別構成比・不良集団率の推移（外国人・日本人別，主な国籍等別）

（平成8年～22年）

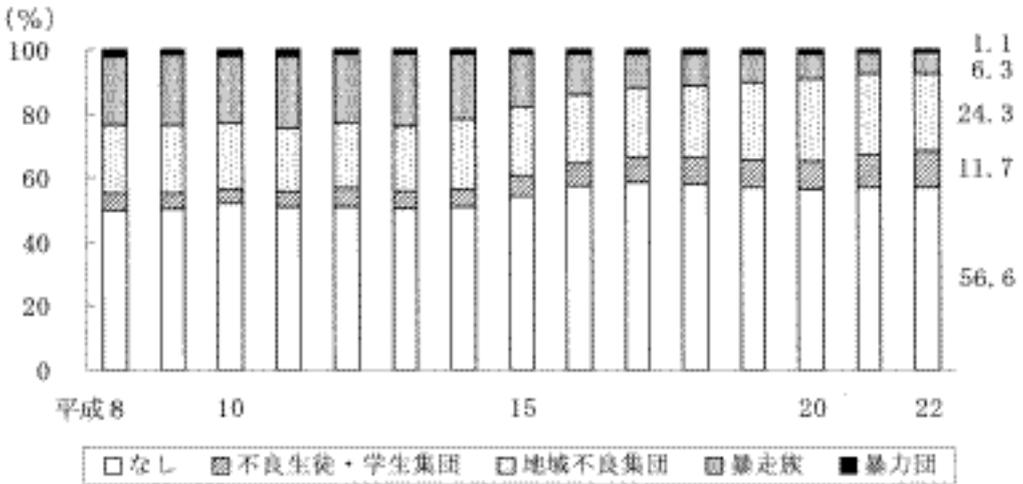
① 少年鑑別所被收容者

I 不良集団関係別構成比

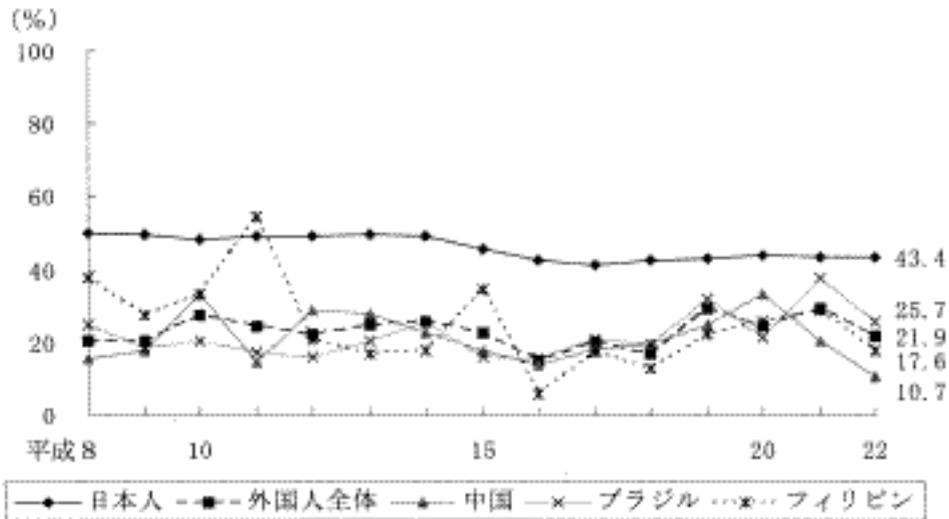
ア 外国人



イ 日本人



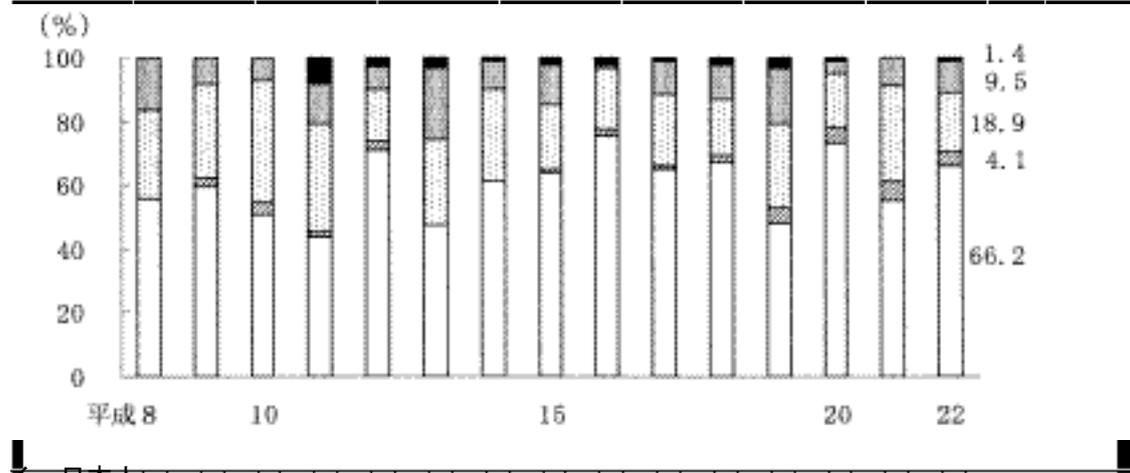
II 主な国籍等別不良集団率



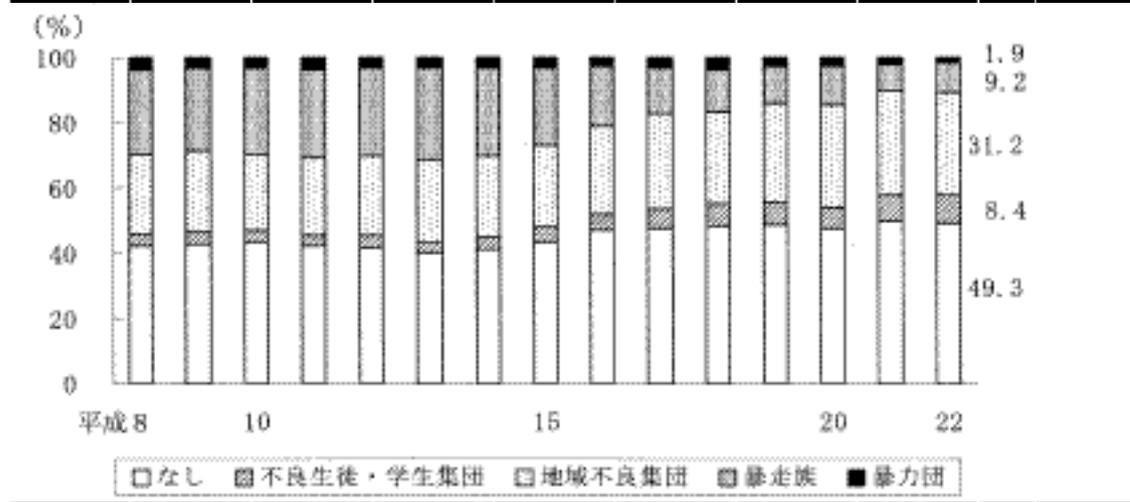
② 少年院入院者

I 不良集団関係別構成比

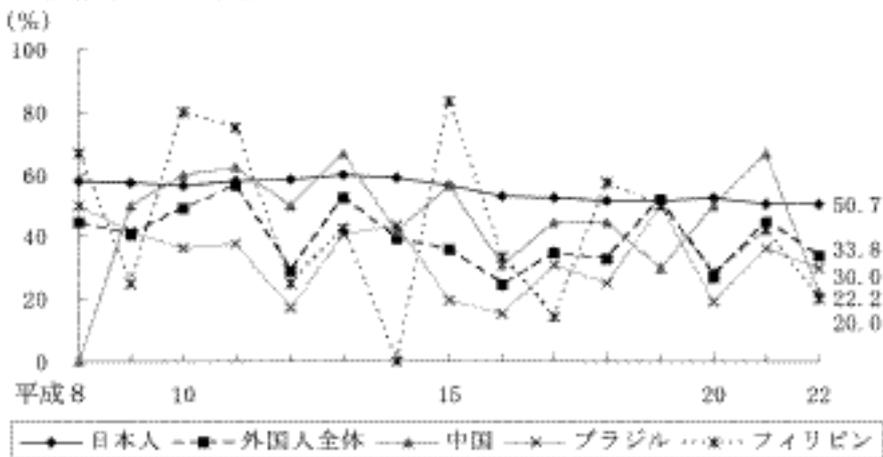
ア 外国人



イ 日本人



II 主な国籍等別不良集団率



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 韓国・朝鮮籍の者を除く。

3 「中国」は、香港及び台湾を含む。

4 不良集団関係が不詳の者を除く。

6 共犯関係

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、共犯の人数別の構成比の推移と、主な国籍等別に、本件収容又は入院に係る非行において共犯のある者の比率（以下この項において「共犯率」という。）の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-6図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人の共犯率がおおむね横ばい傾向にあるのに対し、日本人の共犯率は漸減傾向を続けているため、かつては日本人の方が共犯率は高かったが、最近では両者の差はほとんどなくなっている。国籍等別に見ると、ブラジルが日本人と同程度か若干上回る状態で推移している。

② 少年院入院者

外国人の共犯率は、年によってばらつきはあるが、おおむね横ばいで推移しているのに対し、日本人の共犯率は低下傾向にあり、少年鑑別所被収容者とは逆に、おおむね外国人の方が日本人よりも若干高い値で推移している。国籍等別に見ると、ブラジルがおおむね8割前後と少年鑑別所被収容者と比べて更に高く、日本人を若干上回る状態で推移している。

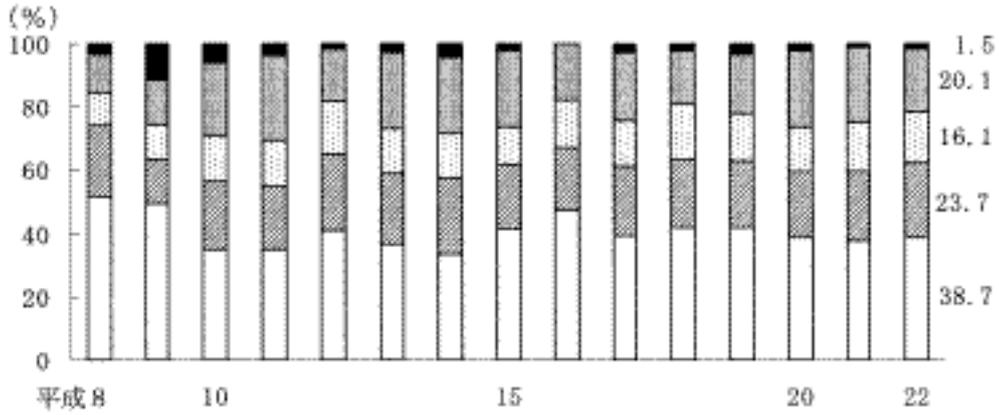
3-3-6図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の共犯人数別構成比・共犯率の推移
(外国人・日本人別, 主な国籍等別)

(平成8年~22年)

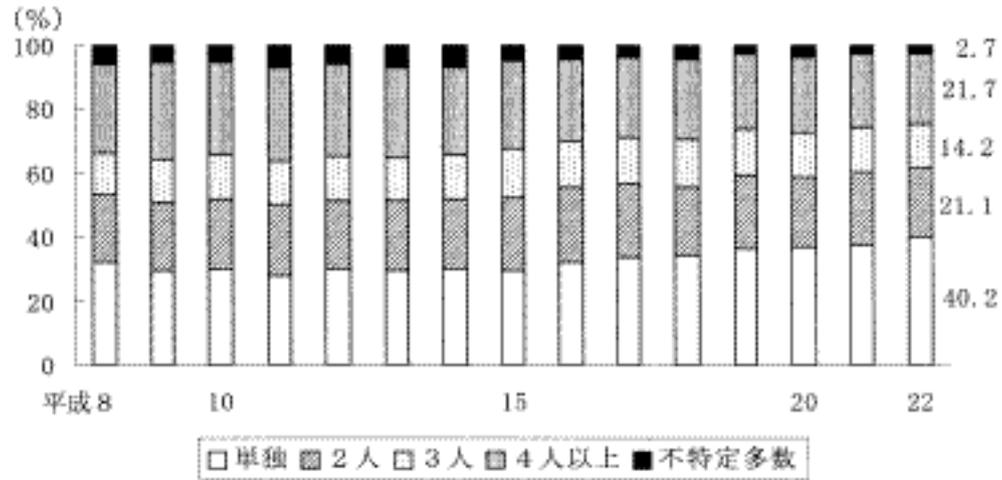
① 少年鑑別所被收容者

I 共犯人数別構成比

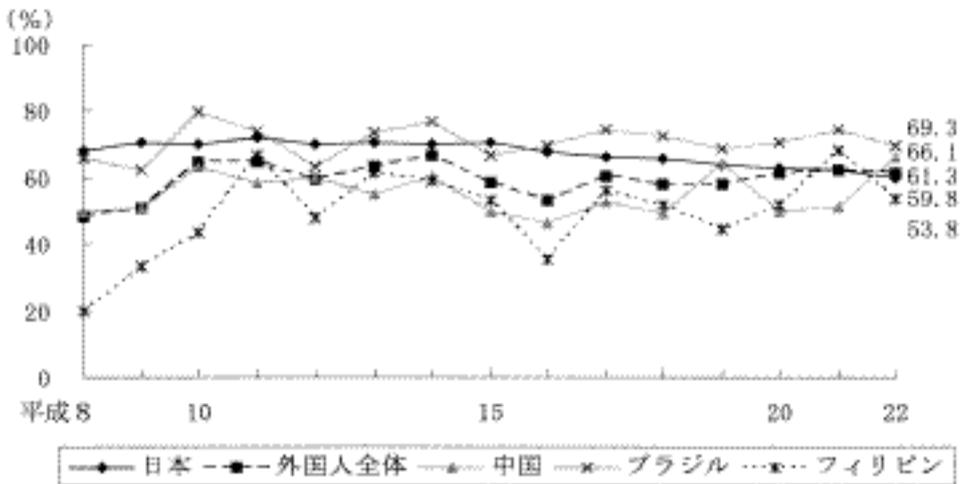
ア 外国人



イ 日本人



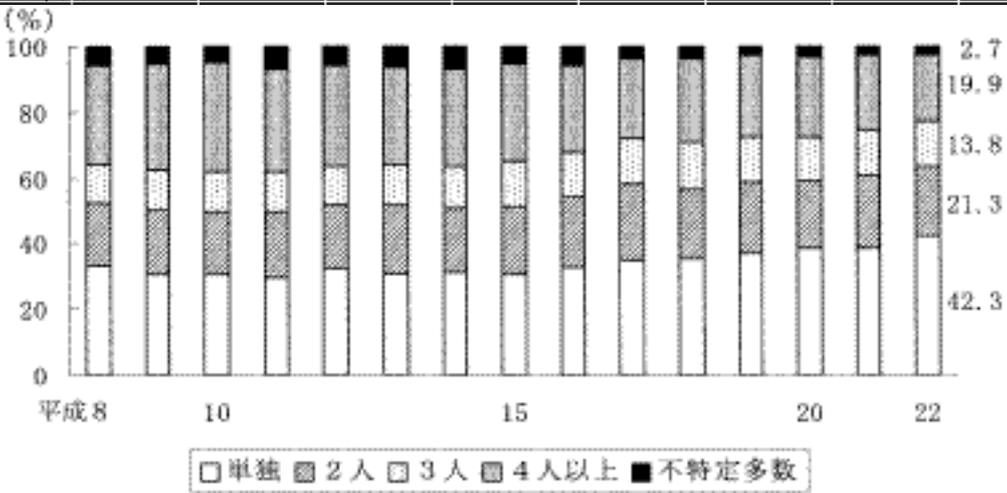
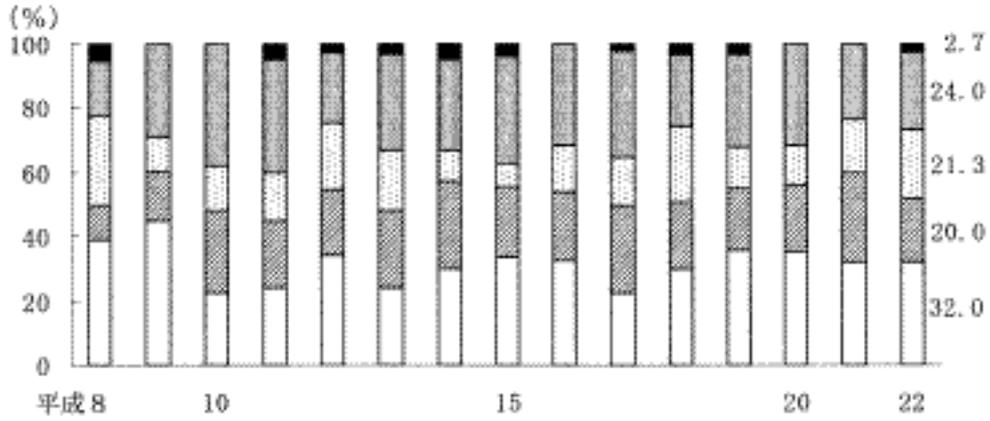
II 主な国籍別共犯率



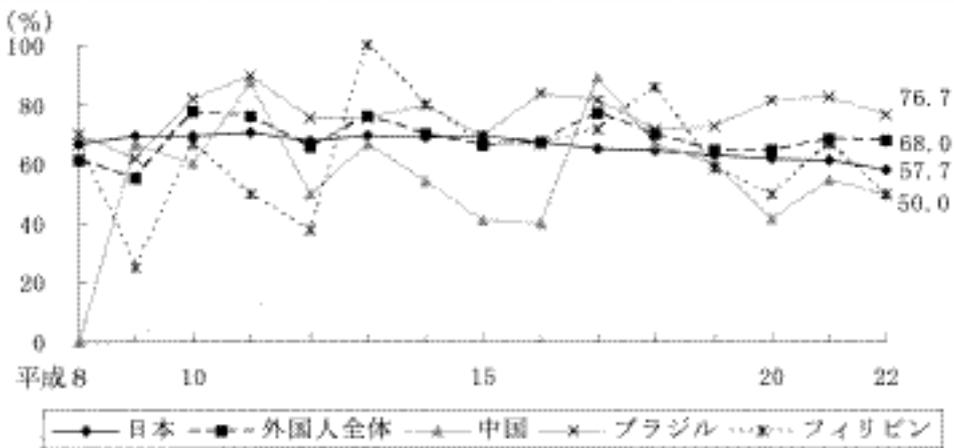
② 少年院入院者

I 共犯人数別構成比

ア 外国人



II 主な国籍別共犯率



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
- 3 「中国」は、香港及び台湾を含む。
- 4 共犯状況が不詳の者を除く。

7 生活程度

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、生活程度（富裕、普通、貧困）別²¹の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、**3-3-7図**のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人は、貧困の構成比が日本人に比べて高いが、富裕の構成比も若干高い。普通の構成比は、外国人では50～70%台、日本人では70～80%台で、それぞれ推移している。外国人は日本人に比べ、普通の構成比がおおむね10pt程度低い分、貧困の構成比が高くなっている。

② 少年院入院者

少年院入院についても、少年鑑別所被収容者とほぼ同様の傾向が見られる。ただし、外国人、日本人共に、少年鑑別所被収容者と比べ、普通の構成比がより低く、貧困の構成比がより高くなっている。

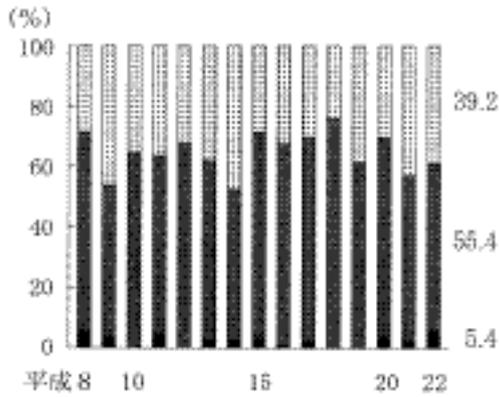
21 矯正統計年報の区分による。

3-3-7図 少年鑑別所被收容者・少年院入院者の生活程度別構成比の推移
(外国人・日本人別)

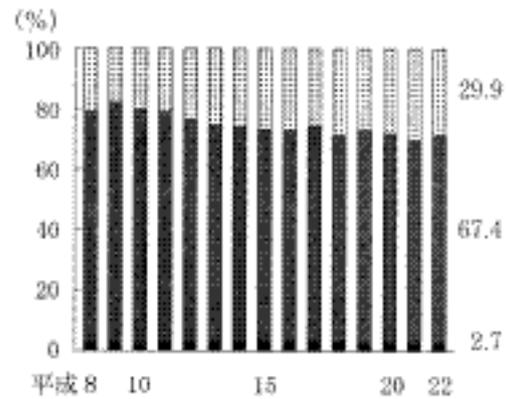
(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被收容者

ア 外国人

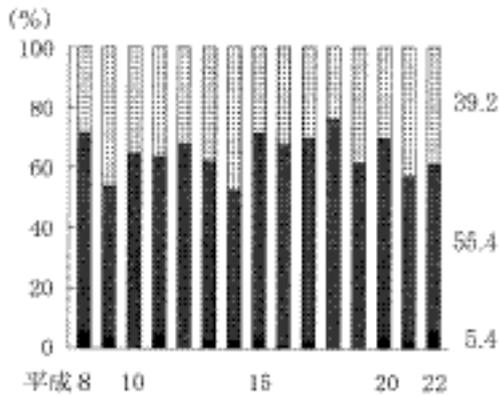


イ 日本人

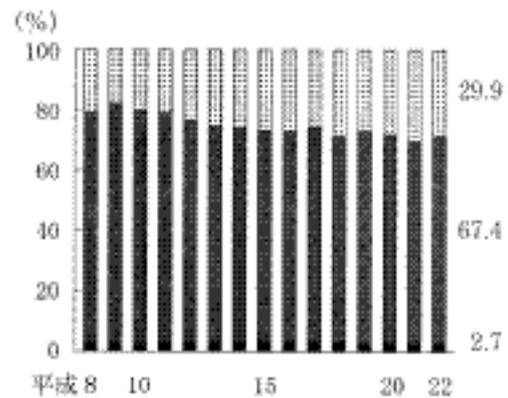


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



■ 高程度 ■ 中程度 ■ 低程度

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
3 生活程度が不詳の者を除く。

8 居住状況

平成22年の少年鑑別所被收容者及び少年院入院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、居住状況別の人員及び構成比を見ると、3-3-8表のとおりである。

① 少年鑑別所被收容者

外国人、日本人共に、家族と居住の構成比が最も高く、外国人では7割強であるが、日本人と比べると15pt程度低い。次いで、外国人、日本人共に、アパート・下宿・寮等、知人宅、居住地不定（外国人は知人宅と同順位）、同棲の順となっているが、それぞれ外国人の方が日本人よりも若干高い。

② 少年院入院者

外国人，日本人共に，家族と居住の構成比が最も高いが，外国人では6割強と，日本人と比べ20pt程度低いとともに，少年鑑別所被収容者と比べ10pt程度低い。次いで，外国人，日本人共に，アパート・下宿・寮等（日本人は居住地不定と同順位）の構成比が高かったが，外国人の方が10pt程度高い。

3-3-8表 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の居住状況別の人員・構成比
（日本人・外国人別）

① 少年鑑別所被収容者		(平成22年)			
居住状況		外国人		日本人	
総	数	274	(100.0)	12,567	(100.0)
家族と居住		194	(70.8)	10,762	(85.6)
同	棲	10	(3.6)	207	(1.6)
アパート・下宿・寮等		28	(10.2)	495	(3.9)
住	込み	2	(0.7)	52	(0.4)
作業員宿舎		2	(0.7)	24	(0.2)
知	人	13	(4.7)	306	(2.5)
施	設	5	(1.8)	184	(1.5)
不良者の居所		3	(1.1)	82	(0.7)
浮	浪	3	(1.1)	139	(1.1)
旅館・ホテル		-		14	(0.1)
不	定	13	(4.7)	246	(2.0)
そ	の	1	(0.4)	54	(0.4)

② 少年院入院者					
居住状況		外国人		日本人	
総	数	75	(100.0)	3,520	(100.0)
家族と居住		46	(61.3)	2,868	(81.5)
同	棲	3	(4.0)	72	(2.0)
アパート・下宿・寮等		10	(13.3)	124	(3.5)
住	込み	1	(1.3)	23	(0.7)
作業員宿舎		-		5	(0.1)
知	人	4	(5.3)	113	(3.2)
施	設	1	(1.3)	62	(1.8)
不良者の居所		3	(4.0)	42	(1.2)
浮	浪	1	(1.3)	65	(1.8)
旅館・ホテル		-		8	(0.2)
不	定	5	(6.7)	124	(3.5)
そ	の	1	(1.3)	14	(0.4)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 居住状況が不詳の者を除く。
 4 ()内は，構成比である。

9 就学・就労状況

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について，それぞれ外国人・日本人の別に，就学・就労状況別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると，3-3-9図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

外国人，日本人共に，有職者及び無職者の構成比が低下傾向にあり，学生・生徒の構成比が上昇傾向にある。外国人の無職者の構成比は日本人に比べて10pt程度高い形で，学生・生徒の構成比は日本人と比べて10pt程度低い形で，有職者の構成比は日本人と比較的近い形で，それぞれ推移している。平成22年における無職者は，外国人が約4割，日本人が約3割であった。

② 少年院入院者

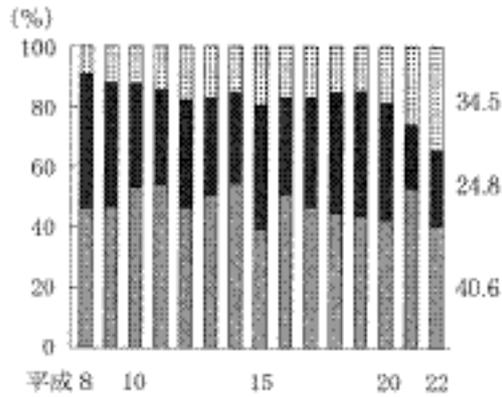
外国人，日本人共に，無職者の構成比が低下傾向にあり，学生・生徒の構成比が上昇傾向にある。ただし，少年鑑別所被収容者と比べると，外国人，日本人共に，少年院入院者は，学生・生徒の構成比が低い分，無職者の構成比が高くなっている。また，外国人と日本人との無職者，学生・生徒，有職者の構成比の差は，少年鑑別所被収容者と同様の傾向にあるが，その幅は若干小さい。平成22年における無職者は，外国人が約45%，日本人が約39%であった。

3-3-9図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の就学・就労状況別構成比の推移
(日本人・外国人別)

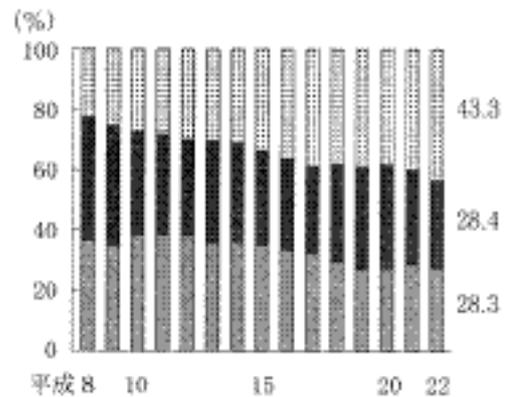
(平成8年～22年)

① 少年鑑別所被収容者

ア 外国人

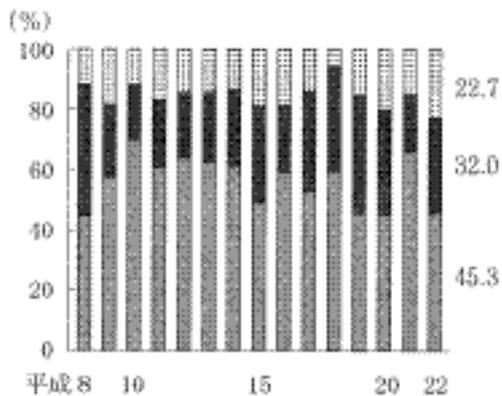


イ 日本人

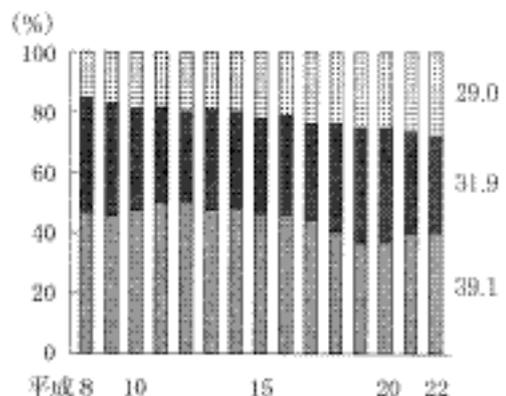


② 少年院入院者

ア 外国人



イ 日本人



無職 学生・生徒 就労

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
- 3 就業状況が不詳の者を除く。

10 教育程度²²

少年鑑別所被収容者及び少年院入院者について、外国人・日本人の別に、それぞれ教育程度別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、3-3-10図のとおりである。

① 少年鑑別所被収容者

中学卒業までの者の構成比は、外国人が日本人よりもかなり高かったが、おおむね外国人が低下傾向、日本人が横ばいにあるため、年とともに両者の差は縮小してきているもの

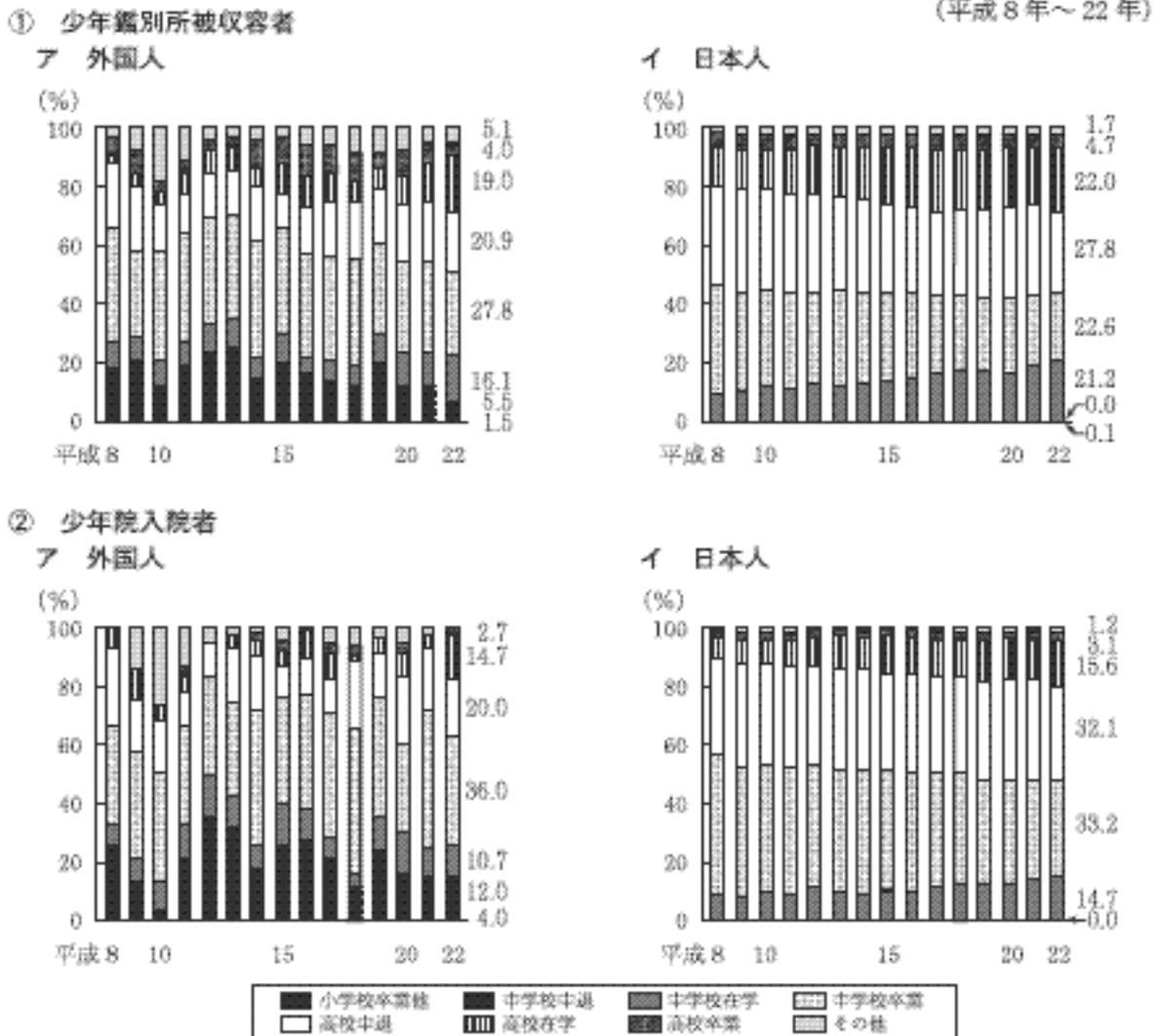
22 外国人の少年には、我が国の義務教育への就学義務はない。したがって、母国又は日本での中学校中退というケースがある。

の、平成22年での外国人は、なお5割を超えている。高校在学以上の者の構成比は、外国人が日本人よりもかなり低かったが、外国人の同構成比が平成14年からおおむね上昇傾向にあるため、次第にその差は縮小してきている。高校卒業以上の者の構成比は、逆に外国人の方が日本人よりもおおむね高い水準で推移しているが、外国人も近年低下傾向にある。また、小学校卒業までの者及び不就学の者が、外国人に若干見られる。

② 少年院入院者

外国人、日本人共に、中学卒業までの者の構成比は、低下傾向にあるものの、少年鑑別所被収容者と比べて相当に高いが、外国人においてより顕著であり、平成22年での外国人は、6割を超えている。また、外国人では、少年鑑別所被収容者と比べ、高校卒業以上の者の構成比が顕著に低くなっている。なお、外国人では、小学校卒業までの者が4.0%いた。

3-3-10図 少年鑑別所被収容者・少年院入院者の教育程度別構成比の推移 (外国人・日本人別)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。
 3 教育程度が不詳の者を除く。
 4 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学(短期大学を含む)在学・中退、小中学校除籍・未修了等である。

第4節 保護観察

本節では、外国人（平成12年以前は韓国・朝鮮籍の者を、13年以降は特別永住者を除く²³。特に断らない限り、この節において同じ。）の保護観察処分少年²⁴（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この節において同じ。）及び少年院仮退院者²⁵の保護観察開始人員について、各種統計資料等に基づき、その属性や生活状況等に関し、日本人と対比しながらその動向や国籍別の傾向等を見ることとする。

1 人員の動向

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、保護観察開始人員及び女子比の推移（平成2年以降）を見ると、**3-4-1図**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人は平成13年（299人）、日本人は14年（2万4,853人）をピークに、共に減少傾向にあるが、外国人の方が日本人よりも減少の程度が小さい。また、22年の外国人が占める比率は1.4%であった。女子比について見ると、外国人に比べて日本人の方がおおむね高い比率で推移しているが、日本人がおおむね横ばいであるのに対し、外国人は6年以降上昇傾向にあるため、その差が縮小し、22年では逆に外国人（13.4%）の方が日本人（12.8%）を若干上回った。

② 少年院仮退院者

外国人は平成10年から大幅に増加した後、16年（87人）以降、ほぼ横ばいで推移し、21年に減少したのに対し、日本人では14年（5,716人）をピークに減少傾向を続けている。また、22年の外国人が占める比率は、1.9%であった。女子比について見ると、保護観察処分少年よりも若干下回った数値で、おおむね同様の傾向を示している。

23 統計上、平成13年から特別永住者を把握しているため、同年以降は特別永住者を、それ以前は、韓国・朝鮮籍の者（その多くが特別永住者である。）を除外することとした。

24 家庭裁判所の決定により保護観察に付された者をいう。

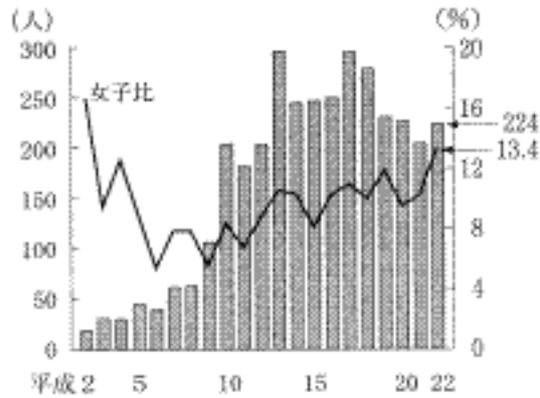
25 少年院からの仮退院を許され保護観察に付された者をいう。

3-4-1 図 少年の保護観察開始人員・女子比の推移（外国人・日本人別）

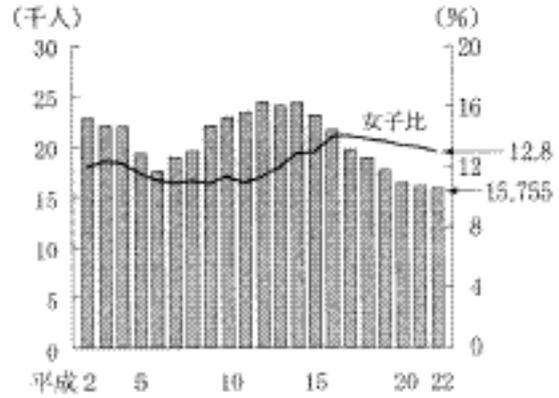
（平成2年～22年）

① 保護観察処分少年

ア 外国人

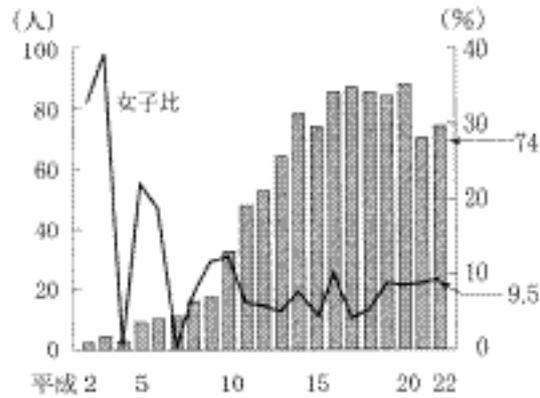


イ 日本人

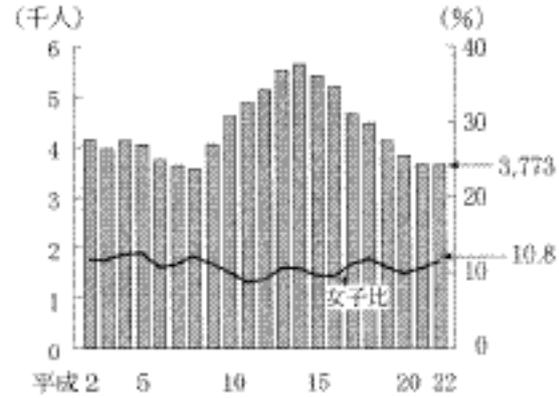


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
- 3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
- 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。

2 国籍等別人員

外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ国籍等別に、保護観察開始人員の多い順から上位5位までの人員の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-2表のとおりである。

① 保護観察処分少年

ブラジルが1位、次いで、平成20年までは中国が、21年以降はフィリピンが2位を占めた状態で推移している。ブラジルは19年以降減少傾向にあるが、フィリピンはおおむね増加傾向にある。3位及び4位は、13年以降、フィリピン、ペルー及び韓国・朝鮮で入れ替わりながら推移していたが、21年以降は中国が3位となっている。22年は、多い順に、ブラジル、フィリピン、中国であり、この3か国籍等で全体の7割近くを占めている。

② 少年院仮退院者

保護観察処分少年と同様に、ブラジルが1位、次いで、平成17年以降、おおむね中国とフィリピンが入れ替わりながら、2位及び3位を占めた状態で推移している。ブラジルは19年以降減少傾向にあり、2位との差が縮小してきている。平成22年は、多い順に、ブラジル、フィリピン、中国とペルー（同数）であり、ブラジルとフィリピンで全体の6割近くを占めている。

3-4-2表 少年の保護観察開始人員の国籍等別人員の推移

① 保護観察処分少年

順位	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
第1位	ブラジル 95 (45.2)	ブラジル 98 (54.1)	ブラジル 108 (51.7)	ブラジル 150 (50.2)	ブラジル 122 (48.4)	ブラジル 96 (37.9)	ブラジル 99 (39.0)
第2位	中国 39 (18.6)	中国 30 (16.6)	中国 44 (21.1)	中国 36 (12.0)	中国 34 (13.6)	中国 45 (17.8)	中国 51 (20.1)
第3位	フィリピン 14 (6.7)	ベトナム 12 (6.6)	ペルー 12 (5.7)	韓国・朝鮮 34 (11.4)	ペルー 22 (8.7)	ペルー 32 (12.6)	ペルー 33 (13.0)
第4位	ペルー 8 (3.8)	ペルー 9 (5.0)	ベトナム 10 (4.8)	ペルー 27 (9.0)	韓国・朝鮮 16 (6.3)	韓国・朝鮮 フィリピン 19 (7.5)	フィリピン 21 (8.3)
第5位	ベネズエラ 6 (2.9)	フィリピン 6 (3.3)	フィリピン 9 (4.3)	フィリピン 18 (6.0)	フィリピン 15 (6.0)		ベトナム 12 (4.7)

順位	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 136 (45.3)	ブラジル 133 (47.2)	ブラジル 109 (46.8)	ブラジル 94 (41.2)	ブラジル 69 (33.3)	ブラジル 66 (29.0)
第2位	中国 49 (16.4)	中国 49 (17.4)	中国 37 (15.9)	中国 36 (15.8)	フィリピン 47 (22.7)	フィリピン 45 (20.1)
第3位	フィリピン 34 (11.4)	フィリピン 26 (9.2)	フィリピン 27 (11.6)	フィリピン 30 (13.2)	中国 31 (15.0)	中国 41 (18.3)
第4位	ペルー 29 (9.7)	ペルー 19 (6.7)	韓国・朝鮮 15 (6.4)	ペルー 14 (6.1)	ペルー 17 (8.2)	ペルー 24 (10.7)
第5位	ベトナム 15 (5.0)	韓国・朝鮮 17 (6.0)	ペルー 14 (6.0)	韓国・朝鮮 12 (5.3)	韓国・朝鮮 12 (5.8)	ベトナム 10 (4.5)

② 少年院仮退院者

順位	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
第1位	ブラジル 12 (36.4)	ブラジル 23 (46.9)	ブラジル 29 (53.7)	ブラジル 29 (43.9)	ブラジル 46 (57.5)	ブラジル 33 (43.4)	ブラジル 45 (51.7)
第2位	中国 5 (15.2)	中国 10 (20.4)	フィリピン 7 (13.0)	韓国・朝鮮 16 (24.2)	中国 11 (13.8)	中国 11 (14.6)	中国 12 (13.8)
第3位	フィリピン 4 (12.1)	フィリピン 5 (10.2)	中国 6 (11.1)	ベルー 5 (7.6)	フィリピン 8 (10.0)	ベルー 6 (7.9)	ベルー 8 (9.2)
第4位	ベトナム アメリカ ベルー 3 (9.1)	ベトナム ベルー 3 (6.1)	ベトナム 4 (7.4)	フィリピン 4 (6.1)	ベルー 3 (3.8)	フィリピン 5 (6.6)	ラオス 7 (8.0)
第5位			イラン ベルー 2 (3.7)	中国 イスラエル アメリカ 2 (3.0)	韓国・朝鮮 タイ ベトナム 2 (2.5)	韓国・朝鮮 ベトナム 4 (5.3)	フィリピン 5 (5.7)

順位	17年	18年	19年	20年	21年	22年
第1位	ブラジル 52 (58.4)	ブラジル 54 (62.1)	ブラジル 48 (56.6)	ブラジル 47 (52.8)	ブラジル 35 (49.3)	ブラジル 22 (29.7)
第2位	中国 15 (16.9)	フィリピン 9 (10.3)	中国 9 (10.6)	フィリピン 14 (15.7)	フィリピン 10 (14.1)	フィリピン 21 (28.4)
第3位	フィリピン ラオス ベルー 4 (4.5)	中国 5 (5.7)	フィリピン 8 (9.4)	中国 8 (9.0)	中国 9 (12.7)	中国 ベルー 9 (12.2)
第4位		ベトナム ラオス アメリカ 3 (3.4)	ベトナム 5 (5.9)	ベルー 7 (7.9)	ベルー 4 (5.6)	
第5位			韓国・朝鮮 4 (4.7)	ラオス 3 (3.4)	韓国・朝鮮 3 (4.2)	タイ 3 (4.1)

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。
 5 中国は、香港及び台湾を含む。
 6 同じ人員数の国が1つの順位に複数並ぶ場合、それぞれ同順位とし、5か国に達する順位まで掲示している。
 7 () 内は、外国籍の者の総数に占める構成比である。

3 年齢層別人員

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人別に、年齢層（年少少年，中間少年，年長少年）別の保護観察開始人員の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-3図のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人，日本人共に，それぞれ年少少年が最も少ない。また，年長少年と中間少年を見ると，外国人では年長少年が，日本人では中間少年が若干上回った状態でおおむね推移しているが，外国人では平成18,19年頃から，日本人では15年頃から，年長少年，中間少年共に減少傾向を示している。

② 少年院仮退院者

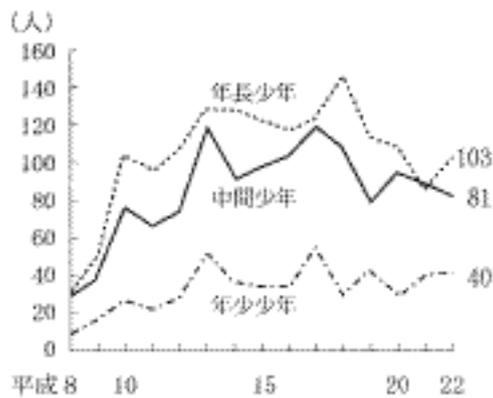
外国人，日本人共に，多い順に，年長少年，中間少年，年少少年の順で推移している。年長少年と中間少年を見ると，共に，外国人では平成14,15年頃から若干増減しながらもほぼ横ばいで推移しているが，日本人では同年頃から緩やかな減少傾向を示している。

3-4-3図 少年の保護観察開始人員の年齢層別人員の推移（外国人・日本人別）

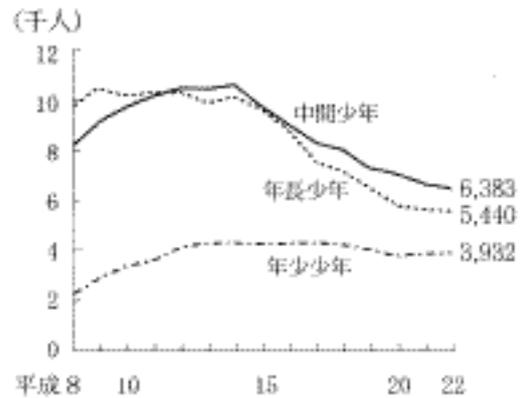
(平成8年～22年)

① 保護観察処分少年

ア 外国人

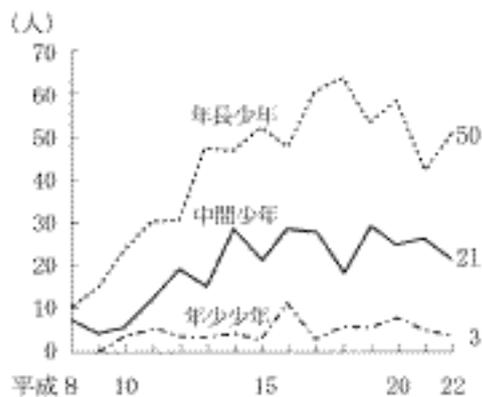


イ 日本人

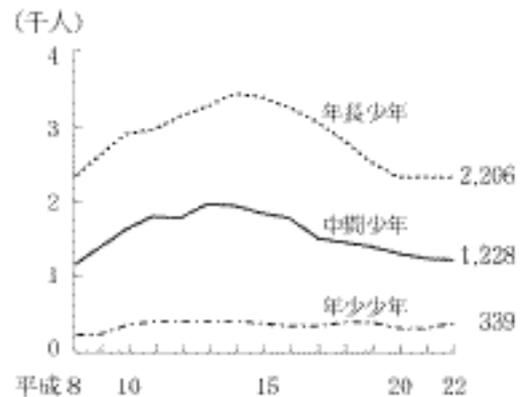


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は，韓国・朝鮮籍の者を，平成13年以降は，特別永住資格者を除く。
 5 保護観察に付された日の年齢による。
 6 「年少少年」は，16歳未満の者，「中間少年」は，16歳以上18歳未満の者，「年長少年」は，18歳以上の者をいう。

4 非行名

平成22年の保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人別に、非行名別の保護観察開始人員及び構成比を見ると、3-4-4表のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人，日本人共に，窃盗の構成比が最も高く，4割強であり，次いで，道路交通法違反，傷害の順であった。

3-4-4表 少年の保護観察開始人員の非行名別人員・構成比（外国人・日本人別）

			〔平成22年〕					
区 分	数	保護観察処分少年		少年院仮退院者				
		外国人	日本人	外国人	日本人			
総 計	224	(100.0)	15,755	(100.0)	74	(100.0)	3,762	(100.0)
刑 法	165	(73.7)	12,429	(78.9)	59	(79.7)	3,103	(82.5)
殺 人	-		2	(0.0)	-		25	(0.7)
強 姦	5	(2.2)	133	(0.8)	14	(18.9)	287	(7.6)
傷 害	33	(14.7)	2,160	(13.7)	13	(17.6)	599	(15.9)
暴 行	-		261	(1.7)	1	(1.4)	23	(0.6)
脅 迫	-		34	(0.2)	-		2	(0.1)
窃 盗	94	(42.0)	6,644	(42.2)	26	(35.1)	1,488	(39.6)
詐 欺	4	(1.8)	157	(1.0)	-		64	(1.7)
恐 喝	7	(3.1)	487	(3.1)	2	(2.7)	195	(5.2)
横 領 ・ 背 任	1	(0.4)	304	(1.9)	-		15	(0.4)
盗 品 譲 受 け	1	(0.4)	103	(0.7)	-		6	(0.2)
強 制 わ い せ つ	1	(0.4)	23	(0.1)	2	(2.7)	65	(1.7)
強 制 わ い せ つ	3	(1.3)	157	(1.0)	-		89	(2.4)
公然わいせつ・わいせつ文書頒布等	-		27	(0.2)	-		8	(0.2)
危 険 運 転 致 死 傷	-		22	(0.1)	-		11	(0.3)
放 火	1	(0.4)	13	(0.1)	-		39	(1.0)
公 務 執 行 妨 害	-		95	(0.6)	-		25	(0.7)
住 居 侵 入	3	(1.3)	341	(2.2)	1	(1.4)	29	(0.8)
通 貨 偽 造	-		9	(0.1)	-		2	(0.1)
文書偽造・有価証券偽造・支払用カード偽造	1	(0.4)	20	(0.1)	-		9	(0.2)
暴 力 行 為 等 処 罰 法	3	(1.3)	137	(0.9)	-		18	(0.5)
犯 人 隠 匿 ・ 証 拠 隠 滅	-		23	(0.1)	-		5	(0.1)
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷 ・ 業 過	4	(1.8)	990	(6.3)	-		58	(1.5)
そ の 他	4	(1.8)	287	(1.8)	-		41	(1.1)
特 別 法	58	(25.9)	3,187	(20.2)	12	(16.2)	542	(14.4)
軽 刑 罪 法	-		70	(0.4)	-		2	(0.1)
銃 刀 法	-		38	(0.2)	-		9	(0.2)
売 春 防 止 法	1	(0.4)	7	(0.0)	-		3	(0.1)
児 童 福 祉 法	-		13	(0.1)	1	(1.4)	11	(0.3)
覚 せい 刑 取 締 法	5	(2.2)	54	(0.3)	6	(8.1)	128	(3.4)
麻 薬 取 締 法	3	(1.3)	20	(0.1)	-		8	(0.2)
毒 劇 法	1	(0.4)	98	(0.6)	1	(1.4)	45	(1.2)
道 路 交 通 法	44	(19.6)	2,524	(16.0)	3	(4.1)	277	(7.4)
そ の 他	4	(1.8)	363	(2.3)	1	(1.4)	59	(1.6)
ぐ	1	(0.4)	139	(0.9)	3	(4.1)	117	(3.1)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 特別永住資格者、無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
 4 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法第26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した日本人11人を除く。
 5 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 6 () 内は、各総数に占める各区分の人員の構成比である。

② 少年院仮退院者

外国人，日本人共に，窃盗の構成比が最も高く，4割弱であり，次いで，外国人では強盗（18.9%，日本人は7.6%で3番目），傷害（17.6%，日本人は15.9%で2番目）であった。外国人の強盗の構成比は，日本人に比べてかなり高い。

5 不良集団関係

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について，それぞれ外国人・日本人別に，保護観察開始人員の不良集団別の人員及び不良集団率の推移（平成8年以降）を見ると，**3-4-5図**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人では平成18年以降，日本人では14年以降，不良集団に関係ある者の人員は減少傾向にある。また，外国人の方が日本人よりも不良集団率は若干低い。22年では，不良集団関係なしの者の構成比は，外国人73.7%，日本人70.4%であり，不良集団に関係ある者の構成比の内訳は，高い順に，地域不良集団（外国人12.9%，日本人14.3%），次いで，外国人では暴走族（6.3%），不良生徒・学生集団（4.9%），その他（1.3%），暴力団（0.9%）であり，日本人では不良生徒・学生集団（7.2%），暴走族（6.8%），その他（0.7%），暴力団（0.5%）であった。

② 少年院仮退院者

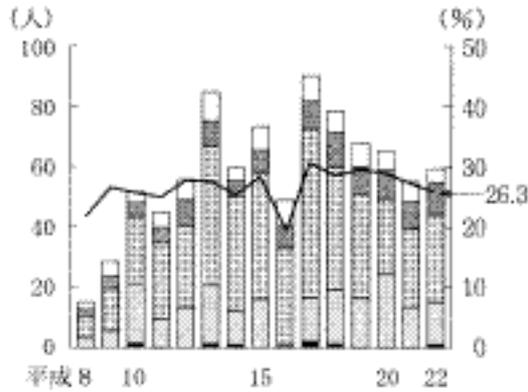
外国人，日本人共に，保護観察処分少年よりも不良集団率がおおむね10pt以上高く推移している。また，保護観察処分少年と同様に，外国人の方が日本人よりも不良集団率は若干低い，平成22年は逆転し，不良集団関係なしの者の構成比は，外国人58.1%，日本人54.1%であった。同年における不良集団に関係ある者の構成比の内訳は，高い順に，地域不良集団（外国人20.3%，日本人24.1%），暴走族（同12.2%，14.0%），次いで，外国人ではその他（6.8%），暴力団（5.4%），不良生徒・学生集団（4.1%）であるのに対し，日本人では不良生徒・学生集団（4.0%），暴力団（3.9%），その他（1.1%）であった。

3-4-5図 少年の保護観察開始人員の不良集団別人員・不良集団率の推移
(外国人・日本人別)

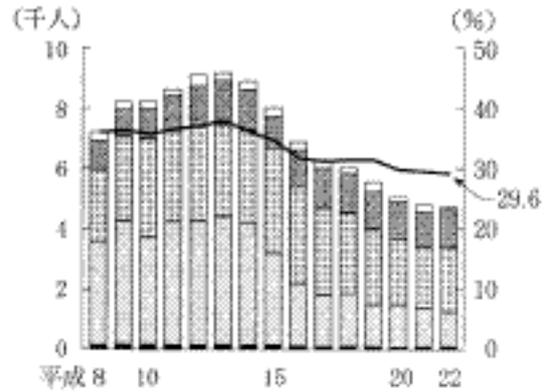
(平成8年～22年)

① 保護観察処分少年

ア 外国人

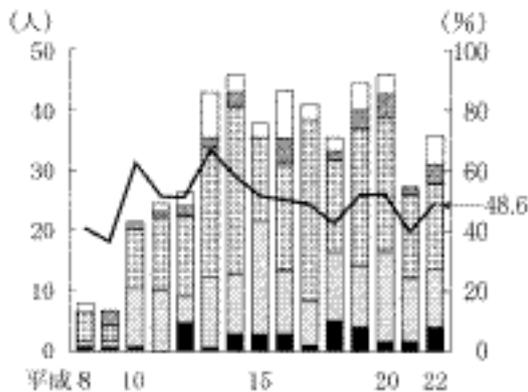


イ 日本人

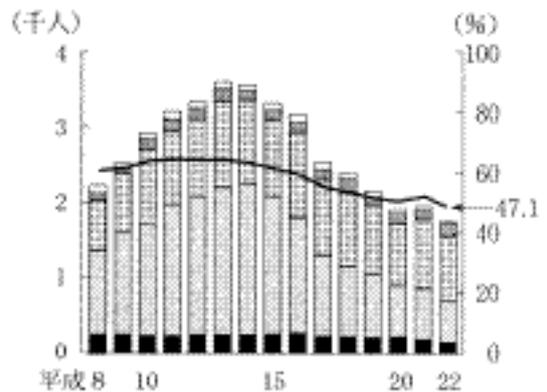


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者、国籍不詳の者及び不良集団の所属状況が不詳の者を除く。
 4 平成13年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成15年以降は、特別永住資格者を除く。
 5 不良集団率は、アでは外国籍の少年の総数（ただし、注4による）、イでは日本国籍の少年の総数に占める、保護観察開始時までに、暴力団、暴走族、地域不良集団、不良生徒・学生集団又はその他不良集団と交友があった者の比率である。

6 生活程度

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ日本人・外国人の別に、保護観察開始人員の生活程度（富裕，普通，貧困）別²⁶の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-6図のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人は日本人に比べて貧困の構成比が高く、富裕及び普通の構成比が低い。また、外

26 保護統計年報の区分による。

国人，日本人共に，貧困の構成比が上昇傾向にある。平成22年における貧困の構成比は，外国人では3割弱と，日本人より10pt強高い。

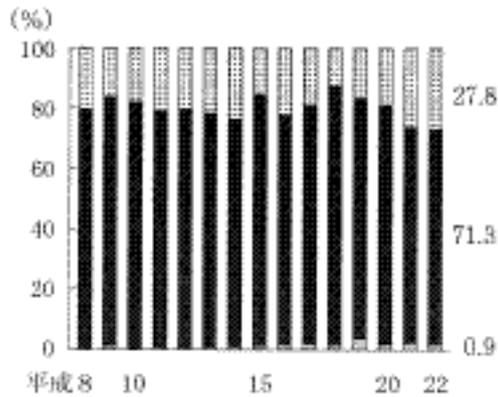
② 少年院仮退院者

外国人は日本人に比べて貧困の構成比が高く，富裕及び普通の構成比が低い。ただし，外国人，日本人共に，保護観察処分少年と比べ，普通の構成比がより低く，貧困の構成比がより高くなっている。また，貧困の構成比は，外国人では平成18年まで低下した後，上昇に転じているが，日本人では一貫して上昇傾向にある。平成22年における貧困の構成比は，外国人ではおおむね3分の1，日本人ではおおむね2割であった。

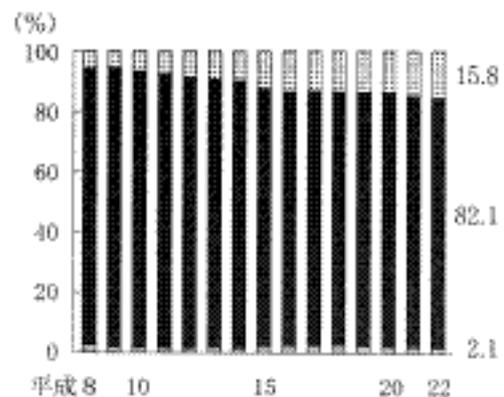
3-4-6図 少年の保護観察開始人員の生活程度別構成比の推移（外国人・日本人別）
（平成8年～22年）

① 保護観察処分少年

ア 外国人

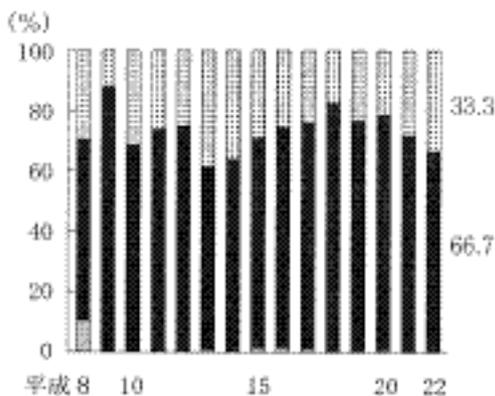


イ 日本人

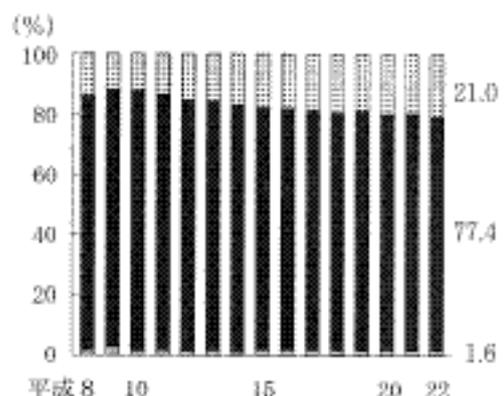


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



■ 富裕 ■ 普通 ■ 貧困

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 保護観察処分少年は，交通短期保護観察の対象者を除く。
- 3 生活程度は，保護統計年報の区分による。
- 4 無国籍の者，国籍不詳の者及び生活程度不詳の者を除く。
- 5 平成12年以前は，韓国・朝鮮籍の者を，平成13年以降は，特別永住資格者を除く。

7 居住状況

平成22年における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員について、それぞれ外国人（及びブラジル）・日本人の別に、居住状況別の人員及び構成比を見ると、3-4-7表のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人、日本人共に、両親と同居の構成比が最も高く、外国人では5割強、日本人では5割弱である。次いで、母と同居であり、両者を合わせて約8割を占めている。次いで、父と同居、その他の親族と同居の順であった。

② 少年院仮退院者

外国人、日本人共に、両親と同居の構成比が最も高いが、4割前後であり、保護観察処分少年と比べると低い。次いで、母と同居であり、保護観察処分少年と比べると若干高くなっている。両者を合わせて8割弱を占めている。次いで、外国人は、その他親族と同居及びその他（同数）、日本人は、父と同居であった。なお、ブラジルは、両親と同居の構成比が5割と、他の国籍等と比べ高くなっている。

3-4-7表 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比（外国人・日本人別）

（平成22年）

① 保護観察処分少年

区分		外国人		ブラジル		日本	
総	数	224	(100.0)	65	(100.0)	15,753	(100.0)
両	親と同居	119	(53.1)	32	(49.2)	7,255	(46.1)
母	と同居	62	(27.7)	20	(30.8)	5,428	(34.5)
父	と同居	15	(6.7)	2	(3.1)	1,380	(8.8)
そ	の他の親族と同居	12	(5.4)	6	(9.2)	657	(4.2)
更	生保護施設	-	-	-	-	11	(0.1)
単	身居住	7	(3.1)	2	(3.1)	455	(2.9)
そ	の他	9	(4.0)	3	(4.6)	567	(3.6)

② 少年院仮退院者

区分		外国人		ブラジル		日本	
総	数	74	(100.0)	22	(100.0)	3,773	(100.0)
両	親と同居	31	(41.9)	11	(50.0)	1,495	(39.6)
母	と同居	26	(35.1)	5	(22.7)	1,442	(38.2)
父	と同居	3	(4.1)	-	-	390	(10.3)
そ	の他の親族と同居	5	(6.8)	2	(9.1)	192	(5.1)
更	生保護施設	4	(5.4)	-	-	136	(3.6)
単	身居住	-	-	-	-	21	(0.6)
そ	の他	5	(6.8)	4	(18.2)	97	(2.6)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通規制保護観察の対象者を除く。

3 特別永住資格者、無国籍の者、国籍不詳の者及び居住状況不詳の者を除く。

4 「その他」は、配偶者と同居、屋主宅等である。

5 () 内は、総数に占める各区分の人員の構成比である。

8 就労・就学状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人・日本人の別に、保護観察開始人員の就学・就労状況別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、**3-4-8図**のとおりである。

① 保護観察処分少年

外国人・日本人共に、有職者の構成比は低下傾向にあり、無職者の構成比も平成15年頃から低下傾向にある。また、学生・生徒の構成比は、おおむね上昇傾向を続けている。22年においては、外国人、日本人共に、有職者の構成比は4割弱と同程度であるが、外国人の方が日本人よりも無職者の構成比が1割強高く、逆に学生生徒の構成比が1割強低い。

② 少年院仮退院者

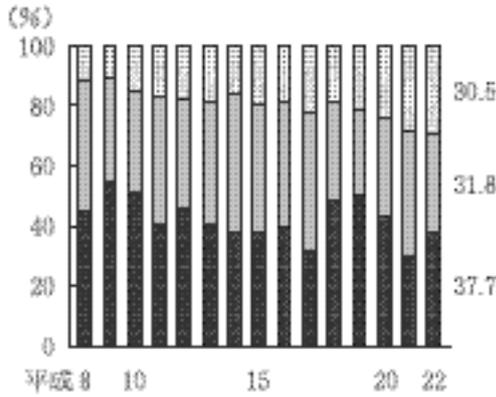
少年院仮退院直後であるため、無職者の構成比が外国人、日本人共に顕著に高く、外国人では、年によってばらつきはあるが、おおむね70～80%台で推移し、日本人では60%台から70%台へと緩やかな上昇傾向が見られる。平成22年においては、外国人では8割以上、日本人では7割以上の者が無職者であった。

3-4-8図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比の推移（外国人・日本人別）

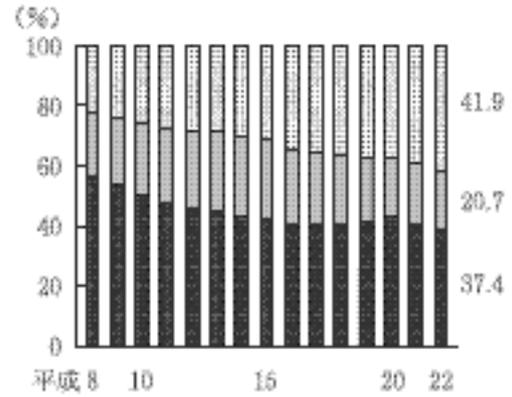
（平成8年～22年）

① 保護観察処分少年

ア 外国人

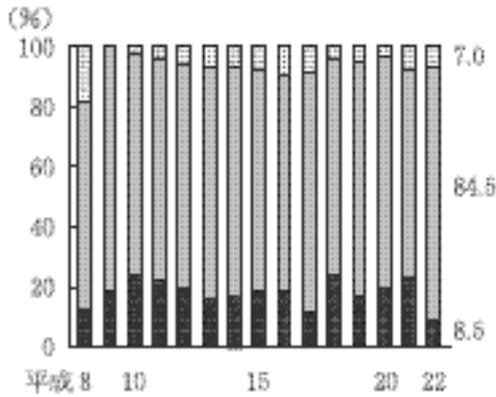


イ 日本人

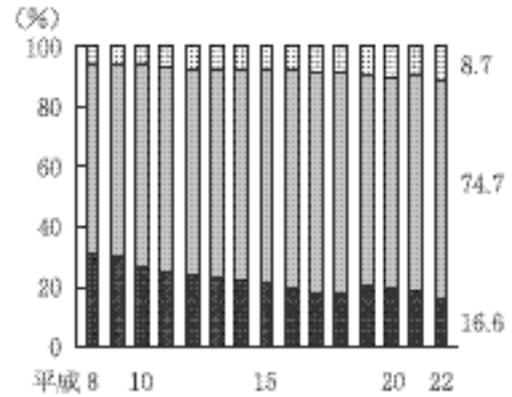


② 少年院仮退院者

ア 外国人



イ 日本人



■有職 ■無職 ■学生・生徒

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者、国籍不詳の者、家事手伝い及び就労・就学状況不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。

9 教育程度

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、それぞれ外国人（及びブラジル）・日本人の別に、保護観察開始人員の教育程度別の構成比の推移（平成8年以降）を見ると、3-4-9図のとおりである。

① 保護観察処分少年

中学校卒業までの者の構成比は、外国人の方が高く、外国人の同構成比が低下傾向にあり、日本人は横ばいであることから、両者の差が縮小してきているものの、平成22年でも、外国人は4割を超えている。特に、ブラジルの中学校卒業までの者の構成比は、低下傾向にはあるとはいえ、同年でも6割近くとかなり高い。また、外国人、日本人共に、高校在学の者の構成比はおおむね上昇傾向にあるが、外国人の方が若干下回って推移しており、

また、高校中退の者の構成比は、外国人がおおむね上昇傾向、日本人がおおむね低下傾向を続けており、最近では両者の差はほとんどなくなっている。

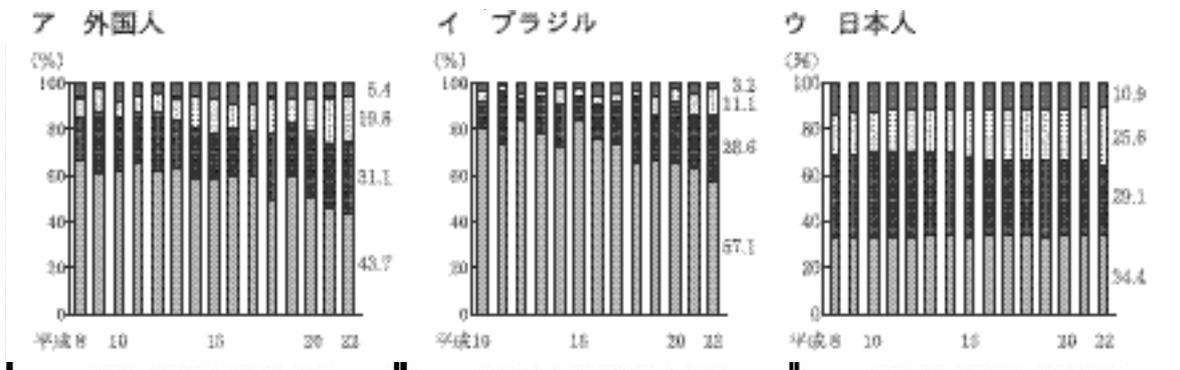
② 少年院仮退院者

外国人、日本人共に、保護観察処分少年よりも中学校卒業までの者の構成比がより高く、高校在学及び高校卒業以上の者の構成比がかなり低い状態で推移している。外国人の中学校卒業までの者の構成比はおおむね7割前後で推移しており、特に、ブラジルは、おおむね8割強の高い水準で推移している。

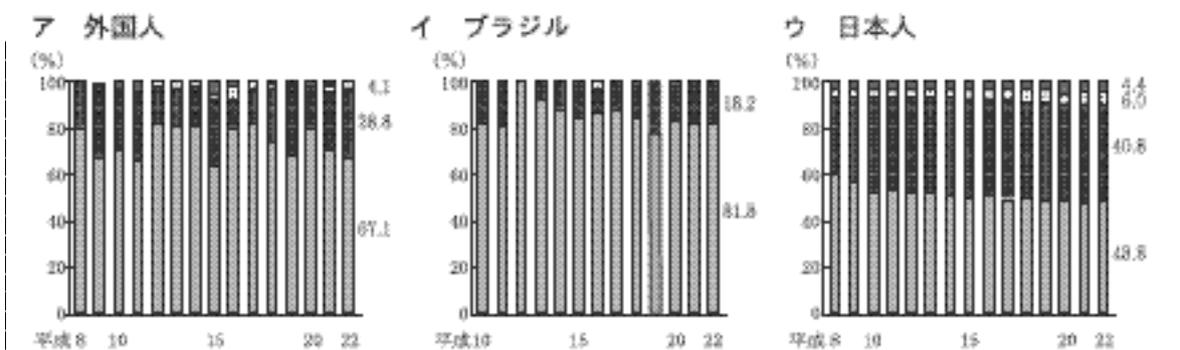
3-4-9図 少年の保護観察開始人員の教育程度別構成比の推移（外国人・日本人別）

（平成8年～22年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



中学卒業まで
 高校中退
 高校在学
 高校卒業以上

- 注 1 法務省大印官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者、国籍不詳の者及び教育程度不詳の者を除く。
 4 平成12年以前は、韓国・朝鮮籍の者を、平成13年以降は、特別永住資格者を除く。
 5 イのブラジルは、平成9年以前については元の資料で調査項目に含まれていなかったため、平成10年以降の数値を計上している。

10 在留資格

平成22年における外国人（韓国・朝鮮籍及び特別永住者を含む。）の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員について、在留資格別の構成比を見ると、3-4-10図のとおりである。

① 保護観察処分少年

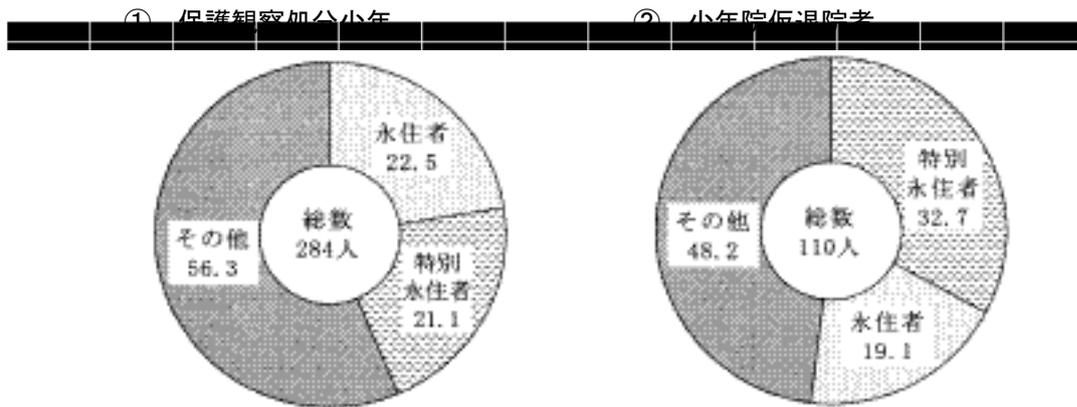
永住者と特別永住者で、5割近くを占めており、永住者64人、特別永住者60人であった。

② 少年院仮退院者

永住者と特別永住者で、5割以上を占めている。保護観察処分少年よりも特別永住者の構成比が高い。永住者21人、特別永住者36人であった。

3-4-10図 外国人少年の保護観察開始人員の在留資格別構成比

(平成22年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 無国籍の者及び国籍不詳の者を除く。
 4 「その他」は、来日外国人、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、米軍関係者、在留資格不明者等である。

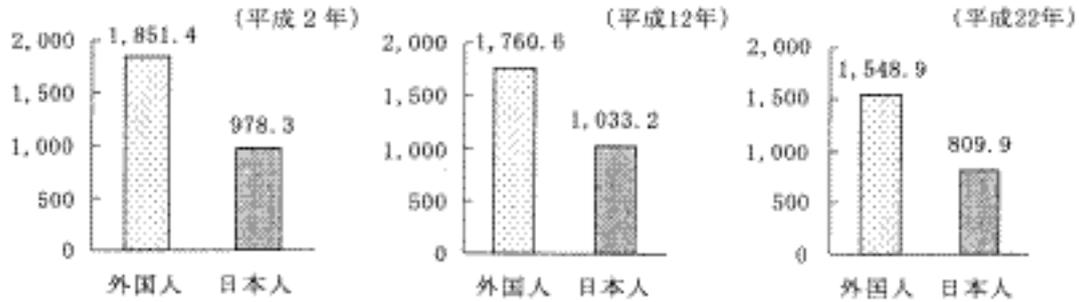
第5節 人口比で見る処遇動向

本節では、家庭裁判所送致、少年鑑別所及び少年院送致等の保護処分の各段階について、外国人少年犯罪及びその処遇傾向を、我が国における日本人と外国人の人口の違いを加味した視点から概観する。

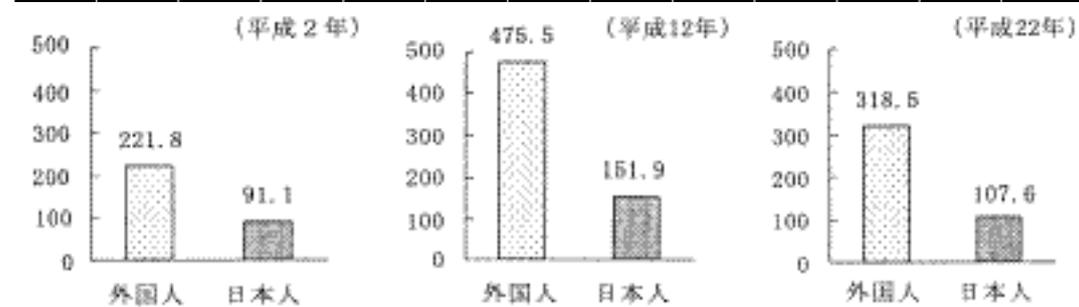
平成2年、12年及び22年について、家庭裁判所送致人員、少年鑑別所被収容者人員、少年院入院者人員及び保護観察処分少年の保護観察開始人員（短期保護観察の対象者を含み、交通保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。なお、2年時には、短期保護観察が実施されていないため、同対象者を含まない。）のそれぞれに関し、日本人少年と外国人少年の人口比（それぞれ10歳以上の日本人又は外国人少年の人口10万人当たりの各人員）を見たのが、3-5図である。なお、2年6月1日に定住者の在留資格が創設されたことから、その影響が浸透する前の状況と比較するため、同年及び中間点の12年を比較対照の年として設定した。

3-5図 少年人口比（外国人・日本人別）①家庭裁判所送致人員 ②少年鑑別所被收容者人員
③保護観察処分少年人員 ④少年院入院者人員

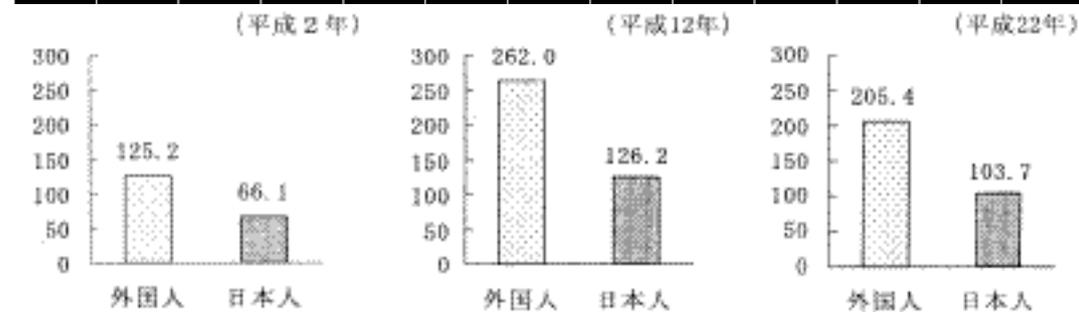
① 家庭裁判所送致人員



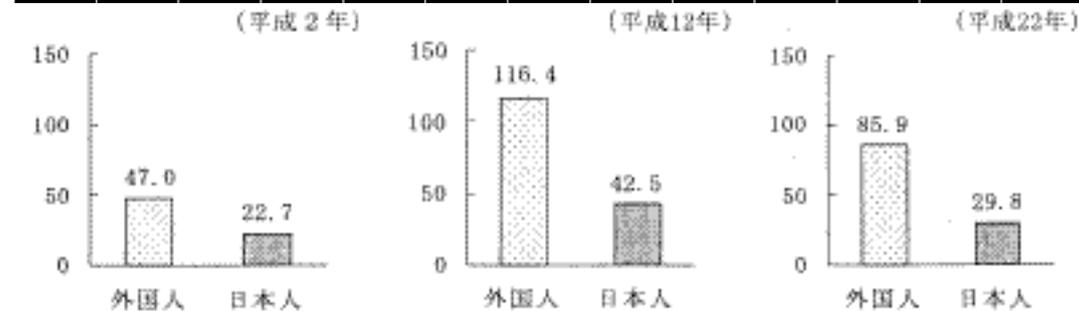
②



③



④



注 1 検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 ②の「被收容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。
 3 ③は、交通保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「外国人少年人口比」は、10歳以上の外国人少年10万人当たりの、「日本人少年人口比」は、10歳以上の日本人少年10万人当たりの、それぞれ家庭裁判所送致・少年鑑別所被收容者・保護観察処分少年・少年院入院者人員である。
 5 「外国人」は、韓国・朝鮮籍の者、無国籍の者及び国籍不詳の者を含む。

平成2年、12年及び22年のいずれの年においても、家庭裁判所送致、少年鑑別所収容、保護観察処分少年の保護観察開始及び少年院入院の全段階の人員で、外国人少年の人口比の方が日本人少年の人口比より明らかに高い（3か年を通じて、家庭裁判所送致人員では2倍近く、少年鑑別所被収容者人員では2.5～3倍、保護観察処分少年の保護観察開始人員では2倍前後、少年院入院者人員では2～3倍程度高い。）。

ただし、外国人の非行・犯罪は、外国人人口には通常計上されない短期滞在者による場合も多いため、同図における外国人人口比の値が、日本に在留する全外国人少年を前提とする実質の人口比より高くなる。そのため、特に、家庭裁判所送致段階等、日本における中長期滞在者ではない者が多く含まれる手続段階に関しては、日本人・外国人人口比の各数値による単純比較では、実情の比較とはならないことに留意する必要がある。さらに、それぞれの人口比の算出の基礎となった人口は、総務省の国勢調査に基づく人口統計（推計値）によるが、10～19歳の外国人人口と外国人登録者年末人員とを比べると、上記各年とも後者の方が1～3万人程度多い。これら二つの統計については、計上等の方法や基準時が異なるため、一概にはいえないものの、同様の傾向が経年で見られることから、推計による外国人人口が実際より小さい値である可能性は否定できず²⁷、この点も留意が必要である²⁸。

外国人人口比について、各段階間を比較するために、それぞれの段階について、外国人人口比を日本人人口比で除した値を見ると、いずれの年も、少年鑑別所被収容者人員、少年院入院者人員、保護観察処分少年の保護観察開始人員、家庭裁判所送致人員の順で大きい。つまり、人口比では外国人人口比の方が高いが、少年鑑別所被収容者人員を除いては、要保護性が高いと認められる層ほどその差が大きい（なお、少年鑑別所被収容者人員における人口比の差が各年とも最も大きいことについては、少年鑑別所被収容者の処分傾向において外国人と日本人とで幾らかの違いがあるとうかがわれること²⁹がある程度影響して

27 反対に、外国人登録者年末人員が実態を反映していない可能性も否定できない。ちなみに、平成22年版「出入国管理」は、在留管理制度の大幅な見直し等を内容とする21年の入管法等の改正の背景として、我が国に在留する外国人の数は年々増加するとともに、その活動内容は多様化し、定住化傾向を強める者も少なくないが、現行制度の下ではこれらの者の居住実態等の把握を十分に行えず、適正な在留管理を行う上で支障を生じるなどしている旨述べている。

28 参考のため、10～19歳の外国人少年登録者年末人員を当該年齢層に係る外国人人口とみなして人口比を算出すると、上記各年における外国人人口比はいずれも日本人人口比より高く、日本人人口比との差が最も小さい家庭裁判所送致人員ではその1.4～1.7倍、差が最も大きい少年鑑別所被収容者人員では2.2～2.7倍、保護観察処分少年の保護観察開始人員では1.6～1.8倍、少年院入院者人員では1.9～2.3倍であった。

29 外国人と日本人少年鑑別所被収容人員の処分（審判）結果の違いを正確に表すものではないが、参考となるものとして、それぞれの少年鑑別所被収容者人員に対する少年院入院者人員の比率を比較することができる（少年院入院者人員は、新収容者に限られること及び少年鑑別所の収容を経ないで入院する人員を含むことから、処分結果の正確な比較とはいえないものの、各年とも、少年鑑別所に収容され、少年院送致処分により退所する者の大半は（少年院）新収容者であり、また、新収容者の大半は少年鑑別所の収容を経て少年院送致となった者である。）。当該比率は、平成2年、12年及び22年とも日本人の方が高いが、その差が大きい年は少年鑑別所被収容者人員と少年院入院者人員の人口比との差も大きい傾向にある。また、外国人のうち、中国、フィリピン及びブラジル等に係る少年鑑別所被収容者人員の処分傾向については、第2節2項(2)参照。

いるものと思われる。)

経年で比較すると、日本人少年は、平成12年の人口比が最も高く、2年と22年がおおむね似たような水準にあるのに対し、外国人少年も、全般に、2年時の人口比が最も高い家庭裁判所送致人員を除き、12年が最も高い。他方、外国人少年の2年と22年における各段階の人口比を比べると、家庭裁判所送致人員で22年の方が低いほかは、いずれも同年の方が明らかに高く、少年鑑別所被収容者人員では2年の1.4倍、保護観察処分少年の保護観察開始人員では1.6倍、少年院入院者人員では1.8倍となっている。外国人少年人口の中で、特に、少年鑑別所に収容され、又は、保護観察処分や少年院送致となる外国人少年の割合は、22年では、10年前と比べると歯止めがかかっているものの、20年前の2年時と比べるとまだかなり高いことが分かる。